

学 生 便 覧

2017（平成29）年度

神戸大学国際人間科学部

目 次

・沿革略史	
・平成29年度 授業及び教務関係予定表	
I 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
1 神戸大学学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）	3
2 国際人間科学部学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）	4
II 教学規則・共通細則・大学教育推進機構規則等	
1 神戸大学教学規則	9
2 神戸大学共通細則	42
3 神戸大学学位規程	49
4 神戸大学学生表彰規程	63
5 神戸大学学生懲戒規則	65
神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ	67
6 神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム規則	68
7 神戸大学大学教育推進機構規則等	71
(1) 神戸大学大学教育推進機構規則	71
(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則	77
(3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則	87
(4) 全学授業科目の再試験制度に関する内規	88
(5) 追試験に関する内規	89
(6) 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院における成績評価基準及び成績に関する内規	90
(7) 交通機関の運休、気象警報の発表の場合における授業、定期試験の休講措置について	91
(8) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ	92
(9) 協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ	94
(10) 全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて	95
(11) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	97
全学共通授業科目履修案内（平成29年度入学者用）	98
8 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程	114
III 学部規則等	
1 神戸大学国際人間科学部規則	119
2 神戸大学国際人間科学部聴講生規程	173
3 神戸大学国際人間科学部科目等履修生規程	175
4 神戸大学国際人間科学部外国人特別学生入学選考規程	178
5 神戸大学国際人間科学部特別聴講学生に関する内規	180
6 神戸大学国際人間科学部履修科目の登録の上限に関する内規	181
7 入学前の既修得単位の認定に関する内規	182
8 神戸大学国際人間科学部留学に関する内規	184
9 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規	185
10 神戸大学国際人間科学部の成績評価基準に関する内規	186
11 国際人間科学部開講の授業科目における学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	187
12 国際人間科学部における成績不振学生への修学指導についての申合せ	188

13	試験等における不正行為等に対する成績の措置についての取扱い	189
14	神戸大学国際人間科学部転学科に関する内規	191
15	神戸大学国際人間科学部早期卒業に関する内規	192
16	神戸大学国際人間科学部高度教養科目に関する内規	193
17	神戸大学国際人間科学部インターンシップ実習に関する内規	194
18	神戸大学国際人間科学部海外外国語実習に関する内規	195
19	神戸大学国際人間科学部フィールドワーク実習に関する内規	196
20	外国人留学生のための日本語科目修得についての内規	197
21	神戸大学 ESD コース実施要領	198
22	交通機関の運休, 気象警報の発表の場合における授業, 定期試験の休講措置について	202

IV 学部（履修等）

1	履修方法及び履修に関する心得	205
(1)	履修のあり方について	205
(2)	授業科目及び履修要件について	205
(3)	科目ナンバリングの導入について	205
(4)	履修手続きについて	207
(5)	試験及び単位修得について	207
(6)	定期試験受験上の注意事項	207
(7)	追試験について	208
(8)	成績評価について	208
(9)	「GPA」及び履修取消制度について	208
(10)	卒業研究について	211
(11)	わからないことや困ったことがあるとき	213
2	学科ごとの履修要件	214
3	資格免許のための科目	249
4	教育職員免許状取得に関する履修要項	252
5	教育職員免許以外の資格について	280
(1)	学芸員の資格に関する科目	280
(2)	社会教育主事の資格に関する科目	281
(3)	社会福祉主事任用資格に関する科目	283

V 学生関係

1	学生生活上の周知事項について	287
(1)	学生への通知等について	287
(2)	諸手続きについて	287
(3)	遵守事項・注意事項について	287
(4)	キャンパス内の施設の利用について（国際人間科学部）	288
(5)	その他	290
	・国際人間科学部所在地及び電話番号	293
	・国際人間科学部教員名簿	294
	・神戸大学キャンパスマップ（六甲台地区）	299
	・鶴甲第一キャンパス配置図	300
	・鶴甲第二キャンパス配置図	307
	・附属学校配置図	307

沿革略史

平成 29 年（2017 年）4 月，国際文化学部と発達科学部を再編統合し，国際人間科学部を設置しました。

○国際文化学部・国際文化学研究科

年 月	沿 革
大正 12 年（1923 年）	官立姫路高等学校設置
昭和 24 年（1949 年）	神戸教養課程設置
昭和 38 年（1963 年）	神戸大学教養部設置
平成 4 年（1992 年）	神戸大学教養部を改組し，神戸大学国際文化学部設置
平成 9 年（1997 年）	神戸大学大学院教育学研究科を改組し，神戸大学大学院総合人間科学研究科修士課程設置
平成 11 年（1999 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科博士課程設置
平成 17 年（2005 年）	神戸大学国際文化学部改組
平成 19 年（2007 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科を改組し，神戸大学大学院国際文化学研究科設置

○発達科学部・人間発達環境学研究科

年 月	沿 革
明治 7 年（1874 年）	兵庫県師範伝習所設置
昭和 24 年（1949 年）	兵庫師範学校と兵庫青年師範学校を統合し，神戸大学教育学部設置
昭和 56 年（1981 年）	神戸大学大学院教育学研究科修士課程設置
平成 4 年（1992 年）	神戸大学教育学部を改組し，神戸大学発達科学部設置
平成 9 年（1997 年）	神戸大学大学院教育学研究科を改組し，神戸大学大学院総合人間科学研究科修士課程設置
平成 11 年（1999 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科博士課程設置
平成 17 年（2005 年）	神戸大学発達科学部改組
平成 19 年（2007 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科を改組し，神戸大学大学院人間発達環境学研究科設置

平成 29 年（2017 年）	神戸大学国際文化学部と発達科学部を再編統合し，神戸大学国際人間科学部を設置
-----------------	---------------------------------------

平成29年度授業及び教務関係予定表 (国際人間科学部)

前期

	日	月	火	水	木	金	土	行事					
4月							1	・4/1(土)前期開始					
	2	3	4	入学式	5	6	7	①	8	・4/4(火)入学式 ・4/5(水)新入生ガイダンス(学部・午前) ・4/6(木)新入生ガイダンス(学科・午前) ・4/7(金)1Q授業開始			
	9	10	①	11	①	12	①	13	①	14	②	15	・4/7(金)～20(木)1Q・2Q履修登録 ・4/9(日) TOEFL-ITP試験
	16	17	②	18	②	19	②	20	②	21	③	22	・4/21(金)～27(木)1Q履修取消期間
	23	24	③	25	③	26	③	27	③	28	④	29	・4/29(土)「昭和の日」
	30												
5月		1	④	2	④	3	4	5	6	・5/3(水)「憲法記念日」 5/4(木)「みどりの日」 5/5(金)「こどもの日」			
	7	8	⑤	9	⑤	10	④	11	④	12	⑤	13	・5/9(火)～16(火)2Q基礎教養科目・総合教養科目抽選登録
	14	15		16	⑥	17	⑤	18	⑤	19	⑥	20	・5/15(月) 本学創立記念日
	21	22	⑥	23	⑦	24	⑥	25	⑥	26	⑦	27	
	28	29	⑦	30	予備日	31	⑦						・5/30(火) 予備日(1Q) ※1
6月					1	⑦	2	⑧	3	・6/2(金)～6/8(木) 授業・定期試験期間(1Q)			
	4	5	⑧	6	⑧	7	⑧	8	⑧	9	予備日	10	・6/9(金) 定期試験の予備日(1Q) ※2
	11	12	①	13	①	14	①	15	①	16	①	17	・6/12(月)2Q授業開始
	18	19	②	20	②	21	②	22	②	23	②	24	・6/26(月)～7/2(日)2Q履修取消期間
	25	26	③	27	③	28	③	29	③	30	③		・6/29(木)1Q成績発表
7月									1				
	2	3	④	4	④	5	④	6	④	7	④	8	
	9	10	⑤	11	⑤	12	⑤	13	⑤	14	⑤	15	
	16	17		18	⑥	19	⑥	20	⑥	21	⑥	22	・7/17(月)「海の日」
	23	24	⑥	25	⑦	26	⑦	27	⑦	28	⑦	29	
	30	31	⑦										
8月			1	予備日	2	⑧	3	⑧	4	⑧	5	・8/1(火) 予備日(2Q) ※1	
	6	7	⑧	8	⑧	9	予備日	10		11		12	・8/2(水)～8/8(火) 授業・定期試験期間(2Q)
	13	14		15		16		17		18		19	・8/9(水) 定期試験の予備日(2Q) ※2
	20	21		22		23		24		25		26	・8/11(金)「山の日」
	27	28		29		30		31					
9月							1	再試	2	・9/1(金)4(月) 再試験(1Q・2Q)			
	3	4	再試	5	予備日	6		7		8		9	・9/5(火) 再試験の予備日(1Q・2Q)
	10	11		12		13		14		15		16	・9/14(木)2Q成績発表
	17	18		19		20		21		22		23	・9/14(木)～19(火)3Q・4Q基礎教養科目・総合教養科目抽選登録
	24	25		26		27		28		29		30	・9/18(月)「敬老の日」 ・9/23(土)「秋分の日」
													・9/30(土)前期終了

注) ○数字は授業回数を示す。(例：①=1回目)

※1：気象警報の発表等による休講の補講実施日

※2：気象警報の発表等により休講・試験中止となった場合の補講・試験実施日

〈月別授業日数表 (定期試験及び補講期間、試験又は授業を含む)〉

【1Q】

	4月	5月	6月	計
月	3	4	1	8
火	3	4	1	8
水	3	4	1	8
木	3	3	2	8
金	4	3	1	8
計	16	18	6	40

【2Q】

	6月	7月	8月	計
月	3	4	1	8
火	3	4	1	8
水	3	4	1	8
木	3	4	1	8
金	3	4	1	8
計	15	20	5	40

平成29年度授業及び教務関係予定表 (国際人間科学部)

後期

	日	月	火	水	木	金	土	行事					
10月	1	2	①	3	①	4	①	5	①	6	①	7	・10/1(日) 後期開始
	8	9		10	②	11	②	12	②	13	②	14	・10/2(月) 3Q授業開始
	15	16	②	17	③	18	③	19	③	20	③	21	・10/2(月)～16(月) 3Q・4Q履修登録
	22	23	③	24	④	25	④	26	④	27	④	28	・10/9(月)「体育の日」
	29	30	④	31	⑤								・10/17(火)～23(月) 3Q履修取消期間
11月				1	⑤	2	⑤	3				4	・11/3(金)「文化の日」
	5	6	⑤	7	⑥	8	⑥	9	⑥	10	⑥	11	
	12	13	⑥	14	⑦	15	⑦	16	⑦	17	⑦	18	・11/21(火)金曜日の振替日
	19	20	⑦	21	金⑦	22	予備日	23		24	⑧	25	・11/22(水) 予備日(3Q) ※1 ・11/23(木)「勤労感謝の日」
	26	27	⑧	28	⑧	29	⑧	30	⑧				・11/24(金)～11/30(木) 授業・定期試験期間(3Q)
12月						1	予備日	2					・12/1(金) 定期試験の予備日(3Q) ※2
	3	4	①	5	①	6	①	7	①	8	*①**①	9	・12/4(月) 4Q授業開始
	10	11	②	12	②	13	②	14	②	15	*②**②	16	・12/18(月)～24(日) 4Q履修取消期間
	17	18	③	19	③	20	③	21	③	22	*③**③	23	・12/21(木) 3Q成績発表 ・12/23(土)「天皇誕生日」
	24	25	④	26	金**④	27	④	28		29		30	・12/25(月)月曜日の振替日 ・12/26(火)金曜日午後の振替日
	31												・12/27(水)水曜日の振替日
1月		1		2		3		4		5	*④**⑤	6	・1/5(金)金曜日の振替日 ・1/8(月)「成人の日」
	7	8		9	④	10	⑤	11	④	12	*⑤**休講	13	・1/12(金) 平成30年度大学入試センター試験準備(午後休講)
	14	15	⑤	16	⑤	17	⑥	18	⑤	19	*⑥**⑥	20	
	21	22	⑥	23	⑥	24	⑦	25	⑥	26	*⑦**⑦	27	
	28	29	⑦	30	⑦	31	予備日						・1/31(水)予備日(4Q) ※1
2月					1	⑦	2	*⑧**⑧	3				・2/2(金)～2/8(木) 授業・定期試験期間(4Q)
	4	5	⑧	6	⑧	7	⑧	8	⑧	9	予備日	10	・2/9(金) 定期試験の予備日(4Q) ※2
	11	12		13		14		15		16		17	・2/11(日)「建国記念の日」・2/12(月)振替休日
	18	19		20		21		22		23		24	・2月中 TOEFL-ITP 試験
	25	26		27		28							
3月					1		2	再試	3				・3/2(金)5(月)再試験(3Q・4Q)
	4	5	再試	6	予備日	7		8		9		10	・3/6(火)再試験の予備日(3Q・4Q)
	11	12		13		14		15		16		17	・3/16(金)4Q成績発表
	18	19		20		21		22		23		24	・3/21(水)「春分の日」 ・3月下旬 次年度CAP制適用除外者決定
	25	26		27		28		29		30		31	・3/31(土) 後期終了

注1) ○数字は授業回数を示す。(例:①=1回目)

注2) 4Q金曜日:*は午前の講義(1-2時限目)を,**は午後の講義(3-5時限目)を示す。

※1: 気象警報の発表等による休講の補講実施日

※2: 気象警報の発表等により休講・試験中止となった場合の補講・試験実施日

〈月別授業日数表(定期試験及び補講期間, 試験又は授業を含む)〉

【3Q】

	10月	11月	12月	計
月	4	4	0	8
火	5	3	0	8
水	4	4	0	8
木	4	4	0	8
金	4	4	0	8
計	21	19	0	40

【4Q】

	12月	1月	2月	計
月	4	3	1	8
火	3	4	1	8
水	4	3	1	8
木	3	3	2	8
金	3	4	1	8
	4	3	1	8
計	17	17	6	40
	18	16	6	40

注3) 2段に記載している箇所は 上段:1-2時限, 下段:3-5時限を示す。

Ⅰ 学位授与の方針 （ディプロマ・ポリシー）

1 神戸大学 学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を發揮し、個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け、本学では、教育課程を通じて授与する学位に関して、学部及び大学院において国際的に卓越した教育を保証するため、以下に示した2つの方針に従って当該学位を授与する。

- ・学部あるいは研究科に所定の期間在学し、卒業並びに修了に必要な単位を修得し、当該学部あるいは研究科が定める審査に合格する。
- ・卒業あるいは修了までに、本学学生が、それぞれの課程を通じて身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性」

豊かな教養と高い倫理性をそなえ、知性、理性及び感性が調和し、自立した社会人として行動できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・様々な場面において、状況を適切に把握し主体的に判断する力
- ・専門性や価値観を異にする人々と協働して課題解決にあたるチームワーク力

「創造性」

伝統的な思考や方法を批判的に継承し、自ら課題を設定して創造的に解決できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・他の学問分野の基本的なものの考え方を学び、自らの専門分野との違いを理解する力
- ・能動的に学び、新たな発想を生み出す力

「国際性」

多様な価値観を尊重し、多文化社会のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を發揮できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・複数の言語で異なる文化の人々と意思を通じ合うことができる力
- ・文化、思想、価値観の多様性を受容し、地球的課題を理解する力

「専門性」

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、学士課程にあっては、幅広い知識とそれを基盤とした専門的能力を、また大学院の各教育課程にあっては、深い学識と高度で卓越した専門的能力を身につける。

それぞれの課程で身につける専門的能力は各学部・研究科が定める。

2 国際人間科学部 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学国際人間科学部は、グローバルイシュー（現代社会が地球規模での協働を通して取り組まなければならない課題）を深い人間理解と他者への共感をもって解決し、世界の人々が多様な境界線を越えて共存できる「グローバル共生社会」の実現に貢献する「協働型グローバル人材」を養成することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

○学位：学士（学術）

【グローバル文化学科】

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際人間科学部グローバル文化学科は、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - ・外国語やICTを使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - ・グローバルイシューを異文化理解の観点から理解する能力
 - ・グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力

【発達コミュニティ学科】

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際人間科学部発達コミュニティ学科は、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - ・外国語やICTを使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力

- ・グローバルイシューを人間発達及び人間科学の観点から理解する能力
- ・グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力

【環境共生学科】

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際人間科学部環境共生学科は、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - ・外国語やICTを使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - ・グローバルイシューを環境共生の観点から理解する能力
 - ・グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力

【子ども教育学科】

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際人間科学部子ども教育学科は、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - ・外国語やICTを使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - ・グローバルイシューを人間発達及び次世代育成の観点から理解する能力
 - ・グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力

○学位：学士（教育学）

【子ども教育学科】

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際人間科学部子ども教育学科は、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - ・外国語やICTを使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - ・グローバルイシューを人間発達及び次世代育成の観点から理解する能力
 - ・現代社会の文化的多様性を尊重したより実践的な子ども教育に取り組む能力
 - ・グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力

II 教学規則・共通細則・
大学教育推進機構規則等

1 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

目 次	
第1章	総 則
第1条	趣 旨
第2条	教 育 憲 章
第3条	学 部
第4条	大 学 院
第5条	乗 船 実 習 科
第6条	収 容 定 員
第7条	学 年
第8条	学期・クォーター
第9条	休 業 日
第2章	学 部
第1節	入 学
第10条	入 学 許 可
第11条	早 期 入 学
第12条	入 学 期
第13条	編 入 学
第14条	転 入 学
第15条	再 入 学
第16条	入 学 志 願
第17条	入 学 手 続
第18条	入学料の免除
第19条	入学料の徴収猶予等
第20条	死亡等による入学料の免除
第21条	宣 誓
第2節	修業年限, 教育課程, 課程の履修等
第22条	修 業 年 限
第23条	修業年限の通算
第24条	在 学 年 限
第25条	教 育 課 程
第26条	授業科目の区分
第27条	授 業 の 方 法
第28条	履修方法及び試験
第29条	履修科目の登録の上限
第30条	成績評価基準
第31条	単 位 の 授 与

第 32 条	単 位 の 基 準
第 33 条	他学部 ¹ の授業科目の履修
第 34 条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第 34 条の 2	休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第 35 条	大学以外の教育施設等における学修
第 36 条	入学前の既修得単位等の認定
第 37 条	編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第 38 条	転 学 部
第 39 条	転 学 科
第 3 節	留学及び休学
第 40 条	留 学
第 41 条	休 学 の 許 可
第 42 条	休 学 の 解 除
第 43 条	休 学 の 命 令
第 44 条	休学期間の取扱い
第 4 節	退学及び除籍
第 45 条	退 学
第 46 条	疾病等による除籍
第 47 条	入学料等未納による除籍
第 5 節	卒業要件及び学士の学位
第 48 条	卒 業 要 件
第 49 条	学士の学位授与
第 6 節	授 業 料
第 50 条	授業料の納期
第 51 条	授業料の免除
第 52 条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第 53 条	休学者の授業料
第 54 条	退学者等の授業料
第 7 節	賞 罰
第 55 条	表 彰
第 55 条の 2	懲 戒
第 3 章	大 学 院
第 1 節	入 学
第 56 条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第 57 条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第 58 条	後期課程の入学資格
第 59 条	医学研究科の博士課程の入学資格
第 60 条	医学研究科の博士課程への早期入学
第 61 条	進 学

第 62 条	選考方法
第 2 節	修業年限, 教育方法, 修了要件等
第 63 条	標準修業年限
第 64 条	教育方法等
第 65 条	他大学大学院等の研究指導
第 66 条	研究指導のための留学
第 67 条	修士課程及び前期課程の修了要件
第 68 条	博士課程の修了要件
第 69 条	専門職学位課程の修了要件
第 70 条	学位論文及び最終試験
第 71 条	修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第 3 節	準用規定
第 72 条	準用規定
第 73 条	履修科目の登録の上限
第 74 条	他大学大学院の授業科目の履修
第 74 条の 2	休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第 75 条	入学前の既修得単位の認定
第 76 条	留学
第 77 条	休学
第 4 章	学位プログラム
第 5 章	特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
第 78 条	特別聴講学生
第 79 条	特別研究学生
第 80 条	科目等履修生
第 81 条	聴講生, 研究生及び専攻生
第 82 条	授業料の納期
第 83 条	外国人特別学生
第 6 章	授業料, 入学料及び検定料の額
第 84 条	授業料, 入学料及び検定料の額
第 84 条の 2	授業料等の不徴収
第 7 章	教育職員免許状
第 85 条	教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際人間科学部	グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
医 学 部	医学科，保健学科
工 学 部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農 学 部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海 事 科 学 部	グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

(大学院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課 程 の 別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	理論法学専攻，政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博士課程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程

医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻, 情報科学専攻, 計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	修士課程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は, これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し, 前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は, 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし, 法学研究科の専門職学位課程は, 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは, 神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は, 別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて, 次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については, 別に定める。

(休業日)

第 9 条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第 2 章 学 部

第 1 節 入 学

(入学許可)

第 10 条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第 17 条に規定する入学手続を完了した者（第 18 条の規定により入学料の免除を申請している者及び第 19 条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資

格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（早期入学）

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 高等学校に 2 年以上在学した者

(2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者

(3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に 2 年以上在学した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 152 条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17 歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学期）

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（編入学）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第 7 条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣 誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限，教育課程，課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

2 第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 学部は、本学、学部、学科及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。）及び神戸大学国際教養教育院高度教養科目履修規程（平成 28 年 3 月 22 日制定）で定める。

2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科

目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

（単位の授与）

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかず学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかず外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみ

なし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項並びに第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留 学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、

所属学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

- 第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

- 第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

- 第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

- 第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

- 第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

- 第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

- 第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあっては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授 業 料

（授業料の納期）

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納付期間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞 罰

(表 彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときには、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）で定める。

(懲 戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大 学 院

第1節 入 学

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
 - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したものの

(医学研究科の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進 学）

第 61 条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

- 第 62 条 大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。
- 2 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

- 第 63 条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。
- 人間発達環境学研究科 人間発達専攻（発達支援論コース）1年
- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，

学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は、3年とする。

（教育課程）

第63条の2 大学院（専門職大学院を除く。）は、本学、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

（研究指導のための留学）

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあたっては、1年）以上在学し、所定の単位を修得

し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者）にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者）にあっては、2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者）にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分）にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

（準用規定）

第72条 第12条（入学期）、第14条（転入学）、第15条（再入学）、第16条（入学志願）、第17条（入学手続）、第18条（入学料の免除）（第2項を除く。）、第19条（入学料の徴収猶予等）、第20条（死亡等による入学料の免除）、第21条（宣誓）、第22条（修業年限）（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第24条（在学年限）、第27条（授業の方法）、第31条（単位の授与）、第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。）、第33条（他学部の授業科目の履修）、第38条（転学部）、第39条（転学科）、第45条（退学）、第46条（疾病等による除籍）、第47条（入学料等未納による除籍）、第50条から第54条まで（授業料）、第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第73条の2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計

画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生その他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは、「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項並びに第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第

2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 学位プログラム

(学位プログラム)

第 77 条の 2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系的・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EUエキスパート人材育成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生， 聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第 78 条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生，研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の

規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

- 5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、不徴収とする。
- 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 7 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科及び人間環境学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の平成 29 年度から平成 31 年度までの総定員並びに学部の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 4 別表の改正規定により入学定員を改める専攻の平成 29 年度から平成 31 年度までの総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1（附則第 3 項関係）

年 度	区 分		総定員
平成 29 年度	文学部	人文学科	445
		国際人間科学部	グローバル文化学科
		発達コミュニティ学科	100
		環境共生学科	80
		子ども教育学科	50
		学部計	370
	理学部	数学科	103
		化学科	105
		生物学科	85
		学部計	623

平成29年度	工学部	建築学科	363
		市民工学科	243
		電気電子工学科	363
		機械工学科	403
		応用化学科	406
		情報知能工学科	407
		学部計	2,225
		農学部	食料環境システム学科
	資源生命科学科		214
	生命機能科学科		255
	学部計		630
	全学部合計		10,638
	平成30年度	文学部	人文学科
国際人間科学部		グローバル文化学科	280
		発達コミュニティ学科	200
		環境共生学科	160
		子ども教育学科	100
		学部計	740
理学部		数学科	106
		化学科	110
		生物学科	90
		学部計	636
工学部		建築学科	366
		市民工学科	246
		電気電子工学科	366
		機械工学科	406
		応用化学科	412
		情報知能工学科	414
		学部計	2,250
		農学部	食料環境システム学科
資源生命科学科			216
生命機能科学科			262
学部計			640
全学部合計		10,621	
平成31年度		文学部	人文学科
	国際人間科学部	グローバル文化学科	420
		発達コミュニティ学科	300
		環境共生学科	240
		子ども教育学科	150
		学部計	1,120
	理学部	数学科	109
		化学科	115
		生物学科	95
		学部計	649

平成31年度	工学部	建築学科	369
		市民工学科	249
		電気電子工学科	369
		機械工学科	409
		応用化学科	418
		情報知能工学科	421
		学部計	2275
		農学部	食料環境システム学科
	資源生命科学科	218	
	生命機能科学科	269	
	学部計	650	
	全学部合計	10,604	

附則別表第2（附則第4項関係）

年度	区分		総定員		
			博士課程		
			前期	後期	専攻別
			専攻別	専攻別	
平成29年度	経済学研究科	経済学専攻		64	
	医学研究科	医科学専攻			334
	海事科学研究科	海事科学専攻	135		
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	
		地域協力政策専攻		26	
	研究科計			73	
全博士課程合計			2,427	893	334
平成30年度	経済学研究科	経済学専攻		62	
	医学研究科	医科学専攻			356
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		25	
		地域協力政策専攻		25	
	研究科計			71	
全博士課程合計				889	356
平成31年度	医学研究科	医科学専攻			378
	全博士課程合計				378

別表 収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科	100				5	5	410	
	環境共生学科	80				3	3	326	
	子ども教育学科	50				2	2	204	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662
	物理学科	35		140					
	化学科	30		120					
	生物学科	25		100					
	惑星学科	35		140					
医学部	医学科	100	260	5	5		10	625	1,285
	保健 看護学専攻	看護学専攻		80				10	
		検査技術科学専攻		40					
		理学療法専攻		20					
		作業療法専攻		20					
工学部	建築学科	93	565			学科共通 20	20	372	2,300
	市民工学科	63		252					
	電気電子工学科	93		372					
	機械工学科	103		412					
	応用化学科	106		424					
	情報知能工学科	107		428					
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通 10	10	144	660
	資源生命科学科	55		220					
	生命機能科学科	69		276					
海事科学部	グローバル輸送科学科	80	200			学科共通 10	10	320	820
	海洋安全システム科学科	40		160					
	マリンエンジニアリング学科	80		320					
合計			2,518		5		145		10,587

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期			後期							前期			後期				
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学 研究科	文化構造専攻		17		8		20					34		24		60					
	社会動態専攻		27	44	12							54	88	36							
国際文 化学研 究科	文化関連専攻		18		6							36		18							
	グローバル 文化専攻		29	47	9		15					58	94	27		45					
人間発 達環 境学 研究科	人間発達専攻		51		11							102		33							
	(1年履修コース)		4	91		17						4	178		51						
	人間環境学専攻		36		6							72		18							
法 学 研究科	理論法学専攻		25		14		20					50		42		60					
	政治学専攻		12	37	6							24	74	18							
	実務法律専攻								80	80							240	240			
経済学 研究科	経済学専攻		83	83	20	20						166	166	60	60						
経営学 研究科	経営学専攻		51	51	34	34						102	102	102	102						
	現代経営学専攻								69	69							138	138			
理 学 研究科	数 学 専 攻		22		4							44		12							
	物 理 学 専 攻		24		5							48		15							
	化 学 専 攻		28	122	6	29						56	244	18	87						
	生 物 学 専 攻		24		7							48		21							
	惑 星 学 専 攻		24		7							48		21							
医 学 研究科	バイオメ ディカ ルサイ エンス 専攻	25	25								50	50									
	医科学専攻						100	100								400	400				
保健学 研究科	保健学専攻		54	54	25	25						108	108	75	75						
工 学 研究科	建 築 学 専 攻		64		8							128		24							
	市民工学専攻		42		6							84		18							
	電 気 電 子 工 学 専 攻		64	316	8	42						128	632	24	126						
	機 械 工 学 専 攻		76		10							152		30							
	応 用 化 学 専 攻		70		10							140		30							
システ ム情 報学 研 究 科	システ ム科 学専 攻		28		3							56		9							
	情報科学専攻		21	73	3	14						42	146	9	42						
	計算科学専攻		24		8							48		24							

農学 研究科	食料共生システム学専攻		26		6				52		18		
	資源生命科学専攻		42	120	8	25			84	240	24	75	
	生命科学機能専攻		52		11				104		33		
海事科学 研究科	海事科学専攻		75	75	11	11			150	150	33	33	
国際 協力 研究科	国際開発専攻		26		8				52		24		
	国際協力専攻		22	70	7	23			44	140	21	69	
	地域協力専攻		22		8				44		24		
科学技術 イノベーション 研究科	科学技術イノベーション専攻	40	40					80	80				
合計			65	1,183	295	100	149	130	2,362		885	400	378

2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀(90点以上)

優(80点以上90点未満)

良(70点以上80点未満)

可(60点以上70点未満)

不可(60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、3 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式1号

入 学 許 可 書

受験番号 番
氏 名

神戸大学 学部に入학을許可する。

年 月 日

神戸大学長

A4 (297×210)

様式2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、
本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長 殿

署 名

A4 (297×210)

様式3号

年 月 日

神戸大学 殿

学部 学科

学籍番号 番
住 所
氏 名 (印)

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297×210)

様式4号

年 月 日

神戸大学 殿

学部 学科

学籍番号 番
住 所
氏 名 (印)

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書添付(復学意見書)添付のこと。
A4 (297×210)

様式5号

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	
	学籍番号	番	
	本人住所		
	氏 名		印
退 学 願			
下記のとおり退学したいので御許可願います。			
記			
1 理 由			
2 退学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297×210)

様式7号

神戸大学 殿	年	月	日	
	学部	学科		
	学籍番号	番		
	住 所			
	氏 名			
欠 席 届				
下記のとおり欠席しますからお届けします。				
記				
1 理 由				
2 期 間	自	年	月	日
	至	年	月	日

注 疾病の場合は、診断書を添付のこと。 A4 (297×210)

様式 6 号

(表)

神戸大学学生証			
写 真	所 属		
	学籍番号		
	氏 名		
	生年月日		
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
発行年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
神戸大学長 印			
(生協組合番号)			
(図書館利用 I D)			

(裏)

■ 注 意 事 項	
1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。 (1)本学教職員の請求があった場合 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合 (3)本学図書館を利用する場合 (表面顔写真下の数字は図書館利IDです。)	(シール貼付スペース)
2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。	
3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。	
4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。	
神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台 1-1 TEL (078) 881-1212 (大代表)	

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (平成) 年 月 日 入学・進学		学籍番号				
	フリガナ <input style="width: 100%;" type="text"/>						
	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)						
研究科	ローマ字 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
課 程	左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)						
専 攻	氏 名						
	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)						
指導教員 (該当者のみ)	生年月日	19	(昭和 平成)	年	月	日生	
						外国籍	
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス						
	自宅・下宿・寮・その他 ()	携帯	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
	〒 <input style="width: 100%;" type="text"/>	PC	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。						
	住 所	<input style="width: 100%;" type="text"/>					
	[固定電話]	<input style="width: 100%;" type="text"/>				※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族	
	[携帯電話]	<input style="width: 100%;" type="text"/>					
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称					電話	
						<input style="width: 100%;" type="text"/>	
履 歴	学 歴	年 月	立				高等学校卒業
		.					
		.					
	認定試験等	.	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験				年度 合格
	職 歴	.					
そ の 他	.	. ~ .					
保護者等の住所等 ※学生本人が 独立生計者の場 合は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してくださ い。	フリガナ <input style="width: 100%;" type="text"/>						
	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)						
	氏 名 <input style="width: 100%;" type="text"/> 本人との続柄 ()						
	〒 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
	住 所 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
	[固定電話]	<input style="width: 100%;" type="text"/>					
	[携帯電話]	<input style="width: 100%;" type="text"/>					
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックして ください。	<input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要)						
	<input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入)						
	フリガナ <input style="width: 100%;" type="text"/> 本人との続柄 ()						
	氏 名 <input style="width: 100%;" type="text"/>						
	[固定電話]	<input style="width: 100%;" type="text"/>				{ <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	
[携帯電話]	<input style="width: 100%;" type="text"/>						

- 注 1. 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり (外国人は住民票どおり) 正確に記入してください。
 2. 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等 (中退を含む。) まで記入してください。
 3. 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4. この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡 (発信) する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

様式9号

身上異動・住所変更届

年 月 日届出

神戸大学 学部長 殿
研究科長 殿

学部	学科	課程
研究科	専攻	課程
学籍番号	フリガナ 氏名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり 身上異動・住所変更等 がありましたのでお届けします。

記

改姓 改名 現住所等変更 父母等の住所等変更 その他の変更 ()
(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身上移動 (改姓, 改名等) 現住所	ローマ字	フリガナ 氏名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	
	新	異動年月日	年 月 日
	旧	※証明書類を必ず添付してください。	
	自宅・学生寮・その他 ()	Eメールアドレス (□携帯 □PC) @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。	
	郵便番号	-	
	住所	都道府県	
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名	電話 - -	
保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ氏名	本人との続柄	
	郵便番号	[固定電話]	- -
		[携帯電話]	- -
	住所	都道府県	電話番号
緊急時の連絡先	<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)		
	フリガナ氏名	本人との続柄	
	[固定電話]	- -	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅
	[携帯電話]	- -	

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

3 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者

(2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者

(2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を附加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第 4 項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第 5 条第 2 項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第 1 項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第 8 条の規定に準じて論文の審査を、第 9 条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から 1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第 1 項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者

の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第16条 研究科長は、前条第1項の教授会の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、前条第1項の教授会の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の議を経て、当該論文の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 別表第 4 に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第 2 項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

5 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	—

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表第4（第20条第4項関係）

EUエキスパート人材育成プログラム

別記様式第1（第3条により学位を授与する場合）

大学印	学 位 記	○第 号
		氏 名
		年 月 日生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので 学士（○○）の学位を授与する		
年 月 日		
神 戸 大 学 長		氏 名 印

別記様式第2（第4条第1号により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	与 予 本 学 大 学 院 ○ ○ 研 究 科 ○ ○ 専 攻 の 修 士 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 （ ○ ○ ） の 学 位 を 授 与 す る	大学印	学 位 記	修 第 号
			氏 名	年 月 日生	

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

修第 号	学位 記	大学印	氏 名	年 月 日生	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
---------	---------	-----	--------	--------------	---	-------------	------------------

別記様式第4 (第4条第4号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの)

修第 号	学位 記	大学印	氏 名	年 月 日生	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
---------	---------	-----	--------	--------------	---	-------------	------------------

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

博士第 号	学位 記	大学印	氏 名	年 月 日生	本学大学院○○○研究科○○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○○）の学位を授与する	年 月 日	神戸大学
----------	---------	-----	--------	--------------	---	-------------	------

別記様式第6（第5条第1号により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの）

博士第 号	学位 記	大学印	氏 名	年 月 日生	本学大学院○○○研究科○○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○○）の学位を授与する	この学位は との博士論文共同 指導によるものである	年 月 日	神戸大学
----------	---------	-----	--------	--------------	---	---------------------------------	-------------	------

別記様式第7（第5条第2項により学位を授与する場合）

博士第 号	学位記	氏名	授与する	年月日	神戸大学
		年 月 日生	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する		

別記様式第8（第6条第1号により学位を授与する場合）

専第 号	学位記	氏名	授与する	年月日	神戸大学
		年 月 日生	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する		

別記様式第9（第6条第2号により学位を授与する場合）

神戸大学	年	職）の学位を授与する	大学印	氏	学位記	法第
	月					
日	日	月	日生	名		
本学大学院○○○研究科○○○専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門						

別記様式第10（第4条から第6条により学位を授与する場合（英文学位記））

学章	
KOBE UNIVERSITY	
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF	
○○○○○○○	of ○○○○○○○
UPON	
○○○○○	○○○○○
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM	
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○	
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF	
○○○○○○○○○	
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○	
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印
	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第11（第4条第2号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの（英文学位記）

学章		
KOBE UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○	of	○○○○○○○
UPON		
○○○○○	○○○○○	
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○○		
and ☆		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

備考 ☆には、別表第4に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第12（第5条第1号により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの（英文学位記）

学章		
KOBE UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○	of	○○○○○○○
UPON		
○○○○○	○○○○○	
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○○		
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第13

	年	月	日
〇〇研究科長	殿		
		学籍番号	
		氏	名 印
学 位 論 文 審 査 願			
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。			
記			
学 位 論 文		通	
論 文 目 録		通	

別記様式第14

	年	月	日
神戸大学長	殿		
		氏	名 印
学 位 申 請 書			
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。			

別記様式第15

	年	月	日
論 文 目 録			
	氏	名	印
論 文			
1 題 目			
2 印刷公表の方法及び時期			
方 法			
時 期			
3 冊 数			冊
参考論文			
1 題 目			
2 冊 数			冊

別記様式第16

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

					契 印
					番 号
					年 授 月 与 日
					氏 名
					論 文 題 目
					者 取 印 扱

博士 (○○)

学 位 簿

4 神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 55 条 第 2 項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生又は学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

別記様式第 1, 2 (略)

5 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く)。

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができると

もに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 7 条 学長は、第 4 条第 3 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第 10 条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して 6 月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第 11 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(読替規定)

第 12 条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会(文学研究科及び文化科学研究科にあっては研究科委員会)」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第 7 条第 1 項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日 教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則は、これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続を透明化し、あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより、懲戒処分にふさわしい適正な手続を定めるものである。

このような手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、懲戒規則の制定にあわせて、次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

6 神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム規則

(平成25年10月29日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第77条の2第3項の規定に基づき、神戸大学において実施する神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(プログラムの目的)

第 2 条 プログラムは、EU（欧州連合（European Union）をいう。以下同じ。）に関連した専門的知識、学際的知識及び異文化への深い理解とコミュニケーション能力を有し、日本とEUが抱える共通の諸課題に取り組む意志力と問題解決能力を備えた専門的人材を学士課程及び博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）を通じて養成することを目的とする。

(対象とする学生及びプログラムの構成)

第 3 条 プログラムは、国際人間科学部、法学部及び経済学部並びに国際文化学研究科、法学研究科及び経済学研究科に所属する学生に履修させることができる。

2 プログラムは、学部プログラム及び大学院プログラムにより構成するものとする。

(プログラム責任者)

第 4 条 プログラムにプログラム責任者を置き、国際連携推進機構国際教育総合センター長をもって充てる。

2 プログラム責任者は、プログラムに関する事項を総括する。

(標準履修年限)

第 5 条 学部プログラムにおける標準履修年限は、学部第2年次から第4年次までの3年間とする。

2 大学院プログラムの標準履修年限は、前期課程の2年間とする。

(学部プログラムの履修申請)

第 6 条 学部プログラムの履修を希望する者（以下「学部履修志願者」という。）は、所定の期日までに履修申請書を所属する学部の長を経て、プログラム責任者に提出しなければならない。

(学部プログラムの履修許可)

第 7 条 プログラム責任者は、学部履修志願者に対する所属学部の選考を経て、履修者を決定する。

(大学院プログラムの履修申請)

第 8 条 大学院プログラムの履修を希望する者（以下「大学院履修志願者」という。）は、所定の期日までに履修申請書を所属する研究科の長を経て、プログラム責任者に提出しなければならない。

(大学院プログラムの履修許可)

第 9 条 プログラム責任者は、大学院履修志願者に対する実施研究科の選考を経て、履修者を決定する。

(授業科目等)

第 10 条 学部プログラム及び大学院プログラムの授業科目及び単位数等は、別に定める。

(指導教員)

第 11 条 大学院プログラムの研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、大学院プログラムを担当する所属研究科の教授及び准教授並びに客員教授及び客員准教授とする。ただし、必要があるときは、神戸大学 EU エキスパート人材養成プログラム運営会議（以下「運営会議」という。）が認めた所属研究科の講師又は助教をもって充てることができる。

(履修届の提出)

第 12 条 第 7 条の規定により履修者として決定された者（以下「学部履修学生」という。）は、授業科目の履修に当たり、学期の初めに所定の履修届を所属学部の長を経て、プログラム責任者に提出しなければならない。

2 第 9 条の規定により履修者として決定された者（以下「大学院履修学生」という。）は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を所属研究科の長を経て、プログラム責任者に提出しなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 13 条 学部履修学生は、実施研究科への進学及び大学院プログラムの履修を希望している場合に限り、別に定める大学院プログラムの授業科目を履修することができる。

(海外協定校への留学)

第 14 条 学部履修学生は、原則として学部 3 年次後期に 1 学期間、所属学部と外国の学部との協定に基づき、EU 圏の大学に留学し、当該大学で提供される授業科目を履修しなければならない。

2 大学院履修学生は、原則として前期課程 1 年次後期から 2 年次前期までの 2 学期間、所属研究科と外国の大学院とのダブルディグリー協定に基づき、EU 圏の大学に留学し、当該大学院の修士課程に在籍し、当該大学院で提供される授業科目を履修しなければならない。

(学部プログラムの修了要件等)

第 15 条 学部プログラムの修了要件は、第 10 条に規定する授業科目から 32 単位以上を修得し、かつ、前条第 1 項に規定する外国の大学において 4 単位以上を修得しなければならない。

2 学部プログラムの修了認定は、運営会議の議を経るものとする。

(大学院プログラムの修了要件等)

第 16 条 大学院プログラムの修了要件は、第 10 条に規定する授業科目から 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

2 大学院プログラムの修了認定は、運営会議の議を経るものとする。

(修了証書)

第 17 条 学部プログラムを修了した者及び大学院プログラムを修了した者には、修了証書を授与する。

(学位の授与)

第 18 条 学位審査及び学位の授与については、神戸大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び実施研究科の定めるところによる。

(履修の辞退)

第 19 条 学部履修学生又は大学院履修学生がプログラムの履修の辞退を特に希望する場合は、プログラム責任者に願い出て、許可を得なければならない。

(各学部規則及び各研究科規則の適用関係)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、修学上の必要な事項については、所属学部が定める学部規則又は所属研究科が定める研究科規則の規定によるものとする。

(雑 則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、プログラム責任者が定める。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際文化学部が存続する間、改正後の第 3 条第 1 項中「国際人間科学部」とあるのは、「国際文化学部、国際人間科学部」と読み替えるものとする。

7 神戸大学大学教育推進機構規則等

(1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成17年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 機構に、次の組織を置く。

- (1) 大学教育推進本部
- (2) 国際教養教育院
- (3) 国際コミュニケーションセンター（以下「センター」という。）
- (4) 大学教育研究推進室

2 大学教育推進本部、国際教養教育院、センター及び大学教育研究推進室の業務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

組織名称	業務内容
大学教育推進本部	<ul style="list-style-type: none">・ 学士課程・大学院課程教育の推進のための全学的な取組の企画・立案に関する事。・ 大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの全学的な推進に関する事。・ 専門教育と全学共通教育の連携に関する事。・ 高度教養科目の企画運営に関する事。・ 大学教育のグローバル化の推進に関する事。・ その他推進本部の業務を実施するために必要な事。
国際教養教育院	<ul style="list-style-type: none">・ 全学共通授業科目の企画運営に関する事。・ 全学共通授業科目の実施及び担当教員に関する事。・ 全学共通授業科目の評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。・ 全学共通授業科目と専門科目との有機的連携に関する事。・ 国際教養教育院が開講する高度教養科目の実施及び担当教員に関する事。・ 国際教養教育院が開講する高度教養科目の評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。

国際コミュニケーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語に関する研究・調査に関すること。 ・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関すること。 ・外国語教育環境の整備に関すること。 ・外国語教育に係る支援に関すること。 ・その他センターの業務を実施するために必要なこと。
大学教育研究推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育の推進に係る調査研究に関すること。 ・大学教育の全学的な取組の提案及び支援に関すること。 ・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの提案及び支援に関すること。 ・神戸大学大学教育推進機構国際教養教育委員会（平成 27 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 1 項に定める専門委員会に関すること。 ・その他推進室の業務を実施するために必要なこと。

（職員）

第 4 条 機構に、次の職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 大学教育推進本部長
- (4) 国際教養教育院長
- (5) 国際コミュニケーションセンター長（以下「センター長」という。）
- (6) 大学教育研究推進室長
- (7) 大学教育推進本部副本部長
- (8) 国際教養教育院副院長
- (9) 国際コミュニケーションセンター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (10) 教授，准教授，講師，助教及び助手
- (11) その他の職員

（機構長）

第 5 条 機構長は、機構の業務を総括する。

（副機構長）

第 6 条 副機構長は、国際教養教育院長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

（大学教育推進本部長）

第 7 条 大学教育推進本部長は、機構長をもって充てる。

2 大学教育推進本部長は、大学教育推進本部の業務を総括する。

（国際教養教育院長）

第 8 条 国際教養教育院長は、国際教養教育院の業務を総括する。

（国際コミュニケーションセンター長）

第 9 条 センター長は、機構の専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、国際コミュニケーションセンターの業務を総括する。
(大学教育研究推進室長)

第 10 条 大学教育研究推進室長は、機構の専任の教授をもって充てる。

2 大学教育研究推進室長は、大学教育研究推進室の業務を総括する。
(大学教育推進本部副本部長)

第 11 条 大学教育推進本部副本部長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 大学教育推進本部副本部長は、大学教育推進本部長の職務を補佐する。
(国際教養教育院副院長)

第 12 条 国際教養教育院副院長は、センター長をもって充てる。

2 国際教養教育院副院長は、国際教養教育院長の職務を補佐する。
(国際コミュニケーションセンター副センター長)

第 13 条 副センター長は、機構の専任の教授をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
(大学教育推進本部グローバル教育推進室長)

第 14 条 大学教育推進本部グローバル教育推進室長(以下「グローバル教育推進室長」という。)は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 グローバル教育推進室長は、グローバル教育推進室の業務を総括する。
(国際教養教育院教養教育支援室長)

第 15 条 国際教養教育院教養教育支援室長(以下「教養教育支援室長」という。)は、教育院長をもって充てる。

2 教養教育支援室長は、教養教育支援室の業務を総括する。
(任 期)

第 16 条 第 9 条から第 11 条、第 13 条及び第 14 条に規定する職員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該職員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育企画担当コーディネーター)

第 17 条 グローバル教育推進室に教育企画担当コーディネーターを置き、本学の職員をもって充てる。

2 教育企画担当コーディネーターは、関係部局(経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援における関係部局をいう。以下次条において同じ。)との連携による各種研修会等の企画・調整を行うとともに、共通教育と専門教育との連携・調整に関する業務を行う。

(留学支援担当コーディネーター)

第 18 条 グローバル教育推進室に留学支援担当コーディネーターを置き、本学の職員をもって充てる。

2 留学支援担当コーディネーターは、関係部局との連携による海外留学プログラムの支

援を行い、海外留学情報の一元的な集約・発信・広報に努める。

(大学教育推進委員会)

第 19 条 機構に、機構の業務及び運営に関する事項について審議するため、神戸大学大学教育推進機構大学教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教務委員会)

第 20 条 大学教育推進本部に、大学教育の全学的な運営、実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学教務委員会（以下「全学教務委員会」という。）を置く。

2 全学教務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学評価・FD委員会)

第 21 条 大学教育推進本部に、大学教育の全学的な評価及びファカルティ・ディベロップメントの実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学評価・FD委員会（以下「全学評価・FD委員会」という。）を置く。

2 全学評価・FD委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(神戸グローバルチャレンジプログラム委員会)

第 22 条 大学教育推進本部に、神戸グローバルチャレンジプログラムについて審議するため、神戸大学大学教育推進機構神戸グローバルチャレンジプログラム委員会（以下「グローバルチャレンジプログラム委員会」という。）を置く。

2 グローバルチャレンジプログラム委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(国際教養教育委員会)

第 23 条 国際教養教育院に、全学共通教育の運営、実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育委員会（以下「国際教養教育委員会」という。）を置く。

2 国際教養教育委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(国際コミュニケーションセンター運営委員会)

第 24 条 センターに、センターの運営、業務等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構国際コミュニケーションセンター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）を置く。

2 センター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(組織の長の選考)

第 25 条 第 4 条第 5 号から第 11 号（第 8 号を除く。）まで、の職員及び第 29 条第 4 項に規定する教育部会長の選考は、大学教育推進委員会の議を経て、学長が行う。

(部 門)

第 26 条 国際教養教育院に、次の部門を置く。

(1) 教養教育部門

(2) 外国語教育部門

2 前項の部門に、部門長を置く。

(教養教育部門長)

第 27 条 教養教育部門長は、国際教養教育院長をもって充てる。

2 教養教育部門長は、教養教育部門の業務を総括する。

(外国語教育部門長)

第 28 条 外国語教育部門長は、センター長をもって充てる。

2 外国語教育部門長は、外国語教育部門の業務を総括する。

(教育部会)

第 29 条 教養教育部門に、全学共通授業科目（外国語科目を除く。）及び国際教養教育院が開講する高度教養科目を担当する教員により組織する次の教育部会を設ける。

(1) 情報科学

(2) 健康・スポーツ科学

(3) 人間形成と思想

(4) 文学と芸術

(5) 歴史と文化

(6) 人間と社会

(7) 法と政治

(8) 経済と社会

(9) 数学

(10) 物理学

(11) 化学

(12) 生物学

(13) 地球惑星科学

(14) 図形科学

(15) 応用科学技術

(16) 医学

(17) 農学

(18) E S D

(19) 学際

2 外国語教育部門に、全学共通授業科目の外国語科目及び国際教養教育院が開講する高度教養科目を担当する教員により組織する次の教育部会を設ける。

(1) 外国語第 I

(2) 外国語第 II

3 全学共通授業科目及び国際教養教育院が開講する高度教養科目を担当する教員は、前 2 項各号に掲げる教育部会のいずれかに所属するものとする。

- 4 各教育部会に、教育部会の業務を総括するため、教育部会長を置く。
- 5 この条に定めるもののほか、教育部会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究部門)

第30条 センターに、次に掲げる研究部門を置く。

- (1) システム研究部門
- (2) メディア研究部門
- (3) コンテンツ研究部門
- (4) 学術交流研究部門

2 各研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

(グローバル教育推進室)

第31条 大学教育推進本部に、大学教育のグローバル化に関し、企画・推進する組織として、グローバル教育推進室（以下「教育推進室」という。）を置く。

2 教育推進室の業務については、別に定める。

(教養教育支援室)

第32条 国際教養教育院に、全学共通教育の支援組織として、教養教育支援室を置く。

2 教養教育支援室の業務については、別に定める。

(事務)

第33条 機構の事務は、学務部学務課及び教育推進課において行う。

(雑則)

第34条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、大学教育推進委員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑 則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、国際教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の第2条及び別表（基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考		
基 礎 教 養 科 目	人	哲 学	哲学	1		
		心 理 学	心理学A 心理学B	1 1		
	文	論 理 学	論理学	1		
		系	教 育 学	教育学A 教育学B	1 1	
	倫 理 学		倫理学	1		
	社 会 科 学 系	法 学	法 学 A	法学A	1	
			法 学 B	法学B	1	
		政 治 学	政治学A	政治学A	1	
			政治学B	政治学B	1	
		経 済 学	経済学A	経済学A	1	
			経済学B	経済学B	1	
	社 会 学	社会学	1			
	地 理 学	地理学	1			
	生 命 科 学 系	医 学	医学A	医学A	1	
			医学B	医学B	1	
		保 健 学	保健学A	保健学A	1	
			保健学B	保健学B	1	
			健康科学A	健康科学A	1	
			健康科学B	健康科学B	1	
		生 物 学	生物学A	生物学A	1	
	生物学B		生物学B	1		
	生物学C		生物学C	1		
	自 然 科 学 系	数 学	数学A	数学A	1	
			数学B	数学B	1	
			数学C	数学C	1	
		物 理 学	物理学A	物理学A	1	
			物理学B	物理学B	1	
化 学		化学A	化学A	1		
		化学B	化学B	1		
		化学C	化学C	1		
	化学D	化学D	1			

基礎教養科目	自然科学系	惑星学	惑星学A	1	
			惑星学B	1	
			惑星学C	1	
		情報科学	情報学A	1	
			情報学B	1	
		総合教養科目	(1)	教育と人間形成	教育と人間形成
文学	文学A			1	
	文学B			1	
言語科学	言語科学A			1	
	言語科学B			1	
芸術と文化	芸術と文化A			1	
	芸術と文化B			1	
日本史	日本史A			1	
	日本史B			1	
東洋史	東洋史A			1	
	東洋史B			1	
アジア史	アジア史A			1	
	アジア史B			1	
西洋史	西洋史A			1	
	西洋史B			1	
考古学	考古学A			1	
	考古学B			1	
芸術史	芸術史A			1	
	芸術史B			1	
美術史	美術史A			1	
	美術史B			1	
科学史	科学史A			1	
	科学史B			1	
社会思想史	社会思想史			1	
文化人類学	文化人類学			1	
現代社会論	現代社会論A			1	
	現代社会論B			1	
越境する文化	越境する文化			1	
生活環境と技術	生活環境と技術			1	
学校教育と社会	学校教育と社会			1	
カタチの文化学	カタチの文化学A	1			
	カタチの文化学B	1			

総 合 教 養 科 目	(2) 自然 界 の 成 り 立 ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	
		カタチの自然学	カタチの自然学	1	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
			ものづくりと科学技術B	1	
		生 命 科 学	生命科学A	1	
			生命科学B	1	
		生 物 資 源 と 農 業	生物資源と農業A	1	
			生物資源と農業B	1	
	生物資源と農業C		1		
	生物資源と農業D		1		
	(3) グ ロ ー バ ル イ シ ュ ー	環 境 学 入 門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
		社 会 と 人 権	社会と人権A	1	
			社会と人権B	1	
		男 女 共 同 参 画 と ジ ェ ン ダ ー	男女共同参画とジェンダーA	1	
			男女共同参画とジェンダーB	1	
		グローバルリーダー シップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ 育成基礎演習	2	
		E U 基 礎 論	EU基礎論	1	
		国 際 協 力 の 現 状 と 課 題	国際協力の現状と課題A	1	
			国際協力の現状と課題B	1	
		政 治 と 社 会	政治と社会	1	
		社 会 生 活 と 法	社会生活と法	1	
		国 家 と 法	国家と法	1	
		現 代 の 経 済	現代の経済A	1	
			現代の経済B	1	
		経 済 社 会 の 発 展	経済社会の発展	1	
		企 業 と 経 営	企業と経営	1	
		地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	
		生 物 の 環 境 適 応	生物の環境適応	1	
		人 間 活 動 と 地 球 生 態 系	人間活動と地球生態系	1	
食 と 健 康	食と健康A	1			
	食と健康B	1			
資 源 ・ 材 料 と エ ネ ル ギ ー	資源・材料とエネルギーA	1			
	資源・材料とエネルギーB	1			
(4) E S D	E S D 基 礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)A	1		
		ESD基礎(持続可能な社会づくり1)B	1		
	E S D 論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1		
		ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1		
	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1		
		ESD生涯学習論B	1		
ESDボランティア論	ESDボランティア論	1			

総合 教養 科目	(5) キャリア 科目	企業社会論	企業社会論A	1	
			企業社会論B	1	
		職業と学び	職業と学びーキャリアデザインを考えるA	1	
			職業と学びーキャリアデザインを考えるB	1	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
	ボランティアと社会貢献活動B		1		
	グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2		
	(6) 神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	
			神戸大学史B	1	
		神戸大学の研究最前線	神戸大学の研究最前線A	1	
			神戸大学の研究最前線B	1	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災A	1	
			阪神・淡路大震災B	1	
海への誘い		海への誘い	2		
瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2			
外国 語 科目	外国語第I	English Communication A1	0.5		
		English Communication A2	0.5		
		English Communication B1	0.5		
		English Communication B2	0.5		
		Advanced English Communication B1	0.5		
		Advanced English Communication B2	0.5		
		English Literacy A1	0.5		
		English Literacy A2	0.5		
		English Literacy B1	0.5		
		English Literacy B2	0.5		
		Advanced English Literacy B1	0.5		
		Advanced English Literacy B2	0.5		
		Productive English 1	0.5		
		Productive English 2	0.5		
		Advanced Productive English 1	0.5		
		Advanced Productive English 2	0.5		
		Autonomous English 1	0.5		
		Autonomous English 2	0.5		
		Advanced English A1	0.5		
		Advanced English A2	0.5		
Advanced English B	0.5				
Advanced English C	1				

		ドイツ語初級A1	0.5	
		ドイツ語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4	0.5	
		ドイツ語初級SA3	0.5	
		ドイツ語初級SA4	0.5	
		ドイツ語初級SB3	0.5	
		ドイツ語初級SB4	0.5	
		ドイツ語中級C1	0.5	
		ドイツ語中級C2	0.5	
		フランス語初級A1	0.5	
		フランス語初級A2	0.5	
		フランス語初級B1	0.5	
		フランス語初級B2	0.5	
		フランス語初級A3	0.5	
		フランス語初級A4	0.5	
		フランス語初級B3	0.5	
		フランス語初級B4	0.5	
		フランス語初級SA3	0.5	
		フランス語初級SA4	0.5	
		フランス語初級SB3	0.5	
		フランス語初級SB4	0.5	
		フランス語中級C1	0.5	
		フランス語中級C2	0.5	
		中国語初級A1	0.5	
		中国語初級A2	0.5	
		中国語初級B1	0.5	
		中国語初級B2	0.5	
		中国語初級A3	0.5	
		中国語初級A4	0.5	
		中国語初級B3	0.5	
		中国語初級B4	0.5	
		中国語初級SA3	0.5	
		中国語初級SA4	0.5	
		中国語初級SB3	0.5	
		中国語初級SB4	0.5	
		中国語中級C1	0.5	
		中国語中級C2	0.5	

外 国 語 第 II

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	ロシア語初級A1	0.5	
		ロシア語初級A2	0.5	
		ロシア語初級B1	0.5	
		ロシア語初級B2	0.5	
		ロシア語初級A3	0.5	
		ロシア語初級A4	0.5	
		ロシア語初級B3	0.5	
		ロシア語初級B4	0.5	
		ロシア語中級C1	0.5	
		ロシア語中級C2	0.5	
	外 国 語 第 III	第三外国語（ドイツ語）T1	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）T2	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）T3	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）T4	0.5	
		第三外国語（フランス語）T1	0.5	
		第三外国語（フランス語）T2	0.5	
		第三外国語（フランス語）T3	0.5	
		第三外国語（フランス語）T4	0.5	
		第三外国語（韓国語）T1	0.5	
		第三外国語（韓国語）T2	0.5	
		第三外国語（韓国語）T3	0.5	
		第三外国語（韓国語）T4	0.5	
		第三外国語（スペイン語）T1	0.5	
		第三外国語（スペイン語）T2	0.5	
		第三外国語（スペイン語）T3	0.5	
		第三外国語（スペイン語）T4	0.5	
		第三外国語（イタリア語）T1	0.5	
		第三外国語（イタリア語）T2	0.5	
第三外国語（イタリア語）T3		0.5		
第三外国語（イタリア語）T4		0.5		
情 報 科 目	情報基礎	1		
	情報科学1	1		
	情報科学2	1		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学	健康・スポーツ科学講義A	1		
	健康・スポーツ科学講義B	1		
	健康・スポーツ科学講義C	1		
	健康・スポーツ科学実習基礎1	0.5		
	健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5		
	健康・スポーツ科学実習1	0.5		
	健康・スポーツ科学実習2	0.5		

共通専門基礎科目	心と行動	2	
	線形代数入門1	1	
	線形代数入門2	1	
	線形代数1	1	
	線形代数2	1	
	線形代数3	1	
	線形代数4	1	
	微分積分入門1	1	
	微分積分入門2	1	
	微分積分1	1	
	微分積分2	1	
	微分積分3	1	
	微分積分4	1	
	数理統計1	1	
	数理統計2	1	
	物理学入門	1	
	力学基礎1	1	
	力学基礎2	1	
	電磁気学基礎1	1	
	電磁気学基礎2	1	
	連続体力学基礎	1	
	熱力学基礎	1	
	量子力学基礎	1	
	相対論基礎	1	
	物理学実験基礎	1	
	物理学実験	2	
	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	素材化学A1	1	
	素材化学A2	1	
	素材化学B1	1	
	素材化学B2	1	
	基礎無機化学	1	
	基礎有機化学	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	物理化学1	1	
	物理化学2	1	
	物理化学3	1	
	物理化学4	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	

共通専門基礎科目	有機化学1	1	
	有機化学2	1	
	有機化学3	1	
	有機化学4	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論 A1	1	
	生物学概論 A2	1	
	生物学概論 B1	1	
	生物学概論 B2	1	
	生物学概論 C1	1	
	生物学概論 C2	1	
	生物学概論 D1	1	
	生物学概論 D2	1	
	生物学各論 A1	1	
	生物学各論 A2	1	
	生物学各論 B1	1	
	生物学各論 B2	1	
	生物学各論 C1	1	
	生物学各論 C2	1	
	生物学各論 D1	1	
	生物学各論 D2	1	
	生物学各論 E1	1	
	生物学各論 E2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	基礎地学1	1	
	基礎地学2	1	
	地学実験A	1	
	地学実験B	1	
	図学1	1	
	図学2	1	
図学演習1	0.5		
図学演習2	0.5		
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	日本国憲法2	1	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

(3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。）第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第2条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第4条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席したものに対しては、追試験を行わない。ただし、国際連携推進機構国際教育総合センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第5条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、国際連携推進機構国際教育総合センター留学生教育部門長が定める。

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語ⅠA	0.5	日本語ⅢB	0.5	日本語ⅥA	0.5	日本語ⅧB	0.5
日本語ⅠB	0.5	日本語ⅣA	0.5	日本語ⅥB	0.5	日本事情ⅠA	0.5
日本語ⅡA	0.5	日本語ⅣB	0.5	日本語ⅦA	0.5	日本事情ⅠB	0.5
日本語ⅡB	0.5	日本語ⅤA	0.5	日本語ⅦB	0.5	日本事情ⅡA	0.5
日本語ⅢA	0.5	日本語ⅤB	0.5	日本語ⅧA	0.5	日本事情ⅡB	0.5

(4) 全学授業科目の再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成24年12月27日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再受験資格制度に関する事項について定める。

第2条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の定期試験(医学部及び海事科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50点(5割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、45分、60分又は90分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第5条 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

(5) 追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 28 年 1 月 28 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護体験、学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院における成績評価基準及び成績に関する内規

(平成16年4月1日制定)
最終改正 平成28年1月28日

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第9条及び神戸大学共通細則第4条の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院（以下「国際教養教育院」という。）における成績評価基準（以下「基準」という。）及び成績について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第2条 各授業科目の成績評価は、当該授業科目の目的及び学修目標に基づき、定期試験の結果、学生の授業への参加状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組状況と成果を用いて、総合的に行うものとする。

(成績評価の方法及び学修目標の公表)

第3条 各授業科目の成績評価の方法及び学修目標については、別に定める成績評価方針に基づき、当該授業担当教員が定め、国際教養教育院のシラバスに掲載し、公表するものとする。

(成績及び評価基準)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として以下の区分により評価し、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。なお、特別の理由により評点による成績評価を行わない一部の科目については、合・否により成績評価を行う。

評語名(和文)	評語名(英文)	評 点	評価基準
秀	S	90～100	学修の目標を達成し、特に優れた成績を収めている。
優	A	80～89	学修の目標を達成し、優れた成績を収めている。
良	B	70～79	学修の目標を達成し、良好な成績を収めている。
可	C	60～69	学修の目標を達成している。
不可	F	0～59	学修の目標を達成していない。

ただし、再試験により合格した場合の成績は、可（C）60点とする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

(7) 交通機関の運休、気象警報の発表の場合における授業、定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電気鉄道（阪神本線）が同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時まで、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時まで、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時まで、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時まで、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時まで、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時まで、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

- (注)
- 1 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
 - 2 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
 - 3 気象警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 - 4 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。
 - 5 このほか、必要な事項は各学部又は研究科において別に定める。
 - 6 この申合せは、平成28年4月1日から適用する。

(8) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成28年1月28日

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。

この場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目については、抽選登録を行うこととする。なお、共通専門基礎科目実験科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。

再履修に抽選登録を行う学部指定開講枠の授業科目

- (1) 外国語科目（必修科目のみ）
 - (2) 情報基礎
 - (3) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 基礎教養科目・総合教養科目において、「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は、別に定めるものとする。
 - 4 基礎教養科目・総合教養科目以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「(学部指定外開講枠)履修登録願」に所属学部の許可を受け、指定する日程までに提出後、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目（物理学実験、物理学実験基礎、化学実験1、化学実験2、生物学実験1及び生物学実験2を除く。）
数学系、物理学系、化学系の授業科目
- (2) 情報科学1、情報科学2
- (3) 健康・スポーツ科学

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

(9) 協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成28年1月28日

- 1 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生が、全学共通授業科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
- 2 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の10日までに大学教育推進機構国際教養教育院長に別紙様式により留学先が協定大学であることを所属学部で確認のうえ、申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書（様式自由）を添付し、その旨を申し出るものとする。
- 3 定期試験の実施日の変更は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
- 4 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日		
大学教育推進機構国際教養教育院長 殿		
学 部 名 学籍番号 氏 名 電話番号		
協定に基づく留学に伴う全学共通授業科目の 定期試験実施日変更願		
このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更して いただきますようお願いします。		
記		
1. 留学先（国名又は機関名）		
2. 留学目的		
3. 留学期間 自平成 年 月 日～至平成 年 月 日 (平成 年 月 日出国予定)		
4. 全学共通授業科目		
開講曜日/時限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		
所属学部事務担当者 確認印		
※協定大学であることの確認をお願いします。		

(10) 全学共通授業科目におけるG P Aの取扱いについて
(平成24年度入学者から適用)

(平成24年5月31日 運営協議会決定)

最終改正 平成28年1月28日

適用年月日 平成28年4月1日

1. G P A対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」、「総合科目Ⅰ、Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てG P A対象科目です。

2. G P A計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「G P Aの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取扱いが異なります。

(1) 基礎教養科目・総合教養科目

基礎教養科目・総合教養科目は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がG P A計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同授業科目区分の同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目とは、同一でなくても構いません。

なお、過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が2単位以上の場合、新たに同授業科目区分の同単位数分の科目を履修することにより、過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。

(2) 外国語科目 (Advanced English A, B, C)

Advanced Englishは、*重複履修が可能な授業科目です。

合格、不合格に関わらず、すべての成績(「不可」を含む)がG P A計算式に算入されます。

*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

3. 履修取消について

- ・やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当者に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しができます。

- ・集中講義については、講義最終日の前日までとします。(別途、掲示等により指示します。)

4. その他

2 (1) について、平成27年度以前入学者は以下のとおり取り扱います。

基礎教養科目・総合教養科目は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がGPA計算式に算入されます。

また、基礎教養科目・総合教養科目・教養原論において過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がGPA計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

なお、過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が2単位以上の場合は、新たに同単位数分の科目を履修することにより、過去の「不可」の成績がGPA計算式から除外されます。

上記以外の事項については、全学の「GPA」の取扱いに準じて行います。

(11) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 26 年 1 月 23 日制定)
最終改正 平成 27 年 1 月 22 日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格生を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、国際教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、教育推進課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、国際教養教育院長に報告することとする。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

全学共通授業科目履修案内（平成29年度入学者用）

※専門科目など全学共通授業科目以外の履修については、開講学部の掲示等で確認してください。

1. 全学共通授業科目の基本事項

1. 1 全学共通授業科目とは

全学共通授業科目とは、本学の教学規則に定める授業科目のうち、基礎教養科目・総合教養科目・外国語科目・情報科目・健康・スポーツ科学および専門教育の準備や導入となる共通専門基礎科目などの全学部に通じる授業科目をいいます。全学共通授業科目の企画・運営は、国際教養教育院が行っています。

1. 2 全学共通授業科目の履修について

1. 2. 1 授業期間・授業日程・授業時間

●授業期間

1年間を2学期に分け、4月～9月を「前期」、10月～3月を「後期」とし、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分けた、各8週の授業期間を「クォーター」と呼びます。前期には第1・第2クォーター、後期には第3・第4クォーターがあります。第○クォーターを「○Q」と略して表記することがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期						後期					
第1クォーター		第2クォーター		夏休み		第1クォーター		第2クォーター		春休み	

●授業日程

授業日程は、この文書の最後に掲載しています。振替授業を実施する日もありますので注意してください。

●授業時間

授業は下記の時間帯に実施します。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
授業時間	8:50～ 10:20	10:40～ 12:10	13:20～ 14:50	15:10～ 16:40	17:00～ 18:30	18:50～ 20:20

* 専門科目等各学部で行われる授業については異なる場合があります。

●定期試験

定期試験は、各学期・各クォーターの最終週の1週間で行います。定期試験は、通常授業とは異なる授業時間帯で実施する場合がありますので注意してください。なお、追試験は原則として行いませんが、急病・忌引き等により定期試験を受験できなかった場合、所定の手続きを期限までに行えば、追試験を受験できることがあります。

1. 2. 2 全学共通授業科目の履修計画の立て方

学部で定められている履修に関するルールを理解する	<ul style="list-style-type: none"> 卒業するために修得すべき単位(※1)数、履修可能な科目、各科目を履修する学年・学期、履修登録できる単位数の上限(※2)等について、<u>所属学部の「学生便覧」</u>で確認しましょう。
--------------------------	--



<p>時間割表・シラバス(※3)・「全学共通授業科目の履修について」をもとに、全学共通授業科目の履修計画を立てる</p> <p>時間割表・シラバス(※3)・「全学共通授業科目の履修について」をもとに、全学共通授業科目の履修計画を立てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時間割表等をもとに、<u>必修科目</u>が開講される曜日・時限を確認しましょう。 →必修科目・選択必修科目・選択科目は、学部毎に定められています。所属学部の「学生便覧」で確認できます。 時間割表等をもとに、その学期に履修する<u>選択必修科目・選択科目</u>を考えます。 授業科目の内容は、うりぼーネット(※4)が利用できるようになるまで、学外公開用のシラバスで確認できます。 《シラバス》 http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/syllabus/ 原則として、<u>所属する学部・学科等により指定された曜日・時限の授業科目(学部指定開講枠)</u>を履修しますので、<u>時間割表等</u>で確認してください。 科目によっては、<u>学籍番号等により受講するクラスが指定されていることがありますので、時間割表で確認してください。</u> 同一授業科目は、曜日・時限が異なる場合でも重複して履修できません。 科目により履修登録の方法が異なりますので、各科目の履修登録方法をよく確認してください。
---	---



履修登録期間に履修登録(※5)を行う	履修するためには履修登録が必要です。方法は後述。
--------------------	--------------------------

1. 2. 3 全学共通授業科目の履修登録手順

※平成29年度前期開講科目の履修登録については後述

- 大学側で事前登録を行う科目を除き、学生自身が、指定された期間中に履修の手続きを行う必要があります。
- 登録間違いや登録もれのまま受講しても、単位を修得できません。

抽選登録を行う	<ul style="list-style-type: none"> 抽選登録期間中に<u>うりぼーネット</u>で抽選登録を行います。 抽選登録期間は、学期開始前に発表されますが、おおむね次のとおり設定されます。 <ul style="list-style-type: none"> <1Q開講科目> 3月下旬～4月上旬 <2Q開講科目> 5月上旬～5月中旬 <3Q及び4Q開講科目> 9月中旬～9月下旬 基礎教養科目・総合教養科目は抽選登録の対象です。 <u>基礎教養科目・総合教養科目は、1年次2Q以降に履修可能になります。</u>
---------	--



履修登録を行う	<ul style="list-style-type: none"> 履修登録期間中にうりぼーネットで履修登録を行います。 履修登録期間は、学期開始前に発表されますが、おおむね次のとおり設定されます。 < 1Q及び2Q開講科目 > 4月上旬～4月中旬 < 3Q及び4Q開講科目 > 10月上旬～10月中旬
▼	
履修登録一覧表を提出	<ul style="list-style-type: none"> 履修する科目をすべて登録し終わったら、所属学部の指示に従って、「履修登録一覧表」を所属学部の教務担当係へ提出してください。
▼	
履修取消を行う	<ul style="list-style-type: none"> 抽選登録又は履修登録を行った科目を、途中で受講を中止する場合は、履修取消期間中にうりぼーネットで履修取消を行うことができます。 以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。(履修登録期間は学期開始前に発表します。) < 1Q > 4月下旬 < 2Q > 6月下旬 < 3Q > 10月下旬 < 4Q > 12月下旬

▶用語の解説

※1 単位

授業科目の学修目標を達成するため、一定の基準に沿って必要な学修時間数が定められています。この時間数を単位といい、1単位は、授業と授業外の学修時間を合わせて合計45時間を要する内容であることを表します。単位数は科目により異なります。授業科目を履修し、学修目標を達成していると評価されれば、単位を修得できます。また、卒業の要件として学生が修得すべき単位数は各学部等において定められています。

※2 履修登録上限単位数

学期又は年間に履修登録できる単位数の上限が、学部・学科ごとに定められています。履修登録上限単位数は“CAP(キャップ)”とも呼びます。所属学部の「学生便覧」で具体的な単位数等を確認してください。

※3 シラバス

シラバスとは、各科目のテーマや授業計画、授業の概要等を確認することができる資料です。うりぼーネット(神戸大学教務情報システム)や神戸大学ホームページで公開している学外公開用シラバスで内容を参照することができます。

※4 うりぼーネット

うりぼーネットとは神戸大学教務情報システムの愛称です。うりぼーネットの利用には情報基盤センターが発行したアカウントが必要です。アカウントは全学共通授業科目「情報基礎」の初回授業で配付します。

※5 履修登録・抽選登録・履修取消

履修とは、ある科目を受講することです。履修するには、学生各自で科目を登録(履修登録)する必要があります。人数制限等のため抽選の上、履修登録する(抽選登録)場合もあります。途中で履修を中止する場合には、履修を取消することができます(履修

取消)。

2. 全学共通授業科目に関する通知・窓口

2. 1 全学共通授業科目に関する通知

全学共通授業科目に関する通知・連絡は、主に国際教養教育院掲示板（鶴甲第1キャンパスK棟1階）により行いますので、日ごろから確認してください。（次頁の配置図参照）

【注意】 掲示を見落としとして不利益を受けたとしても、大学は責任を負いません。

2. 1. 1 履修・授業・試験等

主に国際教養教育院掲示板で連絡しますが、国際教養教育院のホームページやうりぼーネット掲示板にも併せて掲載する場合があります。K棟1階屋内の所属学部別掲示板には、特定の学部学生への連絡事項や所属学部からの連絡事項を掲示しています。

2. 1. 2 休講

休講掲示板（鶴甲第1キャンパスA棟1階ラーニングコモンズ北の廊下及びK棟1階教育推進課事務室西）及びうりぼーネットの休講照会でお知らせします。

《国際教養教育院ホームページ》

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/zengaku.htm>

《学生向けポータルサイト うりぼーポータル》

<http://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-kymsys/student/student.html>

うりぼーポータルより教務情報システム「うりぼーネット」へ接続できます。

2. 2 窓口

2. 2. 1 教育推進課共通教育グループ

全学共通授業科目に関すること全般（抽選登録、試験一定期試験・再試験・追試験・留学に伴う繰り上げ試験）、国際教養教育院が管理する教室の使用に関すること、全学共通授業科目における授業中の事故、盗難、拾得物に関することについては、教育推進課共通教育グループ（鶴甲第1キャンパスK棟1階）で受け付けています。

※進級・卒業・履修登録単位数の上限に関することは、所属学部の教務担当係に問い合わせてください。

<窓口業務時間> 平日 8:30～11:30, 12:30～17:00

※11:30～12:30は入室できません

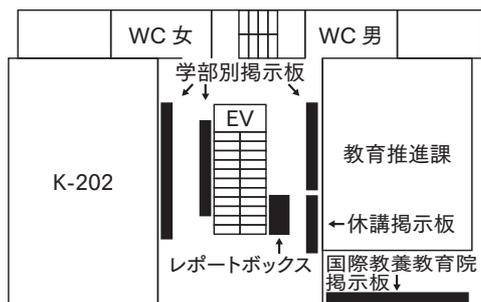
2. 2. 2 レポートの提出場所

全学共通授業科目のレポート提出場所は、特別な指示がない限り、鶴甲第1キャンパスK棟1階のレポートボックスです。

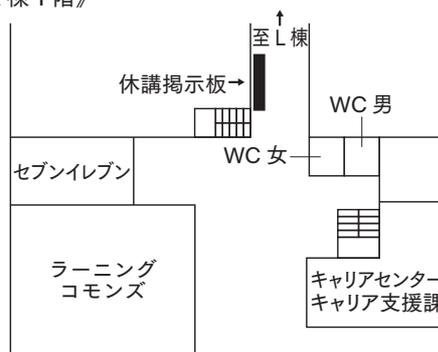
【注意】

- ・レポートには提出期限が設けられています。提出期限を過ぎたレポートは、理由を問わず一切受領しません。
- ・回収後に意図的に投函されたレポートは無効とします。
- ・誤って他のレポートボックスに入れた場合はすぐに申し出てください。そのままですと、担当教員には届きませんので成績評価ができません。

《K棟1階》



《A棟1階》



3. 平成29年度前期第1クォーター・第2クォーター全学共通授業科目の履修について（1年生向け）

3. 1 全学共通授業科目の授業開始日

- ・全学共通授業科目（時間割コード「1G○○○」「2U○○○」）の授業は、4月7日（金）から、鶴甲第1キャンパスにて行います。
- ・詳細は、付録の平成29年度主要学年暦（全学共通授業科目）を参照してください。
- ・所属学部専門科目の授業開始日は異なる場合があります。

3. 2 授業の登録期間

科目		履修手続方法及び期間
基礎教養科目・総合教養科目以外の全学共通授業科目	1Q開講科目	履修登録 ・履修登録期間 4/7（金）～4/20（木）17：00
	2Q開講科目	
	健康・スポーツ科学講義	抽選登録（※1注意事項参照） ・抽選登録期間 5/9（火）～5/16（火）17：00 ・抽選結果発表 5/18（木）時間未定
	外国語科目（必修科目）	大学側による事前登録（※2注意事項参照）
	情報基礎	
	初回授業の際に履修者の選抜を行う科目	
教育推進課共通教育グループの窓口にて申請した科目		

科目		履修手続方法及び期間
基礎教養科目 総合教養科目 ※2Qから履修可能。	学部指定開講枠（1次抽選）	抽選登録
	5時限目に開講する総合教養科目	<ul style="list-style-type: none"> 抽選登録期間（※1下記注意事項参照） 5/9（火）～5/16（火）17：00 抽選結果発表 5/18（木）時間未定
	2次抽選（医・海事科学部生のみ）	抽選登録 <ul style="list-style-type: none"> 2次抽選登録期間 5/18（木）10：00～17：00 2次抽選結果発表 5/19（金）時間未定
	3次抽選	抽選登録 <ul style="list-style-type: none"> 3次抽選登録期間 5/19（金）10：00～17：00 3次抽選結果発表 5/22（月）午後（時間未定）
	初回授業・ガイダンス等で履修登録を指示する科目	別途掲示参照

※1 「抽選登録」に関する注意事項

- 履修登録期間に既に登録済みの曜日・時限については、抽選登録を行うことはできません。
- 複数の科目区分を同じ曜日・時限で抽選に応募しますと、複数当選した場合に履修エラーとなり、いずれの科目も履修登録することができません。履修エラーを防ぐため、事前に抽選に応募する科目区分を決定した上で、1曜日・時限に1科目区分のみ抽選登録を行ってください。

※2 「大学側による事前登録」に関する注意事項

- 大学側で履修登録を行いますので、各自で履修登録をする必要はありません。
- うりぼーネット「履修登録・登録状況照会」にて登録されていることを確認し、誤りがある場合は速やかに共通教育グループに申し出てください。
- 原則として、大学側が事前登録した科目は変更できません。変更しなければならない明確な理由が生じた場合は、所属学部の教務担当係に申し出てください。

3. 3 履修取消期間

抽選登録及び履修登録を行った科目について、途中で受講を中止したい場合は、学期ごとに設けられる所定の期間に、うりぼーネットから履修を取り消すことができます。

科目	履修取消期間
1Q開講科目	4/21（金）0：00～4/27（木）23：59
2Q開講科目	6/26（月）0：00～7/2（日）23：59

3. 4 1年生の平成29年度前期開講科目の履修登録方法

授業科目区分ごとの履修登録方法は下表のとおりです。

【注意】

- ・所属する学部・学科等により指定された曜日・時限の授業科目（所属学部・学科の時間割表に記載されている授業科目）を履修してください。 ※履修登録完了していない授業科目は受講しても単位修得することはできません。

授業科目の区分等		履修登録方法
基礎教養科目 総合教養科目		② (一部科目④)
外国語科目	外国語第Ⅰ	③
	外国語第Ⅱ	③
情報科目		③
健康・スポーツ科学		実習：④ 講義：②
共通専門基礎科目		①

- ①履修登録（履修登録期間内に履修登録手続が必要です。）
- ②抽選登録（抽選登録期間内に抽選への応募が必要です。）
- ③事前登録（大学側で登録を行います。）
- ④初回授業時・ガイダンス等により履修者の選抜を行う科目

3. 5 科目別注意事項

3. 5. 1 基礎教養科目及び総合教養科目

《一般的な注意》

- ・1年生は第2クォーターからの履修となります。
- ・所属する学部・学科等により、基礎教養科目もしくは総合教養科目のいずれかを履修できる曜日・時限が決まっています（学部指定開講枠）。
- ・基礎教養科目もしくは総合教養科目を履修する曜日・時限は、時間割表で確認してください。
- ・抽選登録科目は、抽選登録期間（前述）にうりぼーネット>「抽選登録」から登録してください。
- ・抽選登録後は、自身が抽選登録した内容をうりぼーネット>「抽選申込内容確認」より必ず確認してください。
- ・当選科目は抽選結果発表日（前述）に、うりぼーネット>「履修登録・登録状況照会」にて確認してください。
- ・抽選登録により決定した科目は、大学側が事前登録を行いますので、各自で履修登録をする必要はありません。
- ・原則として、決定された授業科目は変更できませんので、事前に専門科目等の時間割を確認した上で、抽選登録してください。（変更しなければならぬ明確な理由が生じた場合は、所属学部の教務担当係に申し出てください。）
- ・抽選で登録された授業科目を必ず確認の上、受講してください。（登録できていない科目を受講していた場合や、同じ授業科目名であっても、登録した授業と別の時間割コードの授業を受講していた場合、単位修得できません。）

3. 5. 1. 1 学部指定開講枠

- ・抽選登録期間（前述）中に、うりぼーネット>「抽選登録」>「抽選カテゴリ」>

「基礎教養科目（全学共通授業科目）」「総合教養科目（全学共通授業科目）」内で、学部指定開講枠の曜日・時限に表示されるすべての科目について希望順位をつけてください。

3. 5. 1. 2 5時限目に開講する総合教養科目

- ・抽選登録期間（前述）中に、うりぼーネット>「抽選登録」>「抽選カテゴリ」>「5時限目総合教養科目（全学共通授業科目）」で、履修を希望する科目のみ希望順位をつけてください。
- ・定員が限られていますので、抽選の結果、履修できない場合があります。そのため、総合教養科目を修得する必要がある学生は、学部指定開講枠で開講される総合教養科目について必ず抽選登録を行ってください。

3. 5. 1. 3 2次抽選

- ・抽選結果の発表後、空き定員のある授業科目を対象に、うりぼーネットで「2次抽選」を行います。
- ・2次抽選の対象学生は医学部および海事科学部の学生です。（ただし、第2クォーターからの適用）
- ・1次抽選で当選している科目からの変更は認められません。
- ・すべての曜日・時限について抽選登録が可能ですが、すでに登録されている曜日・時限の抽選に応募しても、当選科目を登録することは出来ません。
- ・抽選の結果、抽選漏れとなり履修できない場合があります。

3. 5. 1. 4 3次抽選

- ・2次抽選結果の発表後、空き定員のある授業科目を対象に、うりぼーネットで「3次抽選」を行います。
- ・3次抽選の対象学生は全学部生です。
- ・すべての曜日・時限について抽選登録が可能ですが、すでに登録されている曜日・時限の抽選に応募しても、当選科目を登録することは出来ません。
- ・1次抽選・2次抽選で当選している科目からの変更は認められません。
- ・抽選の結果、抽選漏れとなり履修できない可能性があります。

3. 5. 1. 5 初回授業・ガイダンス等で履修登録を指示する科目

- ・国際教養教育院の掲示板で履修方法を確認してください。

3. 5. 1. 6 教室

- ・抽選登録の申込状況により決定します。抽選結果を発表する5/18（木）以降に国際教養教育院の掲示板又は国際教養教育院のHPより確認してください。

3. 5. 2 外国語科目

《外国語（必修科目）に関する全般的な注意》	
<ul style="list-style-type: none"> ・所属学部（学科等）で必修に指定されている科目は、履修クラスが外国語クラス番号により指定されています。 ・クラス番号は、学籍番号により、4月4日（火）14時から国際教養教育院の掲示板にて発表します。学籍番号は学部のガイダンスで確認してください。 ・4月4日（火）午後には所属学部の掲示板等でも確認することができます。 ・必ず指定されたクラスで受講してください。 ・必修科目については、大学側で事前登録していますので、うりぼーネット>「履修登録・登録状況照会」で登録内容を確認してください。 ・外国語第Ⅱ科目（ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語）は入学時に選択した言語を履修することになります。選択言語以外を履修しても卒業要件単位に含まれません。 	

事前登録 対象科目	外国語第Ⅰ科目 (英語)	English Literacy, English Communication, Productive English, Autonomous English
	外国語第Ⅱ科目 (ドイツ語・フランス語・中国 語・ロシア語)	〇〇語初級A1, B1, A2, B2 ※「〇〇語」は選択言語です。

3. 5. 2. 1 外国語第Ⅰの英語特別クラスおよび英語外部試験に基づく単位授与

- ・英語特別クラスの履修を希望する学生は、4月9日（日）（追試験15日（土））に実施される神戸大学英語外部試験による成績等に基づき、各学部において受講者が選抜されます。（医学部保健学科を除く。）
- ・選抜された学生は後期以降に開講される英語特別クラス授業科目（Advanced English Communication B1・B2, Advanced English Literacy B1・B2, Advanced Productive English1・2）を履修します。
- ・所属学部によっては、4月9日（日）に実施される神戸大学英語外部試験等の成績により、1年次後期以降に履修する外国語第Ⅰ必修科目（English Literacy B1・B2, English Communication B1・B2, Productive English 1・2, Autonomous English 1・2）の単位授与を申請することができます。単位授与を申請した場合、英語特別クラスを履修することはできません。

3. 5. 3 情報科目

- ・所属する学部・学科等により、情報基礎（全学部必修科目）を履修する曜日・時限が決まっています。
- ・大学が事前登録していますので、第1クォーターに履修する情報基礎の初回授業でアカウントを受け取り後、うりぼーネット>「履修登録・登録状況照会」で履修登録内容を確認してください。

3. 5. 4 共通専門基礎科目（対象学部のみ）

《講義科目》

- ・ 所属する学部・学科等により、履修できる授業科目・曜日・時限が決まっています。
- ・ 所属学部（学科・専攻等）や学籍番号等によりクラスが指定されている場合があります。
- ・ 必ず第1クォーター及び第2クォーター両方の開講科目を履修登録期間中に登録して下さい。

履修登録漏れがあっても、履修登録期間終了後に追加登録を行うことはできないので注意してください。

《実験科目》

- ・ 所属する学部・学科等により、履修できる科目・曜日・時限が決まっています。
- ・ 第1クォーター及び第2クォーター開講科目の履修登録を必ず履修登録期間中に履修登録を行ってください。
- ・ 履修登録漏れがあっても、履修登録期間終了後に追加登録を行うことはできないので注意してください。
- ・ 所属学部（学科・専攻等）や学籍番号等によりクラス指定や抽選等を行う場合がありますので、事前に鶴甲第1キャンパスK棟1階の所属学部別掲示板、もしくは、下記URLで確認してください。

物理学実験：<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/iphe-butsumori/pr/>

化学実験：<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/iphe-kagaku/index.html>

生物学実験：<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/iphe-seibutu/>

地学実験：<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/iphe-chikyuwakusei/top.html>

3. 5. 5 健康・スポーツ科学

《実習科目》

- ・ 所属する学部・学科等により履修できる曜日・時限が決まっています。
- ・ 初回授業時に履修クラス（種目）を決定します。その際に履修手続きを同時に行い大学側で履修登録を行います。
- ・ 初回授業はガイダンスを実施します。写真1枚（縦4cm×横3cm）を必ず持参のうえ、鶴甲第1キャンパス第2体育館に集合してください。

《講義科目》

- ・ 抽選登録期間（前述）中に、抽選登録を行います。
- ・ 2次抽選は実施しません。

4. 全学共通科目の理念

4. 1 教養教育の目標

神戸大学は、「学理と実際の調和」という開学以来の教育方針の下、教育憲章に示され

た「人間性」「創造性」「国際性」「専門性」を高める教育を実施するとともに、各学部がグローバル化に対応した様々な教育プログラムを開発してきた。このようなプログラムに参加する学生だけではなく、全ての学生を、自ら地球的課題を発見しその解決にリーダーシップを発揮できる人材へと育成することが学士課程の課題である。

そこで、全学部学生を対象とする教養教育において、神戸大学の学生が卒業時に身につけるべき共通の能力を「神戸スタンダード」として明示し、その修得を教育目標とする。

神戸スタンダード

▷複眼的に思考する能力

専門分野以外の学問分野について基本的なものの考え方を学ぶことを通して複眼的なものの見方を身につける

▷多様性と地球的課題を理解する能力

多様な文化、思想、価値観を受容するとともに、地球的課題を理解する能力を身につける

▷協働して実践する能力

専門性や価値観を異にする人々と協働して課題解決にあたるチームワーク力と、困難を乗り越え目標を追求し続ける力を身につける

4. 2 全学共通授業科目の学修目標

●基礎教養科目

基礎教養科目は、人文系、社会科学系、生命科学系、自然科学系の4つの分野の科目より開講している科目から、自分が所属する専門分野以外の主要な学問分野について基本的な知識及び「ものの見方」を学び、理解することを目的とし、以下の区分毎に学修目標を定める。

(1) 人文系

人文系としては「哲学」、「論理学」、「倫理学」、「心理学」、「教育学」を開講する。「哲学」は人間の知的営みの蓄積であり、受講者には自身の専門領域がいかに古代から現代にいたる思想に依拠しているかを理解することが求められる。「論理学」は、あらゆる分野で必要とされる推論、論証の基礎に関わる学問であり、受講者には自身の専門分野でも活用可能な論理的思考能力を身につけることが求められる。「倫理学」では、実社会でも通用する高い倫理観を身につけることが求められる。「心理学」は心のはたらきに関する実証的な研究を行うとともに、心の発達を明らかにし、さまざまな発達段階での心の問題の解決を支援する分野である。「心理学」の受講者には、人間の心のはたらきについてその応用可能性を含めた理解をすることが求められる。「教育学」では、知性・技能・情意等の授受という営みについての基本的理解と、教育行為が現代においてはたす意義について理解することが求められる。

(2) 社会科学系

自己の属する様々なレベルの〈社会〉に対する、科学的かつ複眼的思考と理解とを養うことを目的として、「法学」、「政治学」、「経済学」、「社会学」、「地理学」を開講する。「法学」では複雑化する現代社会において主体的市民として生きるための法学の知識・方法・理論を学ぶ。「政治学」では能動的な政治的主体に求められる、政治を知りそれを生きる知識・理論・方法を学ぶ。「経済学」では、ミクロ・マクロの様々な経済問題を理解するのに必要な基本的概念や分析枠組の習得を目指す。「社会学」では、領域横断的かつ相対的な社会学のものの見方とその有用性を示す。「地理学」においては、その基本概念や発展動向を踏まえ、その実証的・理論的両側面を学ぶ。

(3) 生命科学系

全ての生物にとってかけがえのない〈命〉は、今日の進歩した生命科学技術の下、そのメカニズムが新たに解明される一方で、病気などはまだ不明な部分も多い。本分野では、生命に対する複眼的思考を養うことを目的として、人類を初め地球環境に暮らす多様な生命体の仕組みと、我々が生きていく上で必要な健康管理まで、基礎から臨床医学までを学ぶ。「生物学」では、生物の多様性、遺伝子、細胞の構造から機能まで、生物に関する基本的な知識や考え方を学ぶ。「医学」では、主要な病気の早期発見や早期治療ができるように、医学に関する基本的な知識や考え方を学ぶ。「保健学」では、感染症の予防など、体調を管理して病気を防ぐことができるように、保健学に関する基本的な知識や考え方を学ぶ。「健康科学」では、健康な生活を過ごすために必要な生活習慣を身につけることができるように、健康科学に関する基本的な知識や考え方を学ぶ。

(4) 自然科学系

高度に科学技術の発達した現代社会に対応する複眼的思考を養うことを目的として、本分野では、我々を取り巻く自然現象や社会現象が我々にどのように関わりを持つかについて、自然科学の観点と切り口から学ぶ。「数学」では、数理的思考における基本的な知識や考え方を学ぶ。「物理学」では、19世紀までに確立された古典物理学、あるいは、20世紀に構築された現代物理学の基本的な知識や考え方を学ぶ。「化学」では、分子にまつわる微視的な内容に関して、あるいは、物質の性質など化学の基本的な知識や考え方を学ぶ。「惑星学」では、惑星および諸天体、宇宙における地球、あるいは、惑星の姿や変動現象について、惑星学の基本的な知識や考え方を学ぶ。「情報学」では、コンピュータやスマートフォンなど、これらの身近な機器に利用されている情報技術の歴史や仕組み、最近の活用事例を知り、基礎知識を学ぶ。

●総合教養科目

総合教養科目は、多文化に対する理解を深め、多分野にまたがる課題を考え、対話型の講義を取り入れるなどの工夫により、複眼的なものの見方、課題発見力を養成することを目的とし、以下の区分毎に学修目標を定める。

(1) 多文化理解

グローバル化の進展に伴い、現代では異文化間の交流が一層深化し、同時に、異文化に対する理解不足が深刻な不和を招来しかねない状況が現出している。

この科目群では、こうした現代世界の状況を的確に把握するとともに、多文化共生のあり方を模索するのに必要な知識を獲得し、思考力を養成することを目標とする。

より具体的には、多様な時代と地域の、歴史、社会構造、伝統、宗教、芸術を扱い、これらを通じて異文化に関する知識を獲得するとともに、比較文化的観点から分析することにより、異文化との共生につながる多角的な思考力を養う。

(2) 自然界の成り立ち

私達を取り巻く自然界には様々な現象が存在し、日々変化している。これら自然界の様々な事象を、私達は体験を通して、関わりを持ちつつ理解している。しかし、多くが未解明であり、今後の研究の進展に負う面も大きい。従って、自然界の様々な事象を理解し解明していくためには、私達が自然愛を持って能動的に対応し、自然界を良く理解することが重要である。

この科目群では、私達の身近な現象として触れることの多い事象、例えば、科学技術と倫理の問題、現代物理学が描く世界像や身近な物理法則、自然界に見られるカタチにまつわる諸問題、ものづくりと科学技術における工学的な技術や将来展望、生命科学として身体の構造と機能の関係、生物資源と農業の今日までの関わりとその特徴、さらには昆虫や微生物との相関、などを取り上げ、私達の日常の問題として理解し、生活の中に取り込んで修得することを目標とする。

(3) グローバルイシュー

社会のグローバル化にとともに、わたしたちは、国や地域の境界を越えて地球規模での解決が必要なさまざまな課題に直面している。この科目群では、これらの課題について理解を深め、その解決に指導的役割を果たす人材となるための基礎能力を身につけることを目標とする。

環境問題は、いうまでもなく地球規模の問題であり、自然科学と人文・社会科学の双方から幅広く接近する必要がある。また、人権、ジェンダー、政治や法制度、経済、ビジネスなど、わたしたちの生活に直結する問題領域も、いまや一国だけでは対処することが困難であり、地球規模の視点から取り組んでいくことが求められている。さらに、エネルギー資源・エネルギー技術や発電技術、都市安全技術などの科学技術の応用の考え方や社会における応用の事例についても、地球規模の視点から捉えることで最先端の技術動向を把握することが可能となる。

(4) ESD

この科目群では、〈地球〉を枠組みとした新しい教育運動である ESD（持続可能な開発のための教育）の本質と方法的な特徴を理解し、経済・社会システムの変更や人間のライフスタイルの変化を引き起こすために、われわれが、何を考え、何を变えなければいけない

いのかを考究する。個人主義的な教育観から小集団・構築主義的な教育観への変更，単一専門性幻想から共同的専門性へのパラダイムの転換など，これまでの常識をくつがえすための方法論を探究してゆく。学生・教員・学外者が，社会的活動やフィールドワークでの協働作業を通して，実践現場にふれながら，新しい動きとしてのESDに〈タッチ〉することが目標である。

(5) キャリア科目

現在，大学生には就職活動を始めるときに初めてキャリアについて考えるのではなく，入学時から卒業後・修了後のキャリアについて考え，深めていくことが求められている。この科目群では，実社会でのボランティアを通じて，あるいは実社会で活躍するOB/OG等社会人の講演を通じて，自己のキャリアに関して，またキャリアとは何かという問いそのものに関して考え，深めていくきっかけを掴み，将来に向けて備える能力を高めることを目標とする。

(6) 神戸学

この科目群では，我々の神戸大学が立地する神戸市・兵庫県，瀬戸内海等の歴史と現状に関する理解を深める，あるいは神戸大学そのものに関する理解を深めることを通じて，これからの学生生活を過ごすことになるキャンパス，地域についての理解と関心を深め，学生生活をより有意義にするとともに地域社会と大学とのかかわりについて理解することを目標とする。

●外国語科目

(1) 外国語第I

グローバル社会の主要な共通言語（リング・フランカ）となっている英語について，その運用能力を向上させるとともに，国際コミュニケーションを成り立たせている諸要素への理解を深めることを目標とする。開設科目のうち，English Communication と English Literacy では，それぞれ，聞く力と話す力，読む力と書く力を中心として，英語力の総合的向上を目指す。Autonomous English では，コンピュータを利用し，英語の基盤能力の拡充と，自律的学習態度の向上を目指す。Productive English では，調査・発表活動の実践を通じ，英語の発表能力の拡充と，問題発見能力および問題解決能力の向上を目指す。（これら必修科目の配当は学部により異なる。）また，Advanced English では，各自のニーズに応じた各種の英語技能の向上を目指す。

(2) 外国語第II

グローバル化があらゆる分野にまで浸透し，人びとを取り巻く多文化状況が日常化してきた今日，英語プラスもう一つの外国語の基礎的な学力と教養を身に付けることが必要である。そこでドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語のうち，一つの語学を選択し，1年次では，発音・文法・語彙・文章表現などの初級レベルの基礎的修得を目指す。2年次では，より高度な文法事項の理解や読解力・表現力などの中級レベルの習得を目指す。3

年次では、多様なトレーニングを通して、社会・文化背景などの知識を身につけながら、実践的な運用能力をさらに向上させることを目指す。

●情報科目

コンピュータなどの情報機器とネットワークにおけるコミュニケーションが必須とされる高度情報化社会において、学生はコミュニケーション技術や情報処理、情報収集・発信技術など有効な情報機器の利用方法を学ばなければならない。また、変化の激しい情報化社会に対応するためにはコンピュータやネットワークに関する普遍的な基礎概念と実践的な知識を同時に理解しておく必要がある。情報科目はコンピュータの操作技術を取得し、情報とその取り扱いに関する正しい判断力を養い、それらを日常生活や社会活動に活用できる能力を身につけることを目指す。

●健康・スポーツ科学

健康・スポーツ科学は、身体と健康・運動に関する学問を学際的な視野のもとで総合化した新しい総合人間科学である。健康・スポーツ科学では、講義と実習を通して、身体運動と人体の機能・能力との関わりについての知識、安全で効果的かつ効率のよい身体運動について、及び生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための知識と実践能力を修得することを目標とする。

●共通専門基礎科目

専門教育を受けるための準備や導入として、複数の学部に通ずる基礎科目を開講している。各学部で行われる専門教育では、専門分野ごとそれぞれの性質に合わせた系統的そして累積的な知識と技術の修得が不可欠である。そこで、共通専門基礎科目では、専門科目を理解し修得するための基礎となる知識や技術を身につけ、基礎的な理論を理解し、学問的なものの見方を養うことを目標とする。

平成29年度主要学年暦（全学共通授業科目）

前期

後期

[平成29年]

4月

- 3月24日(金) 1Q基礎教養科目・総合教養科目（2年生以上）、1Q・2Q再履修
「外国語科目（必修）」「共通専門基礎科目数学系科目」「情報基礎」
- 4月3日(月) 抽選登録
- 1日(土) 前期開始
- 4日(火) 外国語第Ⅰ・外国語第Ⅱクラス発表（1年生）
- 5日(水) 1Q・2Q抽選結果発表
- 5日(水) 1Q基礎教養科目・総合教養科目2次抽選登録10:00-17:00
- 6日(木) 1Q基礎教養科目・総合教養科目2次抽選結果発表（時間未定）
1Q基礎教養科目・総合教養科目3次抽選登録10:00-17:00
- 7日(金) 1Q基礎教養科目・総合教養科目3次抽選結果発表（時間未定）
- 7日(金) 1Q授業開始
- 9日(日) 神戸大学英語外部試験（1年生）（追試験15日(土)）
- 7日(金) } 1Q・2Q履修登録期間（全学年）
- 20日(水) }
- 21日(金) } 1Q履修取消期間（全学年）
- 27日(水) }

5月

- 9日(火) 2Q基礎教養科目・総合教養科目抽選登録期間（全学年）
- 16日(火) 2Q健康・スポーツ科学講義抽選登録期間（工学部1年生）
- 15日(月) 本学創立記念日【休講】
- 18日(水) 2Q抽選登録結果発表
- 18日(水) 2Q基礎教養科目・総合教養科目2次抽選登録10:00-17:00
- 19日(金) 2Q基礎教養科目・総合教養科目2次抽選結果発表（時間未定）
- 19日(金) 2Q基礎教養科目・総合教養科目3次抽選登録10:00-17:00
- 22日(月) 2Q基礎教養科目・総合教養科目3次抽選結果発表（時間未定）
- 30日(火) 予備日（1Q）★

6月

- 2日(金) } 1Q授業・定期試験期間
- 8日(木) }
- 9日(金) 1Q定期試験期間の予備日●
- 12日(月) 2Q授業開始
- 26日(月) } 2Q履修取消期間
- 7月2日(日) }
- 6月29日(水) 1Q成績発表

※授業・定期試験期間は、5、6時限に試験を実施することがあります。予備日を含め、予定を入れなくてください。

8月

- 8月1日(火) 予備日（2Q）★
- 2日(水) } 2Q授業・定期試験期間
- 8日(水) }
- 9日(水) 2Q定期試験期間の予備日●

※授業・定期試験期間は、5、6時限に試験を実施することがあります。予備日を含め、予定を入れなくてください。

9月

- 1日(金) } 1Q・2Q再試験実施
- 4日(月) }
- 5日(火) 1Q・2Q再試験の予備日
- 14日(水) 2Q成績発表・後期授業時間割発表
- 14日(水) 3Q・4Q基礎教養科目・総合教養科目、健康・スポーツ科学講義
（再履修を除く）、再履修「外国語科目（必修科目）」「共通専門基礎科目数学系科目」「情報基礎」抽選登録
- 19日(火) 3Q・4Q抽選結果発表
- 21日(木) 3Q・4Q基礎教養科目・総合教養科目2次抽選登録10:00-17:00
- 22日(金) 3Q・4Q基礎教養科目・総合教養科目2次抽選結果発表
3Q・4Q基礎教養科目・総合教養科目3次抽選登録10:00-17:00
- 25日(月) 3Q・4Q基礎教養科目・総合教養科目3次抽選結果発表

※予備日を含め、旅行や帰省などの予定は入れなくてください。

10月

- 1日(日) 後期開始
- 2日(月) 3Q授業開始
- 2日(月) } 3Q・4Q履修登録期間（全学年）
- 16日(月) }
- 17日(火) } 3Q履修取消期間（全学年）
- 23日(月) }

11月

- 21日(火) 金曜日の授業実施日
- 22日(水) 予備日（3Q）★
- 24日(金) } 3Q授業・定期試験期間
- 30日(木) }

※授業・定期試験期間は、5、6時限に試験を実施することがあります。予備日を含め、予定を入れなくてください。

12月

- 1日(金) 3Q定期試験期間の予備日●
- 4日(月) 4Q授業開始
- 18日(月) } 4Q履修取消期間（全学年）
- 24日(日) }
- 21日(水) 3Q成績発表
- 26日(火) 金曜日午後の授業実施日

[平成30年]

1月

- 12日(金) 平成30年度大学入試センター試験準備
【3時限以降休講】
- 31日(水) 予備日（4Q）★

2月

- 2日(金) } 4Q授業・定期試験期間
- 8日(木) }
- 9日(金) 4Q定期試験期間の予備日●

※授業・定期試験期間は、5、6時限に試験を実施することがあります。予備日を含め、予定を入れなくてください。

3月

- 2日(金) } 3Q・4Q再試験実施
- 5日(月) }
- 6日(火) 3Q・4Q再試験の予備日
- 16日(金) 4Q成績発表
- 31日(土) 後期終了

※予備日を含め、旅行や帰省などの予定は入れなくてください。

授業時間（全学共通授業科目）

時限	授業時間
1時限	8:50 ~ 10:20
2時限	10:40 ~ 12:10
3時限	13:20 ~ 14:50
4時限	15:10 ~ 16:40
5時限	17:00 ~ 18:30
6時限	18:50 ~ 20:20

※授業が休講になった場合、平日5、6時限に補講を実施することがあるので特別な理由がない限り出席すること。

★：気象警報発表等による休講の補講実施日

●：気象警報発表等により休講・試験中止になった場合の補講・試験実施日

8 神戸大学における授業料，入学料，検定料 及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 26 年 9 月 30 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 52 条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあっては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円	/	/
特別研究学生	月額 29,700円	/	/

- 2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第 22 条第 4 項（教学規則第 72 条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部において，出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。

- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第 3 条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が单身用の 場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジ デンス (单身室 床面積 15 m ² 未満)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス (单身室 床面積 15 m ² 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の 場合	国際交流会館 (夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館 (家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス (夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス (家族室)	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

III 学部規則等

1 神戸大学国際人間科学部規則

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、グローバルイシューを深い人間理解と他者への共感をもって解決し、「グローバル共生社会」の実現に貢献する「協働型グローバル人材」を養成することを目的とする。

(学科及び講座)

第3条 本学部に次の学科及び講座を置く。

学 科	講 座
グローバル文化	グローバル文化形成, グローバル社会動態, グローバル・コミュニケーション
発達コミュニティ	発達基礎, コミュニティ形成
環 境 共 生	環境基礎科学, 環境形成科学
子 ども 教 育	学校教育学, 乳幼児教育学

(各学科における教育研究上の目的)

第4条 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) グローバル文化学科

多文化間の境界を乗り越えるグローバル共生社会を実現するため、諸文化の多様な様相と社会のグローバル化についての正確な理解を基に、現代世界が抱える文化的・社会的問題を自らのイニシアティブで解決へと導くリーダーシップを備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 発達コミュニティ学科

人間の発達が多様なコミュニティにおける社会的諸関係（学修や経験・協働）を通じて実現されていく。発達コミュニティ学科は、「発達コミュニティ」をこのように理解した上で、人々の多様性や異質性を尊重した持続可能なグローバル共生社会の実現を目指し、人間の多様な発達と、発達を支えるコミュニティ（多様な人々が協働する社会）に関する研究・教育を行い、人間がより良く生きるとともに、それを可能にする多様なコミュニティを国際社会を舞台として形成・展開していく能力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(3) 環境共生学科

人間と環境の調和に根ざす持続可能なグローバル共生社会の実現を目指し、身近な環境から地球環境に至る幅広い環境について、様々な問題を発見・立論し、解決に導くために必要な能力を有し、さらに、国際的な視野から課題に取り組む行動力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(4) 子ども教育学科

子ども教育学科では、次世代育成を通じたグローバル共生社会の実現を目指し、グローバル社会に関わる幅広い視野を持ちながら、子どもと学校が抱える課題を多面的に認識し、実践的に解決していく能力を身に付けた初等教育教員等を養成することを目的とする。

(学 部 長)

第 5 条 本学部に、学部長を置く。

2 学部長は、本学部に関する事項を総括する。

(副学部長)

第 6 条 本学部に、副学部長を置く。

2 副学部長は、学部長の職務を補佐する。

3 副学部長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(学 科 長)

第 7 条 学科に、学科長を置く。

2 学科長は、当該学科に関する事項を総括する。

3 学科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(コ ー ス)

第 8 条 子ども教育学科に、教職科目を履修させるためのコースを置く。

2 前項のコースについて必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第 9 条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第 1 項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第 10 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

第 11 条 学生は、別表第 2 に定めるところに従い、124 単位以上を修得しなければならない。

2 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第 12 条 教学規則第 29 条第 1 項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、49 単位とする。

2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び特別の事情のある学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

3 前 2 項に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目の履修)

第 13 条 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 卒業研究の履修については、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。この場合においては、第 3 年次の終わりまでに所定の単位を修得していなければならない。

3 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 14 条 学生は、教授会の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 15 条 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定された単位数は、第14条第3項並びに前条第1項及び第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第3項、第15条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第18条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第19条 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって科目試験に代えることがある。
- 3 不合格となった授業科目についての再試験は、行わない。
- 4 科目試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、教授会の議を経て、特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(卒業論文等試験)

第20条 卒業論文等試験は、最終学期において定められた期日までに、卒業論文等を提出した者について行う。

- 2 卒業論文等試験は、提出された卒業論文等の審査及び口頭試験により行う。
- 3 卒業論文等試験に合格した学生に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。
- 4 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第21条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第 22 条 所定の期間在学し、第 11 条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

2 教学規則第 22 条第 2 項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

(転学科)

第 23 条 転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(特別聴講学生)

第 24 条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を經由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、在学期間は、当該授業科目が開講される学期とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第 25 条 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 26 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第 3 のとおりとする。

(学芸員の資格の取得)

第 27 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

(ESD コース)

第 28 条 環境、開発、平和、人権等の様々な社会問題を解決する能力を身に付け、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、本学部に ESD コースを置く。

2 ESD コースに関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 授業科目及び単位数（第9条関係）

◎必修 ○選択

イ 全学科共通

授業科目の区分等			授 業 科 目	単 位	必修・選 択の別	備 考
基 礎 教 養 科 目	人 文 系	哲 学	哲学	1	○	
		心 理 学	心理学A	1	○	
			心理学B	1	○	
		論 理 学	論理学	1	○	
		教 育 学	教育学A	1	○	
	教育学B		1	○		
	倫 理 学	倫理学	1	○		
	社 会 科 学 系	法 学	法学A	1	○	
			法学B	1	○	
		政 治 学	政治学A	1	○	
			政治学B	1	○	
		経 済 学	経済学A	1	○	
			経済学B	1	○	
	社 会 学	社会学	1	○		
	地 理 学	地理学	1	○		
	生 命 科 学 系	医 学	医学A	1	○	
			医学B	1	○	
		保 健 学	保健学A	1	○	
			保健学B	1	○	
			健康科学A	1	○	
			健康科学B	1	○	
		生 物 学	生物学A	1	○	
			生物学B	1	○	
			生物学C	1	○	
	自 然 科 学 系	数 学	数学A	1	○	
			数学B	1	○	
			数学C	1	○	
物 理 学		物理学A	1	○		
		物理学B	1	○		
化 学		化学A	1	○		
		化学B	1	○		
		化学C	1	○		
		化学D	1	○		
惑 星 学		惑星学A	1	○		
		惑星学B	1	○		
		惑星学C	1	○		

総合 教養 科目	情報科学	情報学A	1	○	
		情報学B	1	○	
	教育と人間形成	教育と人間形成	1	○	
	文学	文学A	1	○	
		文学B	1	○	
	言語科学	言語科学A	1	○	
		言語科学B	1	○	
	芸術と文化	芸術と文化A	1	○	
		芸術と文化B	1	○	
	日本史	日本史A	1	○	
		日本史B	1	○	
	東洋史	東洋史A	1	○	
		東洋史B	1	○	
	アジア史	アジア史A	1	○	
		アジア史B	1	○	
	西洋史	西洋史A	1	○	
		西洋史B	1	○	
	考古学	考古学A	1	○	
		考古学B	1	○	
	芸術史	芸術史A	1	○	
		芸術史B	1	○	
	美術史	美術史A	1	○	
		美術史B	1	○	
	科学史	科学史A	1	○	
		科学史B	1	○	
	社会思想史	社会思想史	1	○	
	文化人類学	文化人類学	1	○	
	現代社会論	現代社会論A	1	○	
		現代社会論B	1	○	
	越境する文化	越境する文化	1	○	
生活環境と技術	生活環境と技術	1	○		
学校教育と社会	学校教育と社会	1	○		
カタチの文化学	カタチの文化学A	1	○		
	カタチの文化学B	1	○		
(2)自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	○	
	現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	○	
	身近な物理法則	身近な物理法則	1	○	
	カタチの自然学	カタチの自然学	1	○	
	ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	○	
ものづくりと科学技術B		1	○		

総合教養科目	(2) 自然界の成り立ち	生 命 科 学	生命科学A	1	○		
			生命科学B	1	○		
		生 物 資 源 と 農 業	生物資源と農業A	1	○		
			生物資源と農業B	1	○		
			生物資源と農業C	1	○		
	生物資源と農業D		1	○			
	(3) グ ロ ー バ ル イ シ ユ ー	環 境 学 入 門	環境学入門A	1	○		
			環境学入門B	1	○		
		社 会 と 人 権	社会と人権A	1	○		
			社会と人権B	1	○		
		男 女 共 同 参 画 と ジ ェ ン ダ ー	男女共同参画とジェンダーA	1	○		
			男女共同参画とジェンダーB	1	○		
		グ ロ ー バ ル イ シ ユ ー	グ ロ ー バ ル リ ー ダ ー シ ッ プ 育 成 基 礎 演 習	グ ロ ー バ ル リ ー ダ ー シ ッ プ 育 成 基 礎 演 習	2	○	
		E U 基 礎 論	EU基礎論	1	○		
		国 際 協 力 の 現 状 と 課 題	国際協力の現状と課題A	1	○		
			国際協力の現状と課題B	1	○		
		政 治 と 社 会	政治と社会	1	○		
		社 会 生 活 と 法	社会生活と法	1	○		
		国 家 と 法	国家と法	1	○		
		現 代 の 経 済	現代の経済A	1	○		
			現代の経済B	1	○		
		経 済 社 会 の 発 展	経済社会の発展	1	○		
		企 業 と 経 営	企業と経営	1	○		
		地 球 史 に お け る 生 物 の 変 遷	地球史における生物の変遷	1	○		
		生 物 の 環 境 適 応	生物の環境適応	1	○		
		人 間 活 動 と 地 球 生 態 系	人間活動と地球生態系	1	○		
	食 と 健 康	食と健康A	1	○			
		食と健康B	1	○			
	資 源 ・ 材 料 と エ ネ ル ギ ー	資源・材料とエネルギーA	1	○			
		資源・材料とエネルギーB	1	○			
	(4) E S D	E S D 基 礎	ESD基礎 (持続可能な社会づくり1) A	1	○		
			ESD基礎 (持続可能な社会づくり1) B	1	○		
		E S D 論	ESD論 (持続可能な社会づくり2) A	1	○		
ESD論 (持続可能な社会づくり2) B			1	○			
E S D 生 涯 学 習 論		ESD生涯学習論A	1	○			
		ESD生涯学習論B	1	○			
E S D ボ ラ ン テ ィ ア 論	ESDボランティア論	1	○				

総 合 教 養 科 目	(5) キ ャ リ ア 科 目	企 業 社 会 論	企業社会論A	1	○	
			企業社会論B	1	○	
		職 業 と 学 び	職業と学びーキャリアデザインを考えるA	1	○	
			職業と学びーキャリアデザインを考えるB	1	○	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	○	
		ボ ラ ン テ ィ ア と 社 会 貢 献 活 動	ボランティアと社会貢献活動A	1	○	
	ボランティアと社会貢献活動B		1	○		
	グ ロー バ ル チ ャ レ ン ジ 実 習	グローバルチャレンジ実習	1又 は2	○		
	(6) 神 戸 大 学 史 神 戸 大 学 阪 神 ・ 淡 路 大 震 災 海 へ の 誘 い 瀬 戸 内 海 学 入 門	神 戸 大 学 史	神戸大学史A	1	○	
			神戸大学史B	1	○	
		神 戸 大 学 の 研 究 最 前 線	神戸大学の研究最前線A	1	○	
			神戸大学の研究最前線B	1	○	
		阪 神 ・ 淡 路 大 震 災	阪神・淡路大震災A	1	○	
			阪神・淡路大震災B	1	○	
		海 へ の 誘 い	海への誘い	2	○	
	瀬 戸 内 海 学 入 門	瀬戸内海学入門	2	○		
	外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	English Communication A1	0.5	◎	
English Communication A2			0.5	◎		
English Communication B1			0.5	◎		
English Communication B2			0.5	◎		
Advanced English Communication B1			0.5	(○)※	※ English Communication B1, B2は, Advanced English Communication B1, B2で, English Literacy B1, B2は, Advanced English Literacy B1, B2でそれぞれ代替することができる。	
Advanced English Communication B2			0.5	(○)※		
English Literacy A1			0.5	◎		
English Literacy A2			0.5	◎		
English Literacy B1			0.5	◎		
English Literacy B2			0.5	◎		
Advanced English Literacy B1			0.5	(○)※		
Advanced English Literacy B2			0.5	(○)※		
Autonomous English 1			0.5	◎		
Autonomous English 2			0.5	◎		
Advanced English A1			0.5	○		
Advanced English A2			0.5	○		
Advanced English B		0.5	○			
Advanced English C		1	○			
外 国 語 第 II		ドイツ語初級A1	0.5	○		
		ドイツ語初級A2	0.5	○		

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	ドイツ語初級B1	0.5	○	
		ドイツ語初級B2	0.5	○	
		ドイツ語初級A3	0.5	○	
		ドイツ語初級A4	0.5	○	
		ドイツ語初級B3	0.5	○	
		ドイツ語初級B4	0.5	○	
		ドイツ語初級SA3	0.5	(○)※	※ドイツ語, フランス語及び中国語の初級(A3, A4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。
		ドイツ語初級SA4	0.5	(○)※	
		ドイツ語初級SB3	0.5	(○)※	
		ドイツ語初級SB4	0.5	(○)※	
		ドイツ語中級C1	0.5	○	
		ドイツ語中級C2	0.5	○	
		フランス語初級A1	0.5	○	
		フランス語初級A2	0.5	○	
		フランス語初級B1	0.5	○	
		フランス語初級B2	0.5	○	
		フランス語初級A3	0.5	○	
		フランス語初級A4	0.5	○	
		フランス語初級B3	0.5	○	各言語で○から8科目(中級を除く)
		フランス語初級B4	0.5	○	
		フランス語初級SA3	0.5	(○)※	
		フランス語初級SA4	0.5	(○)※	
		フランス語初級SB3	0.5	(○)※	
		フランス語初級SB4	0.5	(○)※	
		フランス語中級C1	0.5	○	
		フランス語中級C2	0.5	○	
		中国語初級A1	0.5	○	
		中国語初級A2	0.5	○	
		中国語初級B1	0.5	○	
		中国語初級B2	0.5	○	
		中国語初級A3	0.5	○	
		中国語初級A4	0.5	○	
		中国語初級B3	0.5	○	
		中国語初級B4	0.5	○	
中国語初級SA3	0.5	(○)※			
中国語初級SA4	0.5	(○)※			
中国語初級SB3	0.5	(○)※			
中国語初級SB4	0.5	(○)※			
中国語中級C1	0.5	○			

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	中国語中級C2	0.5	○	
		ロシア語初級A1	0.5	○	
		ロシア語初級A2	0.5	○	
		ロシア語初級B1	0.5	○	
		ロシア語初級B2	0.5	○	
		ロシア語初級A3	0.5	○	
		ロシア語初級A4	0.5	○	
		ロシア語初級B3	0.5	○	
		ロシア語初級B4	0.5	○	
		ロシア語中級C1	0.5	○	
		ロシア語中級C2	0.5	○	
	外 国 語 第 III	第三外国語（ドイツ語）T1	0.5	○	
		第三外国語（ドイツ語）T2	0.5	○	
		第三外国語（ドイツ語）T3	0.5	○	
		第三外国語（ドイツ語）T4	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）T1	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）T2	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）T3	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）T4	0.5	○	
		第三外国語（韓国語）T1	0.5	○	
		第三外国語（韓国語）T2	0.5	○	
		第三外国語（韓国語）T3	0.5	○	
		第三外国語（韓国語）T4	0.5	○	
		第三外国語（スペイン語）T1	0.5	○	
		第三外国語（スペイン語）T2	0.5	○	
		第三外国語（スペイン語）T3	0.5	○	
		第三外国語（スペイン語）T4	0.5	○	
		第三外国語（イタリア語）T1	0.5	○	
		第三外国語（イタリア語）T2	0.5	○	
		第三外国語（イタリア語）T3	0.5	○	
		第三外国語（イタリア語）T4	0.5	○	
	情 報 科 目	情報基礎	1	◎	
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学	健康・スポーツ科学講義A	1	○		
	健康・スポーツ科学講義B	1	○		
	健康・スポーツ科学講義C	1	○		
	健康・スポーツ科学実習基礎1	0.5	◎		
	健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5	◎		
	健康・スポーツ科学実習1	0.5	○		
	健康・スポーツ科学実習2	0.5	○		

高 度 教 養 科 目	国際人間科学部高度教養科目の取扱いについては別途定める。			
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	○	
	日本国憲法2	1	○	
	教職論（中・高）1	1	○	
	教職論（中・高）2	1	○	
	教育原理1	1	○	
	教育原理2	1	○	
	教育史1	1	○	
	教育史2	1	○	
	教育行政学（中・高）1	1	○	
	教育行政学（中・高）2	1	○	
	教育経営学（中・高）1	1	○	
	教育経営学（中・高）2	1	○	
	中等カリキュラム論1	1	○	
	中等カリキュラム論2	1	○	
	英語科教育論A1	1	○	
	英語科教育論A2	1	○	
	英語科教育論B1	1	○	
	英語科教育論B2	1	○	
	英語科教育論C1	1	○	
	英語科教育論C2	1	○	
	英語科教育論D1	1	○	
	英語科教育論D2	1	○	
	保健体育科教育論A1	1	○	
	保健体育科教育論A2	1	○	
	保健体育科教育論B1	1	○	
	保健体育科教育論B2	1	○	
	保健体育科教育論C1	1	○	
	保健体育科教育論C2	1	○	
	保健体育科教育論D1	1	○	
	保健体育科教育論D2	1	○	
	音楽科教育論A1	1	○	
	音楽科教育論A2	1	○	
	音楽科教育論B1	1	○	
	音楽科教育論B2	1	○	
	音楽科教育論C1	1	○	
	音楽科教育論C2	1	○	
音楽科教育論D1	1	○		

資格免許のための科目	音楽科教育論 D2	1	○	
	美術科教育論 A1	1	○	
	美術科教育論 A2	1	○	
	美術科教育論 B1	1	○	
	美術科教育論 B2	1	○	
	美術科教育論 C1	1	○	
	美術科教育論 C2	1	○	
	美術科教育論 D1	1	○	
	美術科教育論 D2	1	○	
	理科教育論 A	2	○	
	理科教育論 B	2	○	
	理科教育論 C	2	○	
	理科教育論 D	2	○	
	数学科教育論 A1	1	○	
	数学科教育論 A2	1	○	
	数学科教育論 B1	1	○	
	数学科教育論 B2	1	○	
	数学科教育論 C1	1	○	
	数学科教育論 C2	1	○	
	数学科教育論 D1	1	○	
	数学科教育論 D2	1	○	
	家庭科教育論 A	2	○	
	家庭科教育論 B	2	○	
	家庭科教育論 C1	1	○	
	家庭科教育論 C2	1	○	
	家庭科教育論 D1	1	○	
	家庭科教育論 D2	1	○	
	社会科教育論 A1	1	○	
	社会科教育論 A2	1	○	
	社会科教育論 B1	1	○	
	社会科教育論 B2	1	○	
	公民科教育論 1	1	○	
	公民科教育論 2	1	○	
	社会科・公民科教育論 1	1	○	
	社会科・公民科教育論 2	1	○	
	地歴科教育論 1	1	○	
	地歴科教育論 2	1	○	
	社会科・地歴科教育論 1	1	○	
	社会科・地歴科教育論 2	1	○	

資格免許のための科目	中等道徳教育論1	1	○	
	中等道徳教育論2	1	○	
	中等特別活動指導論1	1	○	
	中等特別活動指導論2	1	○	
	中等学習指導論1	1	○	
	中等学習指導論2	1	○	
	中等生徒指導論1	1	○	
	中等生徒指導論2	1	○	
	中等教育事前・事後指導	1	○	
	中学校教育実地研究A	2	○	
	中学校教育実地研究B	2	○	
	高等学校教育実地研究	2	○	
	教職実践演習(中・高)1	1	○	
	教職実践演習(中・高)2	1	○	
	工芸実践演習1	1	○	
	工芸実践演習2	1	○	
	ソルフェージュ1	1	○	
	ソルフェージュ2	1	○	
	先端表現演習1	1	○	
	先端表現演習2	1	○	
	博物館概論1	1	○	
	博物館概論2	1	○	
	博物館経営論1	1	○	
	博物館経営論2	1	○	
	博物館資料論1	1	○	
	博物館資料論2	1	○	
	博物館展示論1	1	○	
	博物館展示論2	1	○	
	博物館教育論1	1	○	
	博物館教育論2	1	○	
	博物館情報・メディア論1	1	○	
	博物館情報・メディア論2	1	○	
	博物館実習	3	○	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		○	その都度定める。
	総合科目Ⅱ		○	その都度定める。

ロ グローバル文化学科

授業科目の区分等			授 業 科 目	単 位	必修・選 択の別	備 考	
専 門 科 目	学 部	学 部 共 通 基 礎 科 目	初年次セミナー	1	◎		
			異文化コミュニケーション論	1	○		
			協働型リーダーシップ論	1	○		
			国際開発援助論 (JICA) 1	1	◎		
			国際開発援助論 (JICA) 2	1	◎		
			コミュニティ創成論	1	◎		
			フィールドワーク基礎論	1	○		
			異文化間教育論1	1	○		
			異文化間教育論2	1	○		
			ソーシャルエンパワメント論	1	○		
			情報リテラシー演習1	1	◎		
			情報リテラシー演習2	1	◎		
	専 門 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	グローバル共生社会論	1	◎	
				フィールドワーク方法論	1	○	
				途上国農村地域開発論	2	○	
				Academic Communication (英) A	1	◎	
				Academic Communication (英) B	1	◎	
				Academic Writing (英) A	1	○	
				Academic Writing (英) B	1	○	
				TOEFL 演習 A	1	○	
				TOEFL 演習 B	1	○	
				TOEIC 演習 A	1	○	ここから2科目
				TOEIC 演習 B	1	○	
				English Presentation Skills A	1	○	
				English Presentation Skills B	1	○	
				English for Professional Purposes A	1	○	
				English for Professional Purposes B	1	○	
				Academic Communication (独) A	1	○	
				Academic Communication (独) B	1	○	
				Academic Communication (仏) A	1	○	
				Academic Communication (仏) B	1	○	
				Academic Communication (中) A	1	○	
Academic Communication (中) B	1	○					
Academic Communication (露) A	1	○					
Academic Communication (露) B	1	○					
Academic Writing (独) A	1	○					

専 門 学 部 専 門 科 目 目	学 部 専 門 科 目	学部共通発展科目	Academic Writing (独) B	1	○	
			Academic Writing (仏) A	1	○	
			Academic Writing (仏) B	1	○	
			Academic Writing (中) A	1	○	
			Academic Writing (中) B	1	○	
			Academic Writing (露) A	1	○	
			Academic Writing (露) B	1	○	
			코리아語入門1	1	○	
			코리아語入門2	1	○	
			코리아語入門3	1	○	
			코리아語入門4	1	○	
			スペイン語入門1	1	○	
			スペイン語入門2	1	○	
			スペイン語入門3	1	○	
			スペイン語入門4	1	○	
			イタリア語入門1	1	○	
			イタリア語入門2	1	○	
			イタリア語入門3	1	○	
			イタリア語入門4	1	○	
			ラテン語入門1	1	○	
			ラテン語入門2	1	○	
			ラテン語入門3	1	○	
			ラテン語入門4	1	○	
			国際コミュニケーション演習A	1	○	ここから1科目
			国際コミュニケーション演習B	1	○	
			Cultures and Societies in Japan A	1	○	
			Cultures and Societies in Japan B	1	○	
			日本語コミュニケーション1	1	○	
			日本語コミュニケーション2	1	○	
			情報発信演習1	1	○	
			情報発信演習2	1	○	
			プログラミング基礎演習1	1	○	
			プログラミング基礎演習2	1	○	
			ESD演習I 1(国際人間科学)	1	○	
ESD演習I 2(国際人間科学)	1	○				
ESD演習II 1(国際人間科学)	1	○				
ESD演習II 2(国際人間科学)	1	○				
外国語実習A	1	○				
外国語実習B	2	○				

専 門 科 目	学 部 専 門 科 目	学部共通発展科目	インターンシップ実習A	1	○	
			インターンシップ実習B	2	○	
			フィールドワーク実習A	1	○	
			フィールドワーク実習B	2	○	
			日本語文法基礎	1	○	
			実践日本語基礎	1	○	
			日本語・日本文化基礎演習	1	○	
	グローバル・スタ ディーズ・プログ ラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎		
		グローバルイシュー演習	1	◎		
		GSP演習 (オリエンテーション)	1	◎		
		留学型GSコース	3	○	ここから1科目	
		実践型GSコース	3	○		
		研修型GSコース	3	○		
		GSP演習 (リフレクション)	1	◎		
	学 科 専 門 科 目	学科共通科目	情報科学概論A	1	○	ここから4科目
			情報科学概論B	1	○	
			グローバル・ヒストリーA	1	○	
			グローバル・ヒストリーB	1	○	
			グローバル化と現代世界A	1	○	
			グローバル化と現代世界B	1	○	
			先端科学社会文化論 (JAXA) 1	1	○	
			先端科学社会文化論 (JAXA) 2	1	○	
			Oxbridge English Summer Camp1	1	○	
			Oxbridge English Summer Camp2	1	○	
			Oxbridge English Summer Camp3	1	○	
			日欧比較セミナー I A	1	○	
			日欧比較セミナー I B	1	○	
			日欧比較セミナー II A	1	○	
日欧比較セミナー II B			1	○		
日欧比較セミナー III A			1	○		
日欧比較セミナー III B			1	○		
Aspects of EU Culture and Society (Lecture) A			1	○		
Aspects of EU Culture and Society (Lecture) B			1	○		
Aspects of EU Culture and Society (Seminar) A			1	○		
Aspects of EU Culture and Society (Seminar) B			1	○		
EUエキスパート人材養成プログラム特別講義	1	○				
Lectures on Social Dynamics	1	○				
Lectures on Cultural Formations	1	○				
Lectures on Global Communication	1	○				
Study on Global Cultures	1~28	○				

専 門 学 科 専 門 科 目	学 科 コ ア 科 目	日本社会文化論A	1	○	
		日本社会文化論B	1	○	
		中国社会文化論A	1	○	
		中国社会文化論B	1	○	
		環大西洋文化論A	1	○	
		環大西洋文化論B	1	○	
		文化政策論A	1	○	
		文化政策論B	1	○	
		文化人類学1	1	○	
		文化人類学2	1	○	
		国際関係論A	1	○	
		国際関係論B	1	○	
		近現代社会思想論A	1	○	
		近現代社会思想論B	1	○	
		現代社会理論A	1	○	
		現代社会理論B	1	○	
		第二言語習得論1	1	○	
		第二言語習得論2	1	○	
		非言語コミュニケーション論1	1	○	
		非言語コミュニケーション論2	1	○	
		現代IT入門A	1	○	
		現代IT入門B	1	○	
	学 科 展 開 科 目	日本思想文化論A	1	○	
		日本思想文化論B	1	○	
		日本文化交流論A	1	○	
		日本文化交流論B	1	○	
		日本メディア文化論A	1	○	
		日本メディア文化論B	1	○	
		日本歴史文化論A	1	○	
		日本歴史文化論B	1	○	
		ロシア・東アジア社会文化論A	1	○	
		ロシア・東アジア社会文化論B	1	○	
		オセアニア社会文化論A	1	○	
		オセアニア社会文化論B	1	○	
北アジア歴史社会論A	1	○			
北アジア歴史社会論B	1	○			
東南アジア社会文化論A	1	○			
東南アジア社会文化論B	1	○			
東南アジア政治文化論A	1	○			

専 門 学 科 専 門 科 目 目	学 科 展 開 科 目	東南アジア政治文化論B	1	○	
		東アジア政治社会論A	1	○	
		東アジア政治社会論B	1	○	
		アメリカ社会論A	1	○	
		アメリカ社会論B	1	○	
		アメリカ文化論A	1	○	
		アメリカ文化論B	1	○	
		英米テキスト文化論A	1	○	
		英米テキスト文化論B	1	○	
		近現代表象文化論A	1	○	
		近現代表象文化論B	1	○	
		宗教文化論1	1	○	
		宗教文化論2	1	○	
		東欧・ロシア社会文化論A	1	○	
		東欧・ロシア社会文化論B	1	○	
		ヨーロッパ社会文化論A	1	○	
		ヨーロッパ社会文化論B	1	○	
		科学技術文明論1	1	○	
		科学技術文明論2	1	○	
		比較文化論1	1	○	
		比較文化論2	1	○	
		文化翻訳論1	1	○	
		文化翻訳論2	1	○	
		ヨーロッパ文化形成論A	1	○	
		ヨーロッパ文化形成論B	1	○	
		アートマネジメント論1	1	○	
		アートマネジメント論2	1	○	
		近現代アート論A	1	○	
		近現代アート論B	1	○	
		近現代文化言説論A	1	○	
		近現代文化言説論B	1	○	
		近現代モード論A	1	○	
		近現代モード論B	1	○	
		視覚文化論A	1	○	
視覚文化論B	1	○			
表象文化形成論A	1	○			
表象文化形成論B	1	○			
現代社会人類学1	1	○			
現代社会人類学2	1	○			

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学科展開科目	現代民族誌学1	1	○	
			現代民族誌学2	1	○	
			比較民族学1	1	○	
			比較民族学2	1	○	
			文化混交論1	1	○	
			文化混交論2	1	○	
			多文化政治社会論A	1	○	
			多文化政治社会論B	1	○	
			比較政策論A	1	○	
			比較政策論B	1	○	
			比較政治社会論A	1	○	
			比較政治社会論B	1	○	
			平和構築論A	1	○	
			平和構築論B	1	○	
			近現代経済思想論1	1	○	
			近現代経済思想論2	1	○	
			近現代政治思想論A	1	○	
			近現代政治思想論B	1	○	
			越境社会学A	1	○	
			越境社会学B	1	○	
			グローバル正義論A	1	○	
			グローバル正義論B	1	○	
			ジェンダー社会文化論A	1	○	
			ジェンダー社会文化論B	1	○	
			メディア社会文化論A	1	○	
			メディア社会文化論B	1	○	
			グローバル・イングリッシュ・ヒストリー1	1	○	
			グローバル・イングリッシュ・ヒストリー2	1	○	
			言語機能論1	1	○	
			言語機能論2	1	○	
			コミュニケーション表現論1	1	○	
			コミュニケーション表現論2	1	○	
			翻訳コミュニケーション論1	1	○	
			翻訳コミュニケーション論2	1	○	
音声コミュニケーション論1	1	○				
音声コミュニケーション論2	1	○				
コミュニケーション構造論1	1	○				
コミュニケーション構造論2	1	○				
コミュニケーション比較論A	1	○				

専 門 学 科 専 門 科 目 目	学 科 展 開 科 目	コミュニケーション比較論B	1	○	
		認知コミュニケーション論1	1	○	
		認知コミュニケーション論2	1	○	
		ITコミュニケーションデザインA	1	○	
		ITコミュニケーションデザインB	1	○	
		社会システム科学A	1	○	
		社会システム科学B	1	○	
		データマネジメント1	1	○	
		データマネジメント2	1	○	
		統計情報処理1	1	○	
		統計情報処理2	1	○	
		日本語・日本事情演習	1	○	
		心理学の基礎と歩み1	1	○	
		心理学の基礎と歩み2	1	○	
		コミュニティと表象A	1	○	
		コミュニティと表象B	1	○	
		コミュニティと都市1	1	○	
		コミュニティと都市2	1	○	
		コミュニティとメディア1	1	○	
		コミュニティとメディア2	1	○	
		社会調査法1	1	○	
		社会調査法2	1	○	
		発達心理学(中・高)1	1	○	
		発達心理学(中・高)2	1	○	
		認知発達心理学1	1	○	
		認知発達心理学2	1	○	
		シアトリカル・アート論1	1	○	
		シアトリカル・アート論2	1	○	
		環境経済学	2	○	
		生活空間計画論	2	○	
		環境思想史	2	○	
		国際文化理解教育論1	1	○	
		国際文化理解教育論2	1	○	
		グローバル文化形成基礎演習A	1	○	
グローバル文化形成基礎演習B	1	○			
グローバル文化形成基礎演習C	1	○	ここから4科目		
グローバル文化形成基礎演習D	1	○			
グローバル社会動態基礎演習A	1	○			
グローバル社会動態基礎演習B	1	○			

専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	グローバル社会動態基礎演習C	1	○	
		グローバル社会動態基礎演習D	1	○	
		グローバルコミュニケーション基礎演習A	1	○	
		グローバルコミュニケーション基礎演習B	1	○	
		グローバルコミュニケーション基礎演習C	1	○	
		グローバルコミュニケーション基礎演習D	1	○	
		グローバル文化形成発展演習A	1	○	
		グローバル文化形成発展演習B	1	○	
		グローバル文化形成発展演習C	1	○	
		グローバル文化形成発展演習D	1	○	
		グローバル社会動態発展演習A	1	○	
		グローバル社会動態発展演習B	1	○	ここから4科目
		グローバル社会動態発展演習C	1	○	
		グローバル社会動態発展演習D	1	○	
		グローバルコミュニケーション発展演習A	1	○	
		グローバルコミュニケーション発展演習B	1	○	
		グローバルコミュニケーション発展演習C	1	○	
		グローバルコミュニケーション発展演習D	1	○	
		グローバル文化特別演習A	1	◎	
		グローバル文化特別演習B	1	◎	
		グローバル文化特別演習C	1	◎	
グローバル文化特別演習D	1	◎			
卒業研究	10	◎			

ハ 発達コミュニティ学科

授業科目の区分等			授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専 門 部 専 門 科 目	学 部	学 部 共 通 基 礎 科 目	初年次セミナー	1	◎	
			異文化コミュニケーション論	1	○	
			協働型リーダーシップ論	1	○	
			国際開発援助論 (JICA) 1	1	◎	
			国際開発援助論 (JICA) 2	1	◎	
			コミュニティ創成論	1	◎	
			フィールドワーク基礎論	1	○	
			異文化間教育論1	1	○	
			異文化間教育論2	1	○	
			ソーシャルエンパワメント論	1	○	
			情報リテラシー演習1	1	○	
			情報リテラシー演習2	1	○	
	専 門 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	グローバル共生社会論	1	◎	
			フィールドワーク方法論	1	○	
			途上国農村地域開発論	2	○	
			Academic Communication (英) A	1	◎	
			Academic Communication (英) B	1	○	
			Academic Writing (英) A	1	○	
			Academic Writing (英) B	1	○	
			TOEFL 演習 A	1	○	
			TOEFL 演習 B	1	○	
			TOEIC 演習 A	1	○	
			TOEIC 演習 B	1	○	
			English Presentation Skills A	1	○	
			English Presentation Skills B	1	○	
			English for Professional Purposes A	1	○	
			English for Professional Purposes B	1	○	
			Academic Communication (独) A	1	○	
			Academic Communication (独) B	1	○	
			Academic Communication (仏) A	1	○	
			Academic Communication (仏) B	1	○	
			Academic Communication (中) A	1	○	
Academic Communication (中) B	1	○				
Academic Communication (露) A	1	○				
Academic Communication (露) B	1	○				
Academic Writing (独) A	1	○				

専 門 学 部 専 門 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	Academic Writing (独) B	1	○	
		Academic Writing (仏) A	1	○	
		Academic Writing (仏) B	1	○	
		Academic Writing (中) A	1	○	
		Academic Writing (中) B	1	○	
		Academic Writing (露) A	1	○	
		Academic Writing (露) B	1	○	
		코리아語入門1	1	○	
		코리아語入門2	1	○	
		코리아語入門3	1	○	
		코리아語入門4	1	○	
		スペイン語入門1	1	○	
		スペイン語入門2	1	○	
		スペイン語入門3	1	○	
		スペイン語入門4	1	○	
		イタリア語入門1	1	○	
		イタリア語入門2	1	○	
		イタリア語入門3	1	○	
		イタリア語入門4	1	○	
		ラテン語入門1	1	○	
		ラテン語入門2	1	○	
		ラテン語入門3	1	○	
		ラテン語入門4	1	○	
		国際コミュニケーション演習A	1	○	
		国際コミュニケーション演習B	1	○	
		Cultures and Societies in Japan A	1	○	
		Cultures and Societies in Japan B	1	○	
		日本語コミュニケーション1	1	○	
		日本語コミュニケーション2	1	○	
		情報発信演習1	1	○	
		情報発信演習2	1	○	
		プログラミング基礎演習1	1	○	
		プログラミング基礎演習2	1	○	
		ESD演習I 1(国際人間科学)	1	○	
ESD演習I 2(国際人間科学)	1	○			
ESD演習II 1(国際人間科学)	1	○			
ESD演習II 2(国際人間科学)	1	○			
外国語実習A	1	○			
外国語実習B	2	○			

専 門 科 目	学 部 専 門 科 目		インターンシップ実習A	1	○	
			インターンシップ実習B	2	○	
			フィールドワーク実習A	1	○	
			フィールドワーク実習B	2	○	
			日本語文法基礎	1	○	
			実践日本語基礎	1	○	
			日本語・日本文化基礎演習	1	○	
	グローバル・スタ ディーズ・プログ ラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎		
		グローバルイシュー演習	1	◎		
		GSP演習 (オリエンテーション)	1	◎		
		留学型GSコース	3	○	ここから1科目	
		実践型GSコース	3	○		
		研修型GSコース	3	○		
		GSP演習 (リフレクション)	1	◎		
	学 科 専 門 科 目	学 科 共 通 科 目	発達コミュニティ概論1	1	◎	
			発達コミュニティ概論2	1	◎	
			発達コミュニティ演習1	1	◎	
			発達コミュニティ演習2	1	◎	
			発達コミュニティ演習3	1	◎	
			発達コミュニティ演習4	1	◎	
			地域社会学	1	◎	
		コミュニティ論	1	◎		
		学 科 コ ア 科 目	社会教育計画論1	1	○	
			社会教育計画論2	1	○	
			障害共生教育論1	1	○	
			障害共生教育論2	1	○	
			コミュニティ・ジェンダー論1	1	○	
コミュニティ・ジェンダー論2			1	○		
心理学の基礎と歩み1	1		○			
心理学の基礎と歩み2	1	○				
健康心理学1	1	○				
健康心理学2	1	○				
心理学調査法1	1	○				
心理学調査法2	1	○				
心理グローバルリサーチ1	1	○				
心理グローバルリサーチ2	1	○				
心理学研究実践A1	1	○				
心理学研究実践A2	1	○				
心理学研究実践B1	1	○				

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 コ ア 科 目	心理学研究実践B2	1	○	
			からだの構造と機能1	1	○	
			からだの構造と機能2	1	○	
			運動の巧みさの科学1	1	○	
			運動の巧みさの科学2	1	○	
			加齢の認知心理学1	1	○	
			加齢の認知心理学2	1	○	
			運動とところの科学1	1	○	
			運動とところの科学2	1	○	
			加齢の身体運動科学1	1	○	
			加齢の身体運動科学2	1	○	
			環境保健学1	1	○	
			環境保健学2	1	○	
			スポーツプロモーション論1	1	○	
			スポーツプロモーション論2	1	○	
			身体運動の文化史1	1	○	
			身体運動の文化史2	1	○	
			音楽文化史1	1	○	
			音楽文化史2	1	○	
			エスノミュージコロジー1	1	○	
			エスノミュージコロジー2	1	○	
			サウンドデザイン	1	○	
			ミュージックセラピー1	1	○	
			ミュージックセラピー2	1	○	
			音楽作品研究1	1	○	
			音楽作品研究2	1	○	
			コミュニティと音楽1	1	○	
			コミュニティと音楽2	1	○	
			人とアート論1	1	○	
			人とアート論2	1	○	
			文化政策論A	1	○	
			文化政策論B	1	○	
			アートマネジメント論1	1	○	
			アートマネジメント論2	1	○	
創造の発想とプロセスA	1	○				
創造の発想とプロセスB	1	○				
知覚と行為1	1	○				
知覚と行為2	1	○				
身体表現論1	1	○				

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 コ ア 科 目	身体表現論2	1	○	
			コミュニティと表象A	1	○	
			コミュニティと表象B	1	○	
			空間造形論1	1	○	
			空間造形論2	1	○	
			絵画アート論1	1	○	
			絵画アート論2	1	○	
			コミュニティと都市1	1	○	
			コミュニティと都市2	1	○	
			コミュニティとメディア1	1	○	
			コミュニティとメディア2	1	○	
	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	社会調査法1	1	○	
			社会調査法2	1	○	
			社会教育課題研究（ボランティア学習論）1	1	○	
			社会教育課題研究（ボランティア学習論）2	1	○	
			社会教育課題研究（障害共生教育論）1	1	○	
			社会教育課題研究（障害共生教育論）2	1	○	
			社会教育課題研究（リスクコミュニケーション論）1	1	○	
			社会教育課題研究（リスクコミュニケーション論）2	1	○	
			社会教育課題研究（ジェンダー問題学習論）1	1	○	
			社会教育課題研究（ジェンダー問題学習論）2	1	○	
			発達心理学（中・高）1	1	○	
			発達心理学（中・高）2	1	○	
			心の発達と教育1	1	○	
			心の発達と教育2	1	○	
			児童の発達と学習1	1	○	
			児童の発達と学習2	1	○	
			青年心理学1	1	○	
			青年心理学2	1	○	
			初等学校教育相談1	1	○	
	初等学校教育相談2	1	○			
	認知発達心理学1	1	○			
認知発達心理学2	1	○				

専 門 学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	生理心理学1	1	○	
		生理心理学2	1	○	
		臨床心理学1	1	○	
		臨床心理学2	1	○	
		心理面接論1	1	○	
		心理面接論2	1	○	
		深層心理学1	1	○	
		深層心理学2	1	○	
		家族の発達と病理1	1	○	
		家族の発達と病理2	1	○	
		ライフコースの心理学1	1	○	
		ライフコースの心理学2	1	○	
		人格心理学1	1	○	
		人格心理学2	1	○	
		中等学校教育相談1	1	○	
		中等学校教育相談2	1	○	
		心理学実験法	1	○	
		心理学観察法	1	○	
		発達アセスメント1	1	○	
		発達アセスメント2	1	○	
		臨床投影法1	1	○	
		臨床投影法2	1	○	
		心理テスト法1	1	○	
		心理テスト法2	1	○	
		心理学統計法A1	1	○	
		心理学統計法A2	1	○	
		心理学統計法B1	1	○	
		心理学統計法B2	1	○	
		人格心理学演習1	1	○	
		人格心理学演習2	1	○	
		臨床心理学演習1	1	○	
		臨床心理学演習2	1	○	
		心理学的援助支援1	0.5	○	
		心理学的援助支援2	0.5	○	
身体機能の適応1	1	○			
身体機能の適応2	1	○			
健康運動科学1	1	○			
健康運動科学2	1	○			
運動方法学1	1	○			

専 門 学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	運動方法学2	1	○	
		公衆衛生学1	1	○	
		公衆衛生学2	1	○	
		セーフティプロモーション論	1	○	
		身体運動のダイナミクス1	1	○	
		身体運動のダイナミクス2	1	○	
		加齢の社会心理学1	1	○	
		加齢の社会心理学2	1	○	
		身体マネジメント研究1	1	○	
		身体マネジメント研究2	1	○	
		精神生理学1	1	○	
		精神生理学2	1	○	
		ヘルスプロモーション1	1	○	
		ヘルスプロモーション2	1	○	
		健康教育論1	1	○	
		健康教育論2	1	○	
		スポーツマネジメント	1	○	
		スポーツコミュニティ形成論1	1	○	
		スポーツコミュニティ形成論2	1	○	
		身体運動科学実験1	1	○	
		身体運動科学実験2	1	○	
		バイオメカニクス実験1	1	○	
		バイオメカニクス実験2	1	○	
		トラック&フィールド実習1	0.5	○	
		トラック&フィールド実習2	0.5	○	
		自然体験活動実習1	0.5	○	
		自然体験活動実習2	0.5	○	
		スイミング&アクアティックススポーツ実習1	0.5	○	
		スイミング&アクアティックススポーツ実習2	0.5	○	
		ボールゲームズ実習1	0.5	○	
		ボールゲームズ実習2	0.5	○	
		JUDO実習1	0.5	○	
		JUDO実習2	0.5	○	
		ジムナスティクス実習1	0.5	○	
ジムナスティクス実習2	0.5	○			
人と音楽1	1	○			
人と音楽2	1	○			
声の表現1	1	○			

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	声の表現2	1	○	
			シアトリカル・アート論1	1	○	
			シアトリカル・アート論2	1	○	
			民族音楽演奏演習1	1	○	
			民族音楽演奏演習2	1	○	
			音楽集団活動論1	1	○	
			音楽集団活動論2	1	○	
			器楽アンサンブル1	1	○	
			器楽アンサンブル2	1	○	
			ミュージックセオリー&アナリシス1	1	○	
			ミュージックセオリー&アナリシス2	1	○	
			声楽表現演習1	1	○	
			声楽表現演習2	1	○	
			ピアノ演奏演習1	1	○	
			ピアノ演奏演習2	1	○	
			声楽アンサンブル1	1	○	
			声楽アンサンブル2	1	○	
			声楽伴奏表現演習	1	○	
			邦楽歌唱法	1	○	
			邦楽器演奏法	1	○	
			ミュージックプロジェクト実践1	1	○	
			ミュージックプロジェクト実践2	1	○	
			空間アート実践1	1	○	
			空間アート実践2	1	○	
			絵画アート実践1	1	○	
			絵画アート実践2	1	○	
			近現代アート論A	1	○	
			近現代アート論B	1	○	
			表象文化形成論A	1	○	
			表象文化形成論B	1	○	
			視覚文化論A	1	○	
			視覚文化論B	1	○	
			近現代文化言説論A	1	○	
			近現代文化言説論B	1	○	
都市と建築の20世紀1	1	○				
都市と建築の20世紀2	1	○				
グラフィックサイエンス1	1	○				
グラフィックサイエンス2	1	○				
コンテンポラリーダンス1	1	○				

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学科展開科目	コンテンポラリーダンス2	1	○	
			近現代モード論A	1	○	
			近現代モード論B	1	○	
			ファッション文化論	1	○	
			芸術批評演習	1	○	
			アートプロジェクト実践1	1	○	
			アートプロジェクト実践2	1	○	
			アフォーダンス論演習1	1	○	
			アフォーダンス論演習2	1	○	
			幾何デザインと視覚伝達1	1	○	
			幾何デザインと視覚伝達2	1	○	
			映像・メディア論演習1	1	○	
			映像・メディア論演習2	1	○	
			包括支援システム論	1	◎	
			ESD実践論1	1	○	
			ESD実践論2	1	○	
			卒業研究	10	◎	

二 環境共生学科

授業科目の区分等			授業科目	単位	必修・選択の別	備考	
専 門 科 目	学 部	学 部 共 通 基 礎 科 目	初年次セミナー	1	◎		
			異文化コミュニケーション論	1	○		
			協働型リーダーシップ論	1	○		
			国際開発援助論 (JICA) 1	1	◎		
			国際開発援助論 (JICA) 2	1	◎		
			コミュニティ創成論	1	◎		
			フィールドワーク基礎論	1	○		
			異文化間教育論1	1	○		
			異文化間教育論2	1	○		
			ソーシャルエンパワメント論	1	○		
			情報リテラシー演習1	1	○		
			情報リテラシー演習2	1	○		
	専 門 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	グローバル共生社会論	1	◎	
				フィールドワーク方法論	1	○	
				途上国農村地域開発論	2	○	
				Academic Communication (英) A	1	◎	
				Academic Communication (英) B	1	○	
				Academic Writing (英) A	1	○	
				Academic Writing (英) B	1	○	
				TOEFL 演習 A	1	○	
				TOEFL 演習 B	1	○	
				TOEIC 演習 A	1	○	
				TOEIC 演習 B	1	○	
				English Presentation Skills A	1	○	
				English Presentation Skills B	1	○	
				English for Professional Purposes A	1	○	
				English for Professional Purposes B	1	○	
				Academic Communication (独) A	1	○	
				Academic Communication (独) B	1	○	
				Academic Communication (仏) A	1	○	
				Academic Communication (仏) B	1	○	
				Academic Communication (中) A	1	○	
Academic Communication (中) B	1	○					
Academic Communication (露) A	1	○					
Academic Communication (露) B	1	○					
Academic Writing (独) A	1	○					

専 門 学 部 専 門 科 目	学部共通発展科目	Academic Writing (独) B	1	○	
		Academic Writing (仏) A	1	○	
		Academic Writing (仏) B	1	○	
		Academic Writing (中) A	1	○	
		Academic Writing (中) B	1	○	
		Academic Writing (露) A	1	○	
		Academic Writing (露) B	1	○	
		코리아語入門1	1	○	
		코리아語入門2	1	○	
		코리아語入門3	1	○	
		코리아語入門4	1	○	
		スペイン語入門1	1	○	
		スペイン語入門2	1	○	
		スペイン語入門3	1	○	
		スペイン語入門4	1	○	
		イタリア語入門1	1	○	
		イタリア語入門2	1	○	
		イタリア語入門3	1	○	
		イタリア語入門4	1	○	
		ラテン語入門1	1	○	
		ラテン語入門2	1	○	
		ラテン語入門3	1	○	
		ラテン語入門4	1	○	
		国際コミュニケーション演習A	1	○	
		国際コミュニケーション演習B	1	○	
		Cultures and Societies in Japan A	1	○	
		Cultures and Societies in Japan B	1	○	
		日本語コミュニケーション1	1	○	
		日本語コミュニケーション2	1	○	
		情報発信演習1	1	○	
		情報発信演習2	1	○	
		プログラミング基礎演習1	1	○	
		プログラミング基礎演習2	1	○	
		ESD演習I 1(国際人間科学)	1	○	
ESD演習I 2(国際人間科学)	1	○			
ESD演習II 1(国際人間科学)	1	○			
ESD演習II 2(国際人間科学)	1	○			
外国語実習A	1	○			
外国語実習B	2	○			

専 門 科 目	学 部 専 門 科 目	学部共通発展科目	インターンシップ実習A	1	○	
			インターンシップ実習B	2	○	
			フィールドワーク実習A	1	○	
			フィールドワーク実習B	2	○	
			日本語文法基礎	1	○	
			実践日本語基礎	1	○	
			日本語・日本文化基礎演習	1	○	
	グローバル・スタ ディーズ・プログ ラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎		
		グローバルイシュー演習	1	◎		
		GSP演習 (オリエンテーション)	1	◎		
		留学型GSコース	3	○	} ここから1科目	
		実践型GSコース	3	○		
		研修型GSコース	3	○		
		GSP演習 (リフレクション)	1	◎		
	学 科 専 門 科 目	共通専門基礎科目	物理学入門	1	○	
			力学基礎1	1	○	
			力学基礎2	1	○	
			電磁気学基礎1	1	○	
			電磁気学基礎2	1	○	
			連続体力学基礎	1	○	
			熱力学基礎	1	○	
			量子力学基礎	1	○	
			相対論基礎	1	○	
			物理学実験	2	○	
			基礎無機化学1	1	○	
			基礎無機化学2	1	○	
			基礎有機化学1	1	○	
			基礎有機化学2	1	○	
			生物学概論A1	1	○	
			生物学概論A2	1	○	
			生物学各論A1	1	○	
			生物学各論A2	1	○	
			生物学各論C1	1	○	
生物学各論C2			1	○		
基礎地学1			1	○		
基礎地学2			1	○		
線形代数入門1			1	○		
線形代数入門2	1	○				
線形代数1	1	○				

専 門 科 目	学 科 専 門	共通専門基礎科目	線形代数2	1	○	
			線形代数3	1	○	
			線形代数4	1	○	
			微分積分入門1	1	○	
			微分積分入門2	1	○	
			微分積分1	1	○	
			微分積分2	1	○	
			微分積分3	1	○	
			微分積分4	1	○	
			数理統計1	1	○	
			数理統計2	1	○	
			法律学	2	○	
			経済学	2	○	
			政治学	2	○	
			人文地理学	2	○	
			外国史	2	○	
			社会学	2	○	
			日本史	2	○	
			倫理学	2	○	
			学 科 目	学 科 共 通 科 目	環境共生学概論1	1
	環境共生学概論2	1			◎	
	環境共生学概論3	1			◎	
	地球環境学1	1			○	
	地球環境学2	1			○	
	学 科 コ ア 科 目	学 科 コ ア 科 目			環境物理学A	2
			環境物理学B	2	○	
			環境物質科学A	2	○	
			環境物質科学B	2	○	
			環境生命科学A	2	○	
			環境生命科学B	2	○	
			環境地球科学A	2	○	
			環境地球科学B	2	○	
			数理科学基礎	2	○	
			統計の問題解決法	2	○	
			数理科学入門（統計系）	2	○	
			数理科学入門（代数系）	2	○	
			数理科学入門（幾何系）	2	○	
			数理科学入門（解析系）	2	○	
			計算機科学入門	2	○	

専 門 科 目	専 門 科 目	学 科 目	学 科 コ ア 科 目	数理モデルプログラミング	2	○	
				環境基礎科学実験A1(主に地学)	1	○	
				環境基礎科学実験A2(主に地学)	1	○	
				環境基礎科学実験B1(主に生物学)	1	○	
				環境基礎科学実験B2(主に生物学)	1	○	
				環境基礎科学実験C1(主に化学)	1	○	
				環境基礎科学実験C2(主に化学)	1	○	
				環境経済学	2	○	
				地域環境資源論	2	○	
				生活空間計画論	2	○	
				緑地環境論	2	○	
				ライフスタイル論A	2	○	
				ライフスタイル論B	2	○	
				高齢者環境論	2	○	
				こども環境論	2	○	
				環境社会学	2	○	
				環境思想史	2	○	
				公害・環境史	2	○	
				グローバル開発政策論	2	○	
			グローバル都市地域論	2	○		
			市民科学教育論	1	○		
			学 科 展 開 科 目	宇宙環境物理学	2	○	
				地球環境物理学	2	○	
				大気環境学	2	○	
				環境基礎物理学A	2	○	
				環境基礎物理学B	2	○	
				環境地球化学	2	○	
				地球環境変動史	2	○	
				生物多様性科学	2	○	
生態学	2	○					
環境資源植物科学	2	○					
環境生理学	2	○					
分子生物学	2	○					
環境高分子化学	2	○					
環境生命化学	2	○					
環境無機化学	2	○					
環境インフォマティクス	2	○					
環境数値解析	2	○					
環境物理学特別演習1	0.5	○					

専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	環境物理学特別演習2	0.5	○	
		環境物理学特別演習3	0.5	○	
		環境物理学特別演習4	0.5	○	
		計算代数A	2	○	
		計算代数B	2	○	
		複雑系の幾何学	2	○	
		環境モデル解析A	2	○	
		環境モデル解析B	2	○	
		多変量解析	2	○	
		実験計画法	2	○	
		情報数理A	2	○	
		情報数理B	2	○	
		数理科学研究A	1	○	
		数理科学研究B	1	○	
		野外生物学実習	2	○	
		環境応用科学実験A1(地球環境)	1	○	
		環境応用科学実験A2(地球環境)	1	○	
		環境応用科学実験B1(生物環境)	1	○	
		環境応用科学実験B2(生物環境)	1	○	
		環境応用科学実験C1(物質環境)	1	○	
		環境応用科学実験C2(物質環境)	1	○	
		環境応用科学実験D1(環境物理)	1	○	
		環境応用科学実験D2(環境物理)	1	○	
		環境基礎科学演習1	1	○	
		環境基礎科学演習2	1	○	
		環境基礎科学演習3	1	○	
		環境基礎科学演習4	1	○	
		衣環境論	2	○	
		食環境論A	2	○	
		食環境論B	2	○	
		アプライアンス環境論	2	○	
		スマート・ライフサイエンス	2	○	
		環境形成科学実験A	2	○	
		環境形成科学実験B	2	○	
		環境形成科学実験C	1	○	
		環境形成科学実験D	1	○	
環境形成科学実習A	2	○			
環境形成科学実習B	2	○			
環境政策論	2	○			

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	環境システム設計論	1	○	
			合意形成プロセス論	1	○	
			地域景観生態論	2	○	
			住環境論	2	○	
			環境形成科学調査法1	1	○	
			環境形成科学調査法2	1	○	
			社会環境変動史	2	○	
			環境法	2	○	
			グローバル平和論	2	○	
			労働環境史	2	○	
			グローバル経済環境史	2	○	
			福祉環境システム論	2	○	
			地域空間システム論	2	○	
			社会文化環境論	2	○	
			地域社会共生論	2	○	
			地域復興政策論	2	○	
			フィールドワーク実習	2	○	
			日本社会文化論A	1	○	
			日本社会文化論B	1	○	
			近現代社会思想論A	1	○	
			近現代社会思想論B	1	○	
			現代社会理論A	1	○	
			現代社会理論B	1	○	
			文化人類学1	1	○	
			文化人類学2	1	○	
			国際関係論A	1	○	
			国際関係論B	1	○	
			日本歴史文化論A	1	○	
			日本歴史文化論B	1	○	
			近現代政治思想論A	1	○	
			近現代政治思想論B	1	○	
			近現代経済思想論1	1	○	
			近現代経済思想論2	1	○	
			ジェンダー社会文化論A	1	○	
			ジェンダー社会文化論B	1	○	
グローバル正義論A	1	○				
グローバル正義論B	1	○				
現代民族誌学1	1	○				
現代民族誌学2	1	○				

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	比較民族学1	1	○	
			比較民族学2	1	○	
			平和構築論A	1	○	
			平和構築論B	1	○	
			健康心理学1	1	○	
			健康心理学2	1	○	
			心理グローバルリサーチ1	1	○	
			心理グローバルリサーチ2	1	○	
			深層心理学1	1	○	
			深層心理学2	1	○	
			身体機能の適応1	1	○	
			身体機能の適応2	1	○	
			家族の発達と病理1	1	○	
			家族の発達と病理2	1	○	
			ヘルスプロモーション1	1	○	
			ヘルスプロモーション2	1	○	
			加齢の社会心理学1	1	○	
			加齢の社会心理学2	1	○	
			ファッション文化論	1	○	
			都市と建築の20世紀1	1	○	
			都市と建築の20世紀2	1	○	
			国際環境法	1	○	
			社会調査法1	1	○	
			社会調査法2	1	○	
			環境形成科学演習1	1	○	
			環境形成科学演習2	1	○	
			環境形成科学演習3	1	○	
環境形成科学演習4	1	○				
卒業研究	10	◎				

ホ 子ども教育学科

授業科目の区分等			授業科目	単位	必修・選択の別	備考	
専 門 科 目	学 部	学 部 共 通 基 礎 科 目	初年次セミナー	1	◎		
			異文化コミュニケーション論	1	○		
			協働型リーダーシップ論	1	○		
			国際開発援助論 (JICA) 1	1	◎		
			国際開発援助論 (JICA) 2	1	◎		
			コミュニティ創成論	1	◎		
			フィールドワーク基礎論	1	○		
			異文化間教育論1	1	○		
			異文化間教育論2	1	○		
			ソーシャルエンパワメント論	1	○		
			情報リテラシー演習1	1	○		
			情報リテラシー演習2	1	○		
	専 門 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	学 部 共 通 発 展 科 目	グローバル共生社会論	1	◎	
				フィールドワーク方法論	1	○	
				途上国農村地域開発論	2	○	
				Academic Communication (英) A	1	◎	
				Academic Communication (英) B	1	○	
				Academic Writing (英) A	1	○	
				Academic Writing (英) B	1	○	
				TOEFL 演習 A	1	○	
				TOEFL 演習 B	1	○	
				TOEIC 演習 A	1	○	
				TOEIC 演習 B	1	○	
				English Presentation Skills A	1	○	
				English Presentation Skills B	1	○	
				English for Professional Purposes A	1	○	
				English for Professional Purposes B	1	○	
				Academic Communication (独) A	1	○	
				Academic Communication (独) B	1	○	
				Academic Communication (仏) A	1	○	
				Academic Communication (仏) B	1	○	
				Academic Communication (中) A	1	○	
Academic Communication (中) B	1	○					
Academic Communication (露) A	1	○					
Academic Communication (露) B	1	○					
Academic Writing (独) A	1	○					

専 門 学 部 専 門 科 目	学部共通発展科目	Academic Writing (独) B	1	○	
		Academic Writing (仏) A	1	○	
		Academic Writing (仏) B	1	○	
		Academic Writing (中) A	1	○	
		Academic Writing (中) B	1	○	
		Academic Writing (露) A	1	○	
		Academic Writing (露) B	1	○	
		코리아語入門1	1	○	
		코리아語入門2	1	○	
		코리아語入門3	1	○	
		코리아語入門4	1	○	
		スペイン語入門1	1	○	
		スペイン語入門2	1	○	
		スペイン語入門3	1	○	
		スペイン語入門4	1	○	
		イタリア語入門1	1	○	
		イタリア語入門2	1	○	
		イタリア語入門3	1	○	
		イタリア語入門4	1	○	
		ラテン語入門1	1	○	
		ラテン語入門2	1	○	
		ラテン語入門3	1	○	
		ラテン語入門4	1	○	
		国際コミュニケーション演習A	1	○	
		国際コミュニケーション演習B	1	○	
		Cultures and Societies in Japan A	1	○	
		Cultures and Societies in Japan B	1	○	
		日本語コミュニケーション1	1	○	
		日本語コミュニケーション2	1	○	
		情報発信演習1	1	○	
		情報発信演習2	1	○	
		プログラミング基礎演習1	1	○	
		プログラミング基礎演習2	1	○	
		ESD演習I 1(国際人間科学)	1	○	
ESD演習I 2(国際人間科学)	1	○			
ESD演習II 1(国際人間科学)	1	○			
ESD演習II 2(国際人間科学)	1	○			
外国語実習A	1	○			
外国語実習B	2	○			

専 門 科 目	学 部 専 門 科 目	学部共通発展科目	インターンシップ実習A	1	○			
			インターンシップ実習B	2	○			
			フィールドワーク実習A	1	○			
			フィールドワーク実習B	2	○			
			日本語文法基礎	1	○			
			実践日本語基礎	1	○			
			日本語・日本文化基礎演習	1	○			
	グローバル・スタ ディーズ・プログ ラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎				
		グローバルイシュー演習	1	◎				
		GSP演習 (オリエンテーション)	1	◎				
		留学型GSコース	3	○	} ここから1科目			
		実践型GSコース	3	○				
		研修型GSコース	3	○				
		GSP演習 (リフレクション)	1	◎				
	学 科 専 門 科 目	学科共通科目	子ども教育学概論1	1	◎			
			子ども教育学概論2	1	◎			
			子ども教育学演習1	1	◎			
			子ども教育学演習2	1	◎			
			子ども教育学演習3	1	◎			
			子ども教育学演習4	1	◎			
			子ども教育学演習5	1	◎			
			子ども教育学演習6	1	◎			
			子ども教育学演習7	1	◎			
			子ども教育学演習8	1	◎			
			国際文化理解教育論1	1	○			
			国際文化理解教育論2	1	○			
			教育原理 (世界と日本の学校教育) 1	1	○			
			教育原理 (世界と日本の学校教育) 2	1	○			
			保育原理 (世界と日本の乳幼児教育) 1	1	○			
			保育原理 (世界と日本の乳幼児教育) 2	1	○			
			学 科 専 門 科 目	学科コア科目 (学校教育学コース)	教職論 (小) 1	1	○	
					教職論 (小) 2	1	○	
					日本教育史1	1	○	
日本教育史2	1	○						
発達心理学 (幼・小) 1	1	○						
発達心理学 (幼・小) 2	1	○						
児童の発達と学習1	1	○						
児童の発達と学習2	1	○						
教育行政学 (幼・小) 1	1	○						

専 門 学 科 専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 コ ア 科 目 (学校教育学コース)	教育行政学 (幼・小) 2	1	○	
			教育経営学 (幼・小) 1	1	○	
			教育経営学 (幼・小) 2	1	○	
			初等カリキュラム論1	1	○	
			初等カリキュラム論2	1	○	
			初等国語科教育論1	1	○	
			初等国語科教育論2	1	○	
			初等社会科教育論1	1	○	
			初等社会科教育論2	1	○	
			初等算数科教育論1	1	○	
			初等算数科教育論2	1	○	
			初等理科教育論1	1	○	
			初等理科教育論2	1	○	
			初等生活科教育論1	1	○	
			初等生活科教育論2	1	○	
			初等音楽科教育論1	1	○	
			初等音楽科教育論2	1	○	
			初等図工科教育論1	1	○	
			初等図工科教育論2	1	○	
			初等家庭科教育論1	1	○	
			初等家庭科教育論2	1	○	
			初等体育科教育論1	1	○	
			初等体育科教育論2	1	○	
			総合学習教育論1	1	○	
			総合学習教育論2	1	○	
			初等英語教育論1	1	○	
			初等英語教育論2	1	○	
			初等道德教育論1	1	○	
			初等道德教育論2	1	○	
			初等特別活動指導論1	1	○	
			初等特別活動指導論2	1	○	
			初等教育方法学1	1	○	
			初等教育方法学2	1	○	
			初等生徒指導論 (進路指導を含む) 1	1	○	
初等生徒指導論 (進路指導を含む) 2	1	○				
初等学校教育相談1	1	○				
初等学校教育相談2	1	○				
初等国語論1	1	○				
初等国語論2	1	○				

専 門 科 目	学 科 目	学 科 コ ア 科 目 (学校教育学コース)	初等社会科論 1	1	○			
			初等社会科論 2	1	○			
			初等算数論 1	1	○			
			初等算数論 2	1	○			
			初等理科論 1	1	○			
			初等理科論 2	1	○			
			初等生活科論 1	1	○			
			初等生活科論 2	1	○			
			初等音楽論 1	1	○			
			初等音楽論 2	1	○			
			初等図工論 1	1	○			
			初等図工論 2	1	○			
			初等家庭科論 1	1	○			
			初等家庭科論 2	1	○			
			初等体育論 1	1	○			
			初等体育論 2	1	○			
			初等英語論 1	1	○			
			初等英語論 2	1	○			
			科 目	学 科 展 開 科 目 (学校教育学コース)	グローバル教育文献演習 1	1	○	
					グローバル教育文献演習 2	1	○	
	グローバル教育演習 (教育史学) 1	1			○			
	グローバル教育演習 (教育史学) 2	1			○			
	グローバル教育演習 (教育制度) 1	1			○			
	グローバル教育演習 (教育制度) 2	1			○			
	グローバル教育演習 (教育行政学) 1	1			○			
	グローバル教育演習 (教育行政学) 2	1			○			
	グローバル教育演習 (教育方法学) 1	1			○			
	グローバル教育演習 (教育方法学) 2	1			○			
	グローバル教育演習 (科学教育) 1	1			○			
	グローバル教育演習 (科学教育) 2	1			○			
	グローバル教育演習 (子どもの保健)	1			○			
	西洋教育思想史 1	1			○			
	西洋教育思想史 2	1	○					
	比較教育政策論 1	1	○					
比較教育政策論 2	1	○						
比較教育システム論 1	1	○						
比較教育システム論 2	1	○						
特別支援教育総論 1	1	○						
特別支援教育総論 2	1	○						

専 門 学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目 (学校教育学コース)	特別支援教育学	1	○	
		障害共生教育論1	1	○	
		障害共生教育論2	1	○	
		発達障害心理学1	1	○	
		発達障害心理学2	1	○	
		発達障害と共生社会1	1	○	
		障害児発達学1	1	○	
		障害児発達学2	1	○	
		知的障害の生理・病理	1	○	
		肢体不自由者心理・生理・病理1	1	○	
		肢体不自由者心理・生理・病理2	1	○	
		知的障害支援学1	1	○	
		知的障害支援学2	1	○	
		発達障害教育論1	1	○	
		発達障害教育論2	1	○	
		肢体不自由教育論1	1	○	
		肢体不自由教育論2	1	○	
		発達障害と共生社会2	1	○	
		支援教育臨床学1	1	○	
		支援教育臨床学2	1	○	
		臨床発達支援学1	1	○	
		児童青年精神医学1	1	○	
		児童青年精神医学2	1	○	
		言語発達と教育1	1	○	
		障害とりハビリテーション	1	○	
		臨床発達支援学2	1	○	
		言語発達と教育2	1	○	
		障害児支援学概論	1	○	
		社会認識実践研究1	1	○	
		社会認識実践研究2	1	○	
		数理認識実践研究1	1	○	
		数理認識実践研究2	1	○	
		科学教育実践研究1	1	○	
		科学教育実践研究2	1	○	
英語科実践研究1	1	○			
英語科実践研究2	1	○			
教育・保育実践演習(乳幼児教育)	1	○			
教育・保育実践演習(児童文学)	1	○			
教育・保育実践演習(音楽表現)	1	○			

専 門 科 目	学 科	学 科 展 開 科 目 (学校教育学コース)	教育・保育実践演習(造形表現)	1	○			
			教育・保育実践演習(家庭保育)	1	○			
			子どもと家庭1	1	○			
			子どもと家庭2	1	○			
			観察実習Ⅰ	1	◎			
			観察実習Ⅱ	1	◎			
			初等教育事前・事後指導	1	◎			
			初等教育実地研究	4	◎			
			特別支援教育実地研究	3	○			
			学校インターンシップⅠ	1	○			
			学校インターンシップⅡ	1	○			
			学校インターンシップⅢ	1	○			
			教職実践演習(幼・小)1	1	◎			
			教職実践演習(幼・小)2	1	◎			
			卒業研究	10	◎			
			専 門 科 目	学 科 コ ア 科 目 (乳幼児教育学コース)	教師入門1	1	○	
					教師入門2	1	○	
					乳幼児心理学1	1	○	
	乳幼児心理学2	1			○			
	発達心理学(幼・小)1	1			○			
	発達心理学(幼・小)2	1			○			
	教育行政学(幼・小)1	1			○			
	教育行政学(幼・小)2	1			○			
	教育経営学(幼・小)1	1			○			
	教育経営学(幼・小)2	1			○			
	乳幼児教育課程論1	1			○			
	乳幼児教育課程論2	1			○			
	初等カリキュラム論1	1			○			
	初等カリキュラム論2	1			○			
	保育内容研究(健康Ⅰ)1	1			○			
	保育内容研究(健康Ⅰ)2	1			○			
	保育内容研究(健康Ⅱ)1	1	○					
	保育内容研究(健康Ⅱ)2	1	○					
	保育内容研究(人間関係)1	1	○					
保育内容研究(人間関係)2	1	○						
保育内容研究(環境)1	1	○						
保育内容研究(環境)2	1	○						
保育内容研究(造形表現)1	1	○						
保育内容研究(造形表現)2	1	○						

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 コア 科 目 (乳幼児教育学コース)	保育内容研究（音楽表現）1	1	○		
			保育内容研究（音楽表現）2	1	○		
			保育内容研究（児童文化と言葉）1	1	○		
			保育内容研究（児童文化と言葉）2	1	○		
			乳幼児教育内容・方法論1	1	○		
			乳幼児教育内容・方法論2	1	○		
			初等教育方法学1	1	○		
			初等教育方法学2	1	○		
			乳幼児臨床心理学1	1	○		
			乳幼児臨床心理学2	1	○		
			初等学校教育相談1	1	○		
			初等学校教育相談2	1	○		
			子どもの保健と健康1	1	○		
			子どもの保健と健康2	1	○		
			子どもの食と栄養1	1	○		
			子どもの食と栄養2	1	○		
			初等国語論1	1	○		
			初等国語論2	1	○		
			初等算数論1	1	○		
			初等算数論2	1	○		
			初等生活科論1	1	○		
			初等生活科論2	1	○		
			初等音楽論1	1	○		
			初等音楽論2	1	○		
			初等図工論1	1	○		
			初等図工論2	1	○		
			初等体育論1	1	○		
			初等体育論2	1	○		
			学 科 展 開 科 目 (乳幼児教育学コース)	グローバル教育文献演習1	1	○	
				グローバル教育文献演習2	1	○	
				グローバル教育演習（教育史学）1	1	○	
				グローバル教育演習（教育史学）2	1	○	
				グローバル教育演習（教育制度）1	1	○	
				グローバル教育演習（教育制度）2	1	○	
グローバル教育演習（教育行政学）1	1	○					
グローバル教育演習（教育行政学）2	1	○					
グローバル教育演習（教育方法学）1	1	○					
グローバル教育演習（教育方法学）2	1	○					
グローバル教育演習（科学教育）1	1	○					

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目 (乳幼児教育学コース)	グローバル教育演習 (科学教育) 2	1	○	
			グローバル教育演習 (子どもの保健)	1	○	
			西洋教育思想史 1	1	○	
			西洋教育思想史 2	1	○	
			比較教育政策論 1	1	○	
			比較教育政策論 2	1	○	
			比較教育システム論 1	1	○	
			比較教育システム論 2	1	○	
			特別支援教育総論 1	1	○	
			特別支援教育総論 2	1	○	
			発達障害心理学 1	1	○	
			発達障害心理学 2	1	○	
			発達障害と共生社会 1	1	○	
			発達障害と共生社会 2	1	○	
			障害児発達学 1	1	○	
			障害児発達学 2	1	○	
			障害児保育演習 1	1	○	
			障害児保育演習 2	1	○	
			社会福祉論 1	1	○	
			社会福祉論 2	1	○	
			社会的養護 1	1	○	
			社会的養護 2	1	○	
			社会的養護内容演習	1	○	
			社会認識実践研究 1	1	○	
			社会認識実践研究 2	1	○	
			数理認識実践研究 1	1	○	
			数理認識実践研究 2	1	○	
			科学教育実践研究 1	1	○	
			科学教育実践研究 2	1	○	
			英語科実践研究 1	1	○	
			英語科実践研究 2	1	○	
			教育・保育実践演習 (乳幼児教育)	1	○	
			教育・保育実践演習 (児童文学)	1	○	
			教育・保育実践演習 (音楽表現)	1	○	
教育・保育実践演習 (造形表現)	1	○				
教育・保育実践演習 (家庭保育)	1	○				
乳児心理学演習	1	○				
幼児心理学演習 1	1	○				
幼児心理学演習 2	1	○				

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目 (乳幼児教育学コース)	子どもと家庭1	1	○	
			子どもと家庭2	1	○	
			子ども家庭支援論1	1	○	
			子ども家庭支援論2	1	○	
			観察実習Ⅰ	1	◎	
			観察実習Ⅱ	1	◎	
			初等教育事前・事後指導	1	◎	
			初等教育実地研究	4	◎	
			学校インターンシップⅠ	1	○	
			学校インターンシップⅡ	1	○	
			学校インターンシップⅢ	1	○	
			教職実践演習(幼・小)1	1	◎	
			教職実践演習(幼・小)2	1	◎	
			卒業研究	10	◎	

別表第2 履修要件（第11条関係）

イ グローバル文化学科

授業科目の区分等			授業科目等	必要修得単位数		備考
基礎教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、人文系の哲学、心理学、倫理学の区分に属する授業科目、社会科学系の政治学、社会学の区分に属する授業科目並びに自然科学系の情報科学の区分に属する授業科目を除く各授業科目から履修する。	6		
総合教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目	8		
外国語科目	外国語第I	English Communication A1		0.5	5	English Communication B1, B2は、Advanced English Communication B1, B2で、English Literacy B1, B2は、Advanced English Literacy B1, B2でそれぞれ代替することができる。
		English Communication A2		0.5		
		English Communication B1		0.5		
		English Communication B2		0.5		
		English Literacy A1		0.5		
		English Literacy A2		0.5		
		English Literacy B1		0.5		
		English Literacy B2		0.5		
		Autonomous English 1		0.5		
		Autonomous English 2		0.5		
外国語第II	(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級A1～初級A4, 初級B1～初級B4	各0.5	4		ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ドイツ語, フランス語及び中国語の初級(A3, A4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習基礎1 健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5 0.5	1		
情報科目		情報基礎	1			
高度教養科目		国際人間科学部高度教養科目の取扱いについては別に定める。	4		グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目7単位を修得した学生は、高度教養科目の修得を要しない。ただし、高度教養科目として修得が必要な4単位分は、規則別表第1のロに定める学科専門科目から修得するものとする。	
専門科目	学部共通基礎科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	6	9	
		選択		3		
	学部共通発展科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	3	7	
		選択必修		3		
	グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	7	
		選択必修		3		
学科専門科目	学科共通科目	選択必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	56	
	学科コア科目	選択	別表第1のロに掲げる授業科目	6		
	学科展開科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	14		
		選択必修		8		
自由選択科目		本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門科目, 全学共通授業科目(資格免許のための科目を除く。), 高度教養科目から履修する。	16			
合計			124			

ロ 発達コミュニティ学科

授業科目の区分等			授 業 科 目 等	必要修得 単 位 数		備 考
基礎教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、人文系の各区分に属する授業科目を除く各授業科目から履修する。	8		
総合教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、(1) 多文化理解の芸術と文化、芸術史、カタチの文化の区分に属する授業科目並びに(2) 自然界の成り立ちのカタチの自然学の区分に属する授業科目を除く各授業科目から履修する。	8		
外 国 語 科 目	外国語第Ⅰ		English Communication A1	0.5	5	English Communication B1, B2は、Advanced English Communication B1, B2で、English Literacy B1, B2は、Advanced English Literacy B1, B2でそれぞれ代替することができる。
			English Communication A2	0.5		
	English Communication B1	0.5				
	English Communication B2	0.5				
	English Literacy A1	0.5				
	English Literacy A2	0.5				
	English Literacy B1	0.5				
	English Literacy B2	0.5				
	Autonomous English 1	0.5				
	Autonomous English 2	0.5				
	外国語第Ⅱ	(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級 A1 ~ 初級 A4, 初級 B1 ~ 初級 B4	各0.5	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ドイツ語, フランス語及び中国語の初級(A3, A4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。	
健康・スポーツ科学			健康・スポーツ科学実習基礎1 健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5 0.5	1	
情報科目			情報基礎	1		
高度教養科目			国際人間科学部高度教養科目の取扱いについては別に定める。	4		グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目7単位を修得した学生は、高度教養科目の修得を要しない。ただし、高度教養科目として修得が必要な4単位分は、規則別表第1のハに定める学科専門科目から修得するものとする。
専 門 科 目	学部共通 基礎科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める授業科目	4	6	
		選択		2		
	学部共通 発展科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める授業科目	2	4	
		選択		2		
	グローバル・ スタディーズ・ プログラム (GSP)科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める授業科目	4	7	
		選択必修		3		
	学 科 専 門 科 目	学科共通 科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める授業科目	8	
学科コア 科目		選択	8			
学科展開 科目		必修	11			
		選択	10			
自由選択科目			本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門科目, 全学共通授業科目(資格免許のための科目を除く。), 高度教養科目から履修する。	8		
合 計				124		

ハ 環境共生学科

授業科目の区分等			授 業 科 目 等	必要修得 単 位 数	備 考
基礎教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、社会科学系の法学、社会学の区分に属する授業科目並びに自然科学系の数学、物理学、化学の区分に属する授業科目を除く各授業科目から履修する。	6	
総合教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、(1)多文化理解の現代社会論、生活環境と技術の区分に属する授業科目並びに(3)グローバルイシューの政治と社会の区分に属する授業科目を除く各授業科目から履修する。	6	
外 国 語 科 目	外国語第I	English Communication A1	0.5	5	English Communication B1, B2は、Advanced English Communication B1, B2で、English Literacy B1, B2は、Advanced English Literacy B1, B2でそれぞれ代替することができる。
		English Communication A2	0.5		
English Communication B1		0.5			
English Communication B2		0.5			
English Literacy A1		0.5			
English Literacy A2		0.5			
English Literacy B1		0.5			
English Literacy B2		0.5			
Autonomous English 1		0.5			
Autonomous English 2	0.5				
	外国語第II	(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語) 初級A1～初級A4、初級B1～初級B4	各0.5	4	ドイツ語、フランス語、中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ドイツ語、フランス語及び中国語の初級(A3, A4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習基礎1 健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5 0.5	1	
情報科目		情報基礎		1	
高度教養科目		国際人間科学部高度教養科目の取扱いについては別に定める。		4	グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目7単位を修得した学生は、高度教養科目の修得を要しない。ただし、高度教養科目として修得が必要な4単位分は、規則別表第1のニに定める学科専門科目から修得するものとする。
専 門 科 目	学部共通 基礎科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	6
		選択		2	
	学部共通 発展科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	4
		選択		2	
	グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	7
		選択必修		3	
学 科 専 門 科 目	学科共通 科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	3	76
	学科コア 科目	選択	別表第1のニに掲げる授業科目	10	
	学科展開 科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	10	
		選択		10	
共通専門 基礎科目	選択	別表第1のニに掲げる共通専門基礎科目	8		
自由選択科目		本学部専門科目、学科専門科目、他学部専門科目、全学共通授業科目(資格免許のための科目を除く。)、高度教養科目から履修する。		4	
合 計				124	

ニ 子ども教育学科

授業科目の区分等			授 業 科 目 等	必要修得 単位数	備 考		
基礎教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、人文系の各区分に属する授業科目を除く各授業科目から履修する。	6			
総合教養科目			別表第1のイに掲げる授業科目のうち、(1) 多文化理解の教育と人間形成の区分の授業科目を除く各授業科目から履修する。	6			
外国語科目	外国語第Ⅰ		English Communication A1 English Communication A2 English Communication B1 English Communication B2 English Literacy A1 English Literacy A2 English Literacy B1 English Literacy B2 Autonomous English 1 Autonomous English 2	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	5	English Communication B1, B2は、Advanced English Communication B1, B2で、English Literacy B1, B2は、Advanced English Literacy B1, B2でそれぞれ代替することができる。	
	外国語第Ⅱ		(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級 A1 ~ 初級 A4, 初級 B1 ~ 初級 B4	各0.5	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。ドイツ語, フランス語及び中国語の初級 (A3, A4, B3, B4) は初級 (SA3, SA4, SB3, SB4) でそれぞれ代替することができる。	
	健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習基礎1 健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5 0.5	1		
	情報科目		情報基礎		1		
	高度教養科目		国際人間科学部高度教養科目の取扱いについては別に定める。		4	グローバル・スタディーズ・プログラム (GSP) 科目7単位を修得した学生は、高度教養科目の修得を要しない。ただし、高度教養科目として修得が必要な4単位分は、規則別表第1のホに定める学科専門科目から修得するものとする。	
	専門科目	学部専門科目	学部共通 基礎科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	6
			選択			2	
		学部共通 発展科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	4	
			選択		2		
		グローバル・スタディーズ・プログラム (GSP) 科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	7	
選択必修				3			
学科専門科目		学科共通 科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	10	76	
			選択		2		
	学科コア 科目	選択	別表第1のホに掲げる授業科目	10			
	学科展開 科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうち別に定める授業科目	19			
選択			6				
自由選択科目			本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門科目, 全学共通授業科目 (資格免許のための科目を除く。), 高度教養科目から履修する。	4			
合 計				124			

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第26条関係）

学 科 名	免許状の種類	免許教科
グローバル文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
発達コミュニティ学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育 音 楽 音 楽 美 術 美 術
環境共生学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 数 学 数 学 家 庭 家 庭 社 会 地理歴史 公 民
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	

2 神戸大学国際人間科学部聴講生規程

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第25条の規定に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 聴講生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学国際人間科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第3条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書（所定の様式）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真（出願前3か月以内に撮影したもの）
 - (5) 振替払込受付証明書（所定の様式）
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
- 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第1項各号に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、聴講期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。
- 4 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号並びに第2項又は前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料，入学料及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

(在籍期間)

第 8 条 聴講生の在籍期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第 9 条 聴講できる授業科目は、1学期6単位以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第 10 条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退 学)

第 11 条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 12 条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

3 神戸大学国際人間科学部科目等履修生規程

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第25条の規定に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学国際人間科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書（所定の様式）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真（出願前3か月以内に撮影したもの）
 - (5) 振替払込受付証明書（所定の様式）
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
- 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第1項各号に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、履修期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。
- 4 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号並びに第2項又は前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料及び入学料は徴収しない。

(在籍期間)

第 8 条 科目等履修生の在籍期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第 9 条 履修できる授業科目は、1学期6単位以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(試 験)

第 10 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第 11 条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退 学)

第 12 条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 13 条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 神戸大学国際人間科学部外国人特別学生入学選考規程

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を習得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書（所定の様式）

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語習得の程度
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者については、学力試験及び面接を免除することができる。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学期の初めとする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学国際人間科学部教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

5 神戸大学国際人間科学部特別聴講学生に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第24条の規定に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の特別聴講学生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 本学部との協定に基づき、他大学の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、特別聴講学生として許可する。

(手 続)

第3条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の学部長等を経て、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の様式）
- (2) 在学している大学の成績証明書
- (3) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）

(授業料等)

第4条 受入れを許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した大学から受け入れた者については、授業料を徴収しない。

3 検定料及び入学料は徴収しない。

(在籍期間)

第5条 特別聴講学生の在籍期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とする。

(除 籍)

第6条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められたとき。
- (2) 特別聴講学生として不都合な行為があったとき。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

6 神戸大学国際人間科学部履修科目の登録の上限に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定。以下「規則」という。）第12条第3項の規定に基づき、履修科目の登録の上限（以下「上限」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(上限を超える者の基準及び適用)

第2条 規則第12条第2項の規定により上限を超えて履修科目の登録を認めることができる者は、各年次終了時において40単位以上を修得し、かつ、当該年度のグレート・ポイント・アベレージが3.8以上であり、成績優秀と認めた者とする。

2 前項の該当者には、次年度の上限は設けない。

3 子ども教育学科の学生において、カリキュラムの編成上特に必要があると認められる場合は、教授会の議を経て、上限を超えて登録を認めることがある。

(除外科目)

第3条 次の各号に掲げる授業科目は、規則第12条第1項に規定する単位数に算入しないものとする。

(1) 資格免許のための科目

(2) 国際人間科学部で開講する集中講義

(3) グローバル・スタディーズ・プログラム（GSP）科目のうち、「グローバルイシュー概論」及び「グローバルイシュー演習」を除く授業科目

(4) 子ども教育学科の学科展開科目のうち、「観察実習Ⅰ」、「観察実習Ⅱ」、「初等教育事前・事後指導」、「初等教育実地研究」及び「特別支援教育実地研究」

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

7 入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第17条に規定する既修得単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 既修得単位の認定の申請資格を有する者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業又は退学した者
- (2) 本学又は他大学の科目等履修生として単位を修得した者

(各学科における上限)

第3条 各学科における授業科目の区分ごとの認定単位数の上限は、別表のとおりとする。

(申請の方法)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（所定の様式）
- (2) 卒業証明書及び在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できる書類（講義要綱等）及び外国語の場合はその日本語訳

(単位の認定)

第5条 国際人間科学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

- 2 認定に当たっては、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を実施することがある。
- 3 認定した成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

認定単位数の上限

	グローバル文化学科	発達コミュニティ学科	環境共生学科	子ども教育学科
基礎教養科目	6単位	8単位	6単位	6単位
総合教養科目	8単位	8単位	6単位	6単位
外国語科目 (外国語第Ⅰ)	5単位	5単位	5単位	5単位
外国語科目 (外国語第Ⅱ)	4単位	4単位	4単位	4単位
情報科目	1単位	1単位	1単位	1単位
健康・スポーツ 科	1単位	1単位	1単位	1単位
専門科目	35単位	33単位	37単位（共通専門 基礎科目を含む。）	37単位

備考 専門科目の認定単位数の上限は、本学で修得した単位数には適用しない。

8 神戸大学国際人間科学部留学に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定。以下「規則」という。）第14条の規定により、外国の大学又は短期大学の授業科目を履修するため、学生が留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

(留学の許可申請)

第2条 外国の大学又は短期大学へ留学しようとする学生は、次の書類を提出して、留学の許可を学部長に申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書（所定の様式）
- (2) 外国の大学又は短期大学の入学許可書（写）

(授業料の納付)

第3条 この内規の規定により留学する者は、その留学期間中、授業料を本学部に納入しなければならない。

(雑 則)

第4条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項については、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

国際人間科学部規則第14条第2項の「やむを得ない事情」とは、次の場合を指す。

- (1) 外国の大学等と交流協定等を締結するため交渉中であるが、学生の留学決定までに締結が間に合わない場合
- (2) 授業料等の条件により外国の大学等との交流協定等の締結が困難であるが、当該大学等が教育研究に高い評価を得ている場合
- (3) 外国の大学等と交流協定等を締結するための交渉には至っていないが、当該大学等が教育研究に高い評価を得ている場合

9 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定。以下「学部規則」という。）第14条及び第15条の規定により、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請方法)

第2条 外国の大学若しくは短期大学（以下「外国大学等」という。）において履修した授業科目を神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の授業科目として単位の認定を希望する学生は、留学期間終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 留学した大学の成績証明書及びその日本語訳
- (3) 留学した大学において履修した授業科目についてのシラバス、授業総時間数などの文書及びその日本語訳

2 前項により単位を申請する授業科目の名称は、学生の希望により外国大学等の授業科目又は本学部の授業科目（全学共通授業科目を除く。）の名称に読み替えて申請することができる。

3 前項の規定にかかわらず、グローバル文化学科の学生においては、「Study on Global Cultures」として、申請することもできる。

(単位の認定方法)

第3条 外国大学等において修得した単位は、学部規則第10条に規定する単位の基準に準じて算定する。

2 教授会は、前条第1項により学生が提出した書類に基づき、単位認定について審査する。

3 前項の規定による審議に基づき認定された単位は、学部規則第14条第3項及び第15条第3項に基づき、60単位を限度として、学部規則別表第2に定める単位数に算入することができる。

4 グローバル文化学科の学生においては、「Study on Global Cultures」について、28単位を限度として、学部規則別表第2の学科専門科目の選択科目の単位数に算入することができる。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

10 神戸大学国際人間科学部の成績評価基準に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第21条の規定に基づき、成績評価基準について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第2条 各授業科目における成績評価は、各担当教員が当該授業科目の目的に沿って、試験の成績、課題、レポート、平常点（質疑応答内容・提案・発言等）等を用いて総合的に行うものとする。

(基準の公表)

第3条 授業科目ごとの成績評価基準は、シラバスに記載し公表するものとする。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀（90点以上）

優（80点以上90点未満）

良（70点以上80点未満）

可（60点以上70点未満）

不可（60点未満）

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

11 国際人間科学部開講の授業科目における学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成29年3月31日制定)

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合に、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

- 1 学生は、受講した国際人間科学部が開講する授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、学部長に申し立てを行い、成績評価について授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

- 2 成績評価に対する申し立ては、成績発表後、原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

- 3 申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により学部長に報告することとする。

12 国際人間科学部における成績不振学生への修学指導についての申合せ

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第 1 この申合せは、国際人間科学部において成績不振学生の修学指導を行うための基準及び指導方法を定めるものとする。

(成績不振学生の基準)

第 2 国際人間科学部では、GPA が2.00 以下又は神戸大学国際人間科学部規則第11条の履修要件に規定する修得単位数が次の基準に満たない場合は、成績不振学生として修学指導の対象とする。

- (1) 1年次終了時 20単位
- (2) 2年次終了時 40単位
- (3) 3年次終了時以降 各学科の「卒業研究」資格判定基準
- (4) 前3号の規定に関わらず、交換留学後の単位認定が終了していない学生は、交換留学開始時に遡りその学年の基準を適用する。なお、前期終了時に留学した場合は、当該学年の基準から20単位を除いた単位数を基準とする。

(成績不振学生の指導時期)

第 3 成績不振学生の指導時期は、次のとおりとする。

- (1) 3年次までは、学年末に修学指導を行うこととする。
- (2) 4年次及び標準修業年限を超過している学生については、学期末に修学指導を行うこととする。
- (3) 前2号の規定に関わらず、休学中の学生は復学時に、交換留学中の学生は帰国後に修学指導を行うこととする。

(成績不振学生の指導方法)

第 4 成績不振学生の修学指導は、次のとおり実施する。

- (1) 成績不振学生の学業成績表を指導教員へ配付し、指導教員が面談のうえ修学指導を行う。ただし、指導教員が未定の場合は、教務委員会が指定する教員が行うものとする。
- (2) 教務委員会から成績不振学生の保護者等へ注意喚起の文書を送付する。

13 試験等における不正行為等に対する成績の措置についての取扱い

(平成29年3月31日制定)

国際人間科学部の不正行為等に関する取扱いについては、下記のとおりとする。

(定 義)

第 1 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 試験 授業科目の定期試験（授業内で行われるものや、筆記試験以外の形態で実施されるものを含む。）をいう。
- (2) レポート等 授業科目の成績評価のために課す提出物をいう。
- (3) 試験における不正行為 次に掲げる行為をいう。
 - ・ 本人に代わって受験すること、又はそのように依頼すること。
 - ・ 持込みが許可されている物品以外（電子機器や印刷物、試験に関連した内容の紙片など）を用いること、又は持込むこと。
 - ・ その他、試験の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。
- (4) レポート等における不正行為 次に掲げる行為をいう。
 - ・ 他者の著作物（書籍やウェブサイトなどの文章や図表など）の全部又は一部を、出典を明記せずに使用し、故意に提出者の作成したものであるかのように見せることによる、盗用や剽窃行為をすること。
 - ・ 他者の作成したレポート等の全部又は一部を、提出者の作成したものであるかのように見せること。またそのような意図を知らず、レポート等を貸与すること。
 - ・ その他、レポート等の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。

(不正行為と疑われる行為への対応)

第 2 不正行為と疑われる行為が発生した場合、次のとおり対応することとする。

- (1) 不正行為と疑われる行為が発生した場合、試験監督教員又は授業担当教員（以下「担当教員」という。）は、当該行為に関する証拠保全を直ちに行う。
- (2) 担当教員による学生の事情聴取により不正行為と判断された場合は、直ちに本人自署による事実確認書を提出させる。なお、事情聴取には、第三者の教職員を同席させるものとする。
- (3) 教務委員会委員長は、前号に定める事実確認書に基づき、担当教員同席により、学生の事情聴取を行う。不正行為が確認された場合は、学生に顛末書及び反省書を提出させ、不正行為に関する事実経過を、事実確認書、顛末書及び反省書とともに、国際人間科学部長に報告する。

(不適当な行為への対応)

第 3 第 2 第 2 号及び第 3 号による事情聴取又は担当教員の判断により、不正行為は確認されないが、当該授業科目の専門分野における規範に照らして不適当な行為と確認された場合、次のとおり対応することとする。

- (1) 当該分野における規範に基づき、担当教員による教育的指導を行うとともに、教務委員会委員長による厳重注意を行う。ただし、担当教員の判断により、不適当な行為が軽微であると確認された場合は、この限りでない。
- (2) 前号による注意を受け、なお不適当な行為が繰り返された場合は、不正行為とみなし、不正行為が確認された場合の措置に準じて処分することがある。

(不正行為が確認された場合の措置)

第 4 国際人間科学部（以下「本学部」という。）の学生による不正行為に対しては、事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。

- (1) 不正行為が行われた学期の授業科目（卒業研究や通年科目を含む）の成績は、すべて無効とする。
- (2) 不正行為が行われた年度の実習等の単位取得は、認めない。
- (3) 不正行為が行われた年度に他大学等で修得した単位は、認定しない。
- (4) 不正行為が行われた時点以降当該年度の実習等は、受けさせない。
- (5) 事実経過を本学部内に公表する。ただし、氏名は、公表しない。
- (6) 保護者等に対し、第 1 号から前号までの処置を文書で通告する。

第 5 本学部以外の学生による不正行為に対し、事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。

- (1) 不正行為が行われた学期の本学部開講授業科目（通年科目を含む）の成績は、すべて無効とする。
- (2) 学生の所属部局に対し、前号の処置を文書で通告する。

(雑 則)

第 6 この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

14 神戸大学国際人間科学部転学科に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第23条に定める転学科に関し必要な事項を定めるものとする。

(転学科の時期)

第2条 転学科の時期は、第2年次以降の学期の初めとする。

(許 可)

第3条 転学科を志望する者（以下「転学科志望者」という。）があるときは、選考の上、神戸大学国際人間科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、許可することがある。

(許可要件)

第4条 転学科志望者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、AO入試、推薦入試、社会人入試及び編入学試験などの特別選抜による入学者については、転学科は許可しない。

(1) 転学科志望に特別の事情があると認められるとき。

(2) 十分な学力があると認められるとき。なお、学力の判定については、入学試験の成績、入学後の成績等を総合的に勘案して行うものとする。

(3) 志望学科の受入可能人数に余裕があるとき。

(転学科の手続)

第5条 転学科志望者は、転学科しようとする学期の3月前までに、所属学科長の承認を得て、所定の書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 転学科志望者に対する選考は、志望学科において面接等により行う。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

15 神戸大学国際人間科学部早期卒業に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（以下「規則」という。）第22条第2項の規定に基づき、早期卒業の認定の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業の認定の基準)

第 2 条 早期卒業の認定を受けることができる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学部に3年間在学すること。
- (2) 規則別表第2に定めるところに従い、124単位以上を修得すること。
- (3) 前号の修得単位におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が、4.0以上であること。
- (4) 卒業研究の成績が「秀」又は「優」であること。

(早期卒業の申請の要件)

第 3 条 早期卒業の申請を行うことができる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学部に2年間在学していること。
- (2) 規則別表第2に定めるところに従い、100単位以上を修得していること。
- (3) 2年間の修得単位におけるGPAが、4.0以上であること。
- (4) 「卒業研究」資格判定基準を満たしていること。

(早期卒業の手続)

第 4 条 早期卒業は、次の手続に従って行うものとする。

- (1) 早期卒業の申請者（以下「申請者」という。）は、2年次の学年末に、所属学科長の承認を得て、所定の書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 学部長は、教授会の議を経て、申請を承認したときは、卒業研究の開始及び4年次配当の授業科目の履修を許可する。
- (3) 学部長は、教授会の議を経て、申請者の卒業判定を3年次終了時に行う。

(卒業の時期)

第 5 条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

16 神戸大学国際人間科学部高度教養科目に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）における高度教養科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目及び単位数)

第2条 神戸大学国際人間科学部規則（以下「規則」という。）別表第2の定めにより、本学部学生は、高度教養科目の修得を要しない。ただし、高度教養科目として修得が必要な4単位分は、規則別表第1に定める学科専門科目から修得するものとする。

- 2 本学部が開設する高度教養科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(高度教養科目の年次配当)

第3条 本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は、別表のとおりとする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）国際人間科学部高度教養科目

授業科目	単位数	配当年次	備 考
グローバル正義論A	1	3年次以上	国際人間科学部生は履修不可
グローバル正義論B	1	3年次以上	国際人間科学部生は履修不可
コミュニティとメディア1	1	2年次以上	国際人間科学部生は履修不可
コミュニティとメディア2	1	2年次以上	国際人間科学部生は履修不可
グローバル平和論	2	3年次以上	国際人間科学部生は履修不可（隔年開講）

17 神戸大学国際人間科学部インターンシップ実習に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）別表第1に定める授業科目「インターンシップ実習A」（1単位）及び「インターンシップ実習B」（2単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請)

第2条 神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）が認定したインターンシップに参加した本学部学生は、インターンシップに参加した時期及び実習時間に応じて、前期又は後期の学期の単位として申請することができる。ただし、グローバル・スタディーズ・プログラムとして参加したインターンシップ及び学生が休学期間中に参加したインターンシップについては、申請を認めない。

(申請の基準)

第3条 申請の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「インターンシップ実習A」は、実習時間が30時間以上のもの。
- (2) 「インターンシップ実習B」は、実習時間が60時間以上のもの。

(申請の方法)

第4条 申請を希望する学生は、インターンシップ終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) インターンシップ実習単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 受け入れ先の評定書（所定の様式）及び外国語の場合はその日本語訳
- (3) インターンシップの内容、実習時間を証明できる書類及び外国語の場合はその日本語訳

(単位の認定)

第5条 本学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

18 神戸大学国際人間科学部海外外国語実習に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）別表第1に定める授業科目「外国語実習A」（1単位）及び「外国語実習B」（2単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請)

第2条 神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）が認定した海外大学等において実施されている短期語学実習（以下「語学実習」という。）に参加した本学部学生は、語学実習に参加した時期及び時間に応じて、前期又は後期の学期の単位として申請することができる。ただし、グローバル・スタディーズ・プログラムとして参加した語学実習及び学生が休学期間中に参加した語学実習については、申請を認めない。

(申請の基準)

第3条 申請の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「外国語実習A」は、実習時間が30時間以上のもの。
- (2) 「外国語実習B」は、実習時間が60時間以上のもの。

(申請の方法)

第4条 申請を希望する学生は、語学実習終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) 外国語実習単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 成績証明書又は受講書及びその日本語訳
- (3) 語学実習の内容、実習時間を証明できる書類及びその日本語訳

(単位の認定)

第5条 本学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

19 神戸大学国際人間科学部フィールドワーク実習に関する内規

(平成29年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）別表第1に定める授業科目「フィールドワーク実習A」（1単位）及び「フィールドワーク実習B」（2単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請)

第2条 神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）が認定する国内フィールドワーク実習及び海外フィールドワーク実習（以下「フィールドワーク実習」という。）に参加した本学部学生は、フィールドワーク実習に参加した時期及び実習時間に応じて、前期又は後期の学期の単位として申請することができる。ただし、グローバル・スタディーズ・プログラムとして参加したフィールドワーク実習及び学生が休学期間中に参加したフィールドワーク実習については、申請を認めない。

(申請の基準)

第3条 申請の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「フィールドワーク実習A」は、実習時間が30時間以上のもの。
- (2) 「フィールドワーク実習B」は、実習時間が60時間以上のもの。

(申請の方法)

第4条 申請を希望する学生は、フィールドワーク実習終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク実習単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 実習した大学等の受講証明書などの公的文書及び外国語の場合はその日本語訳
- (3) フィールドワーク実習の内容、実習時間を証明できる書類及び外国語の場合はその日本語訳

(単位の認定)

第5条 本学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

20 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規

(平成29年3月31日制定)

第1条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）第11条第2項に定める外国人留学生のための日本語科目修得に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則別表に掲げる授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を、6単位を限度として、神戸大学国際人間科学部規則（平成29年3月31日制定）別表第2に定める外国語科目の単位数に算入することができる。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

21 神戸大学ESDコース実施要領

(趣 旨)

第 1 神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学 ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) コース (以下「コース」という。) を置き, その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第 2 コースは, 各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して, 持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

(授業科目名及び単位数)

第 3 コースにおける授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等については, 別表のとおりとする。

(修了要件)

第 4 コースを修了しようとする学生は, 別表に定めるところに従い, 14 単位以上を修得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第 5 コース修了については, 当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い, 修了を認定した者については, 修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は, 別紙のとおりとする。

3 修了認定証は, 原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第 6 この要領に定めるもののほか, コースの実施に関し必要な事項は, ESD コース専門委員会が定める。

附 則

この要領は, 平成20年4月1日から実施する。

この要領は, 平成23年4月1日から実施する。

この要領は, 平成24年4月1日から実施する。

この要領は, 平成25年4月1日から実施する。

この要領は, 平成26年4月1日から実施する。

この要領は, 平成27年4月1日から実施する。

この要領は, 平成28年4月1日から実施する。

この要領は, 平成29年4月1日から実施する。

別表 授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要修得単位数	配当年次	開講学部等	
基礎科目	I群	実践農学入門	2		1年次	農学部
		ESD基礎(持続可能な社会づくり1)A	1	2	1年次	国際教養教育院
		ESD基礎(持続可能な社会づくり1)B	1		2年次	国際教養教育院
		ESDボランティア論	1		1年次	国際教養教育院
	II群	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1		2	1年次
		ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	1年次		国際教養教育院
		ESD生涯学習論A	1	1年次		国際教養教育院
		ESD生涯学習論B	1	1年次		国際教養教育院
関連科目	環境人文学講義I(a)	1	6	2年次	文学部	
	環境人文学講義I(b)	1		2年次	文学部	
	環境人文学講義II(a)	1		2年次	文学部	
	環境人文学講義II(b)	1		2年次	文学部	
	比較政治社会論A	1		2年次	国際人間科学部	
	比較政治社会論B	1		2年次	国際人間科学部	
	スポーツコミュニティ形成論1	1		3年次	国際人間科学部	
	スポーツコミュニティ形成論2	1		3年次	国際人間科学部	
	幼児心理学演習1	1		2年次	国際人間科学部	
	幼児心理学演習2	1		2年次	国際人間科学部	
	初等理科論1	1		2年次	国際人間科学部	
	初等理科論2	1		2年次	国際人間科学部	
	生活空間計画論	2		2年次	国際人間科学部	
	緑地環境論	2		2年次	国際人間科学部	
	知覚と行為1	1		2年次	国際人間科学部	
	知覚と行為2	1		2年次	国際人間科学部	
	グローバル開発政策論	2		2年次	国際人間科学部	
	生物多様性科学	2		2年次	国際人間科学部	
	環境社会学	2		2年次	国際人間科学部	
	コミュニティとメディア1	1		3年次	国際人間科学部	
	コミュニティとメディア2	1		3年次	国際人間科学部	
	ライフコースの心理学1	1		3年次	国際人間科学部	
	ライフコースの心理学2	1		3年次	国際人間科学部	
	ESD実践論1	1		3年次	国際人間科学部	
	ESD実践論2	1		3年次	国際人間科学部	
	国際法I	2		2年次	法学部	
	国際政治経済	2		2年次	法学部	
	環境法	2		3年次	法学部	
	社会保障法	2		3年次	法学部	
	国際法II	2		2年次	法学部	
	国際法III	2		3年次	法学部	
	環境NPO実践論	2		2年次	経済学部	
	社会コミュニケーション入門	2		2年次	経済学部	
	社会環境会計	2		2年次	経営学部	
	CSR論	2		2年次	経営学部	
	地域医療学	1		1~3年次	医学部医学科	
	地域医療システム学	2		2年次	医学部医学科	
	公衆衛生学	3		3年次	医学部医学科	
	国際保健	1		2年次	医学部保健学科	
	災害保健	1		3年次	医学部保健学科	
緩和ケア論	1	4年次	医学部保健学科			
リハビリテーション工学・福祉用具学	1	3年次	医学部保健学科			
現代医療と生命倫理	1	1年次	医学部保健学科			
IPW概論	1	1年次	医学部保健学科			
公衆衛生学	1	2年次	医学部保健学科			

	環境・食品・産業衛生学	1		2年次	医学部保健学科
	小児疾病論	1		2年次	医学部保健学科
	地球環境論	1		1年次	工学部
	水文学	2		3年次	工学部
	国際関係論	1		3年次	工学部
	都市地域計画	2		3年次	工学部
	合意形成論	2		3年次	工学部
	農と植物医科学入門1	1		1年次	農学部
	農と植物医科学入門2	1		1年次	農学部
	熱帯有用植物学1	1		3年次	農学部
	熱帯有用植物学2	1		3年次	農学部
	森林環境学入門1	1		1年次	農学部
	森林環境学入門2	1		1年次	農学部
	食料生産管理学	2		2年次	農学部
	森林生態学	2		2年次	農学部
	土壌と環境	2		3年次	農学部
	森林保護学1	1		3年次	農学部
	森林保護学2	1		3年次	農学部
	農村学習論	2		3年次	農学部
	海事社会学-1	1		1年次	海事科学部
	海事社会学-2	1		1年次	海事科学部
	阪神・淡路大震災A	1		2年次	国際教養教育院
	阪神・淡路大震災B	1		1年次	国際教養教育院
	ボランティアと社会貢献活動A	1		1年次	国際教養教育院
	ボランティアと社会貢献活動B	1		1年次	国際教養教育院
フィールド 演習科目	ESD 演習 I (環境人文学) (a)	1		2年次	文学部
	ESD 演習 I (環境人文学) (b)	1		2年次	文学部
	ESD 演習 II (環境人文学) (a)	1		2年次	文学部
	ESD 演習 II (環境人文学) (b)	1		2年次	文学部
	ESD 演習 I 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	ESD 演習 I 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	ESD 演習 II 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	ESD 演習 II 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	環境法演習	2		3年次	法学部
	国際法演習	2		3年次	法学部
	国際関係論演習	2		3年次	法学部
	ESD 演習 I (環境経済学 I)	2		2年次	経済学部
	ESD 演習 II (環境経済学 II)	2		2年次	経済学部
	初期体験臨床実習	1	4	1年次	医学部医学科
	早期臨床実習1	1		2年次	医学部医学科
	早期臨床実習2	1		3年次	医学部医学科
	IPW	1		4年次	医学部医学科
	初期体験実習	1		1年次	医学部保健学科
	IPW 統合演習	1		4年次	医学部保健学科
	研究ゼミナール	1		2年次	医学部保健学科
	看護研究方法論	1		3年次	医学部保健学科
	寄生虫検査学実習	1		3年次	医学部保健学科
	検査統合演習	1		3年次	医学部保健学科
	日常生活活動学実習	1		2年次	医学部保健学科
	理学療法地域医療実習	1		3年次	医学部保健学科
	基礎作業学実習 I	1		2年次	医学部保健学科
	基礎作業学実習 II	1		3年次	医学部保健学科
	兵庫県農業環境論 A	1		2年次	農学部
	兵庫県農業環境論 B	1		2年次	農学部
	実践農学	2		2年次	農学部
必要修得単位数の合計				14単位 以上	

(別紙)

第 号

神戸大学 E S D コース 修了認定証

氏 名

生年月日

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学 E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) コースの所定の単位を修得したため同コース修了者と認定する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人神戸大学長

○ ○ ○ ○

22 交通機関の運休、気象警報の発表の場合における授業、定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電気鉄道（阪神本線）が同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合ただし、次の場合は授業を実施する。
 - ①午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
 - ②午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
 - ③午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ①午前 6 時までに、気象警報が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ②午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③午後 2 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

- (注)
- 1 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
 - 2 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
 - 3 気象警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 - 4 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。
 - 5 この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

IV 学部 (履修等)

1 履修方法及び履修に関する心得

はじめに

学生は、「神戸大学教学規則」、「神戸大学全学共通授業科目履修規則」、「神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）規則及び次に述べる各項を熟読し、定められた単位を修得し、卒業資格を得なければなりません。

(1) 履修のあり方について

①単位制度の考え方について

神戸大学では、各授業科目の単位数は、授業時間外の勉強時間も含めて、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位の授業を構成することとなっています（神戸大学教学規則第32条）。その原則に基づいて、本学部では、授業形態に応じて授業時間あたりの単位数を定めています。例えば、講義および演習については、15時間の授業をもって、実験や実習等については、30時間の授業をもって1単位とすると定めています（本学部規則第10条）。

授業時間に加え、自分自身での勉強の時間なども含めて、45時間分の学修の成果を測る試験に合格して、初めて1単位が修得できるものと理解してください。

②年間に履修できる単位数の上限について

本学部では、1年間に履修できる単位数の上限（CAP制）を設けています（本学部規則第12条）。

これは、上で述べた単位制度の考え方に基づくと、1週間に一人の人が勉強に使える時間に上限があるので、その上限を超えて勉強するような計画を立てても、その実現は物理的に不可能だからです。自学自習の時間も考慮に入れた学習計画に基づいて、授業科目の履修申請を行うようにしてください。

(2) 授業科目及び履修要件について

本学部規則別表第2履修要件（第11条関係）を参照してください。

(3) 科目ナンバリングの導入について

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、科目ナンバリングを導入しています。（詳細については本学部ウェブサイト参照）

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり7桁の英数字で構成されます。

(例) H 1 H Z 1 0 2 (「初年次セミナー」の場合)

第1桁	第2桁	第3～第4桁	第5桁	第6～第7桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科, 専攻等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
	1: 学士課程	開講部局で設定		開講部局毎に設定
(例) H	1	H Z	1	0 2
国際人間科学部	学士課程	学部共通科目	初級レベルの科目	演習

第3～4桁 学科・プログラム／コース

学科	プログラム／コース
HZ (学部共通科目)	
グローバル文化学科	GZ (学科共通科目)
	GY (学科コア科目)
	GA (グローバル文化形成プログラム)
	GB (グローバル社会動態プログラム)
	GC (グローバル・コミュニケーションプログラム)
発達コミュニティ学科	DZ (学科共通科目)
	DY (学科コア科目)
	DA (社会エンバワメントプログラム)
	DB (心の探究プログラム)
	DC (アクティブライフプログラム)
	DD (ミュージックコミュニケーションプログラム)
	DE (アートコミュニケーションプログラム)
環境共生学科	EZ (学科共通科目)
	EY (学科コア科目)
	EA (環境自然科学プログラム)
	EB (環境数理科学プログラム)
	EC (生活共生科学プログラム)
	ED (社会共生科学プログラム)
子ども教育学科	CZ (学科共通科目)
	CY (学科コア科目)
	CA (学校教育学コース)
	CB (乳幼児教育学コース)
HL (資格免許のための科目)	

第5桁 科目のカテゴリー

1	学士課程	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2			中級レベルの科目
3			上級レベルの科目
4			最上級レベルの科目（卒業論文関連科目を含む）
5		高度教養科目	

第6桁～第7桁 開講部局で設定

- ・講義……………01
- ・演習……………02
- ・実験・実習……………03
- ・その他……………04
- ・卒業研究……………05

(4) 履修手続きについて

学生は、毎学期初めに公表する授業時間割表及びシラバスを参照して、履修しようとする授業科目を選択し、授業開始後、定められた期間内に、指定する方法により登録してください。登録後の履修科目の追加変更は一切認められません。

「履修登録」に関する注意事項について

- ・授業時間表に学年・クラスを指定されている授業科目は、その指定にしたがって履修しなければならない。なお、同一期限内にある二つの授業科目を履修申請することはできない。
- ・いったん修得した単位は、取り消すことはできない。

(5) 試験及び単位修得について

試験は各授業科目につきその授業の終了した学期末又はクォーター末に行われますが、試験によっては随時行われることもあります。不合格の場合は、改めて履修しなければ試験を受けることはできません。

履修登録をしていない授業科目については、試験を受けることはできません。

なお、レポートをもって試験に代える時は、その提出期限を厳守してください。

(6) 定期試験受験上の注意事項

定期試験を受験するときは次の事項に注意してください。

試験の時間割及び試験室の指定はその都度、掲示します。

- ①試験開始20分以後は、試験室への入室を認めない。
- ②試験開始後は20分以上経過しないと退室を認めない。
- ③答案には、成否にかかわらず必ず学部・学籍番号・氏名を記入すること。

- ④ 答案は成否にかかわらず提出すること。
- ⑤ 試験中他人に迷惑になる行為、並びに不正行為をしてはならない。不正行為があった場合は、学部の取扱いに従う。
- ⑥ 学生証は必ず携帯すること。

(7) 追試験について

試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、一定の条件を満たす場合に限り行うことがある。

- ① 全学共通授業科目については、「追試験に関する内規」を参照すること（89ページ）。
- ② 本学部の授業科目については、全学共通授業科目の「追試験に関する内規」の内容に準じて行うことがある。

(8) 成績評価について

- ① 各担当教員は、
 - ・ 定期試験の成績
 - ・ 小テスト評価
 - ・ 中間テスト評価
 - ・ 平常点（宿題・レポート・質疑応答内容・提案・発言等）等を用いて総合的に評価します。
- ② 学業成績は、秀，優，良，可，不可（可以上を合格），又は合格・不合格で評価します。
- ③ 成績は、Webにより各個人で成績情報を表示し、PDF形式で出力できます。

(9) 「GPA」及び履修取消制度について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知しています。

(*学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀，優，良，可，不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	G P
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

II. GPA 計算について

$$\text{GPA} = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のG P}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA 計算式に入らない科目があります。

- ①成績を「合格」で評価する科目
- ②他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③履修取り消しをした科目（以下「III. 履修取消制度について」参照）
- ④資格免許のための科目（教職科目、学芸員関連科目）(*)

（*一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。）

- ⑤所属学部・研究科で指定した科目（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則として GPA 計算式に入りません。

- ・「不可」（不合格）と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」（GP = 0～4.3）の成績が GPA 計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」（GP = 0）の成績が、再履修した学期以降の GPA 計算式から除外されます。ただし、過去に計算された GPA（学期）の値は変更されません。

III. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目, 前期開講科目, 通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目, 後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。

- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限 (CAP制) (*)の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限 (CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

IV. GPAの通知について

- ・成績評価はクォーター毎、「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP (単位数×GP)」と「GPA (学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2017年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2017年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面(例):「うりぼーネット」(Web) 単位修得状況照会

■ GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2018年3月15日

■ GPA（学期）

年度	前期				後期			
	GPA (学期)	科目 GP 合計	計算単位数	計算日	GPA (学期)	科目 GP 合計	計算単位数	計算日
2017年度	3.00	60	20	2017年9月15日	3.22	58	18	2018年3月15日

※ GPA は少数点第3位を四捨五入して表示されます。

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	基礎教養科目		○○○○○	2	2017	前期	秀	8.6	合

(10) 卒業研究について

卒業研究は、学部規則第20条に基づいて卒業論文を作成・提出し、卒業論文等試験に合格しなければなりません。

卒業研究を行う際には4年次以降の各学期の定められた期日までに卒業研究届を提出してください。その際、下記の『「卒業研究」資格判定基準について』に示された基準に満たない場合には、卒業研究届を提出することができません。

作成した卒業論文は最終学期において定められた期日（3月卒業の場合には1月20日、9月卒業の場合は7月20日）までに提出しなければなりません。

「卒業研究」資格判定基準について

4年次以降において卒業研究を開始するためには、3年次終了時点において、以下の単位を修得する必要があります。

判定基準に満たない場合には「卒業研究届」を提出することができません。

グローバル文化学科	単位数	発達コミュニティ学科	単位数
全学共通授業科目 ・外国語科目 ・情報科目 ・健康・スポーツ科学 ・基礎教養科目、総合教養科目	9単位 1単位 1単位 12単位	全学共通授業科目 ・外国語科目 ・情報科目 ・健康・スポーツ科学 ・基礎教養科目、総合教養科目	9単位 1単位 1単位 14単位
専門科目 (専門科目40単位には 初年次セミナー, グローバルイシュー概論, グローバルイシュー演習, 国際開発援助論(JICA)1及び2, グローバル共生社会論, Academic Communication(英)A及びB, 情報リテラシー演習1及び2 を含んでいなければならない。)	40単位	専門科目 (専門科目54単位には 初年次セミナー, グローバルイシュー概論, グローバルイシュー演習, 国際開発援助論(JICA)1及び2, グローバル共生社会論, Academic Communication(英)A を含んでいなければならない。)	54単位
	63単位以上		79単位以上

環境共生学科	単位数	子ども教育学科	単位数
全学共通授業科目 ・外国語科目 ・情報科目 ・健康・スポーツ科学 ・基礎教養科目，総合教養科目	9単位 1単位 1単位 10単位	全学共通授業科目 ・外国語科目 ・情報科目 ・健康・スポーツ科学 ・基礎教養科目，総合教養科目	9単位 1単位 1単位 10単位
専門科目 (専門科目58単位には 初年次セミナー， グローバルイシュー概論， グローバルイシュー演習 国際開発援助論(JICA) 1及び2， グローバル共生社会論， Academic Communication (英) A を含んでいなければならない。)	58単位	専門科目 (専門科目58単位には 初年次セミナー， グローバルイシュー概論， グローバルイシュー演習， 国際開発援助論(JICA) 1及び2， グローバル共生社会論， Academic Communication (英) A を含んでいなければならない。)	58単位
	79単位以上		79単位以上

[卒業論文作成要領]

1. 論文は，事前に指導教員の点検を受け，卒業論文提出票とともに，1部を指定された期限までに教務学生係に提出すること。(卒業論文提出票は，本学部 Web ページからダウンロードする。)
2. 論文は，A4判サイズで縦位置，横書きを基本とする。
3. 論文には，下記の参考例のとおり，論文題目，卒業研究指導教員名，所属学科，学籍番号，氏名を明記した表紙を付して，仮綴りにして提出すること。
4. 様式等に関するその他の事項については，指導教員の指示に従うものとする。

参考例

卒業論文
論文題目
卒業研究指導教員
所属学科・プログラム／コース・学籍番号 氏名

(11) わからないことや困ったことがあるとき

- 入学したばかりでわからないことや困ったことがあれば、まずは初年次セミナーやグローバルイシュー演習の担当教員に相談してください（サポート教員）。2年次以降はプログラムやコースの演習担当教員に相談してください。
- シラバスに明記されている「オフィスアワー」を大いに活用して、教員の研究室に訪ねて行くことをお勧めします。
- 教務事項の手続きでわからないことがあれば、教務学生係の窓口に来てください。
- 重要な情報はウェブサイトや掲示でお知らせしますので、定期的に情報をチェックするようにしてください。

2 学科ごとの履修要件

(1) グローバル文化学科

●学科の目標

国境を越えたコミュニケーションを推進できるリーダーシップを備えた人材を育成する

本学科では、多文化間の境界を乗り越えるグローバル共生社会を実現するため、高度な外国語の運用能力とICT教育に基づく情報分析力や発信力を駆使して、異文化間のコミュニケーションと相互理解を率先して推し進め、多文化状況、文化交流、文化摩擦等をめぐるグローバルな課題の解決への道筋を社会に発信する能力をもつ人材を養成することを目標とします。この目標を達成するために、文化、社会、コミュニケーションを軸に、「グローバル文化形成」、「グローバル社会動態」、「グローバル・コミュニケーション」の3つの教育研究の柱を置き、これらの切り口から人間社会における多様なグローバルイシューを解決する糸口を探していきます。

●プログラムとその概要

・グローバル文化形成プログラム

今日の世界に存在する多様な文化と価値観が、どのような過程を経て形成され、また相互の交流・摩擦・征服等を通じていかに変容してきたのかを正確に把握し、我が国との相互比較的な視点も交えた文化的理解ができる力を身に付けます。

・グローバル社会動態プログラム

情報・資本・人・モノの活発な移動とともに社会が急速にグローバル化しているという現代的動態に焦点を当て、グローバル社会が直面する重要な諸課題を解決するために何が求められているのかを分析し、発信する能力を身に付けます。

・グローバル・コミュニケーションプログラム

言語・感性によるコミュニケーションの可能性と問題点や、ICTを用いた多彩な情報の収集・分析・発信に関わる能力を育成し、これらの研究成果をグローバルな課題解決に活用する能力を身に付けます。

●プログラムの選択

グローバル文化学科の学生は2年次第1クォーターより、いずれかのプログラムを選択しなければならない。

	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考	履修プログラム					
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択		グローバル文化形成	グローバル社会動態	グローバルコミュニケーション	グローバル		
			前		後		前		後		前		後		前		後											
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q										
インターンシップ実習B	実習	2																				1					認定科目	
フィールドワーク実習A	実習	1																				1	認定科目					
フィールドワーク実習B	実習	2																				1	認定科目					
日本語文法基礎	講義	1																				1						
実践日本語基礎	講義	1																				1						
日本語・日本文化基礎演習	演習	1																				1						
【グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目】 ※7単位必要																												
グローバルイシュー概論	講義	1	○																			1						
グローバルイシュー演習	演習	1		○																		1						
GSP演習(オリエンテーション)	演習	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			1						
留学型GSコース	演習	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				3					
実践型GSコース	演習	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
研修型GSコース	演習	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
GSP演習(リフレクション)	演習	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			1						
【学科共通科目】 ※4単位以上必要																												
情報科学概論A	講義	1	○																				4					
情報科学概論B	講義	1		○																								
グローバル・ヒストリーA	講義	1	○																									
グローバル・ヒストリーB	講義	1		○																								
グローバル化と現代世界A	講義	1			○																							
グローバル化と現代世界B	講義	1				○																						
先端科学社会文化論(JAXA)1	講義	1					○																1					
先端科学社会文化論(JAXA)2	講義	1						○															1					
Oxbridge English Summer Camp 1	実習	1		○																			1					
Oxbridge English Summer Camp 2	実習	1						○															1					
Oxbridge English Summer Camp 3	実習	1											○										1					
日欧比較セミナーⅠA	演習	1					○																1					
日欧比較セミナーⅠB	演習	1						○															1					
日欧比較セミナーⅡA	演習	1							○														1					
日欧比較セミナーⅡB	演習	1								○													1					
日欧比較セミナーⅢA	演習	1									○												1					
日欧比較セミナーⅢB	演習	1										○											1					
Aspects of EU Culture and Society (Lecture) A	講義	1					○																1					
Aspects of EU Culture and Society (Lecture) B	講義	1						○															1					
Aspects of EU Culture and Society (Seminar) A	演習	1							○														1					
Aspects of EU Culture and Society (Seminar) B	演習	1								○													1					
EUエキスパート人材養成プログラム特別講義	講義	1							○														1					
Lectures on Social Dynamics	講義	1					○																1					
Lectures on Cultural Formations	講義	1						○															1					
Lectures on Global Communication	講義	1						○															1					
Study on Global Cultures		1~28																					1~28	認定科目				
【学科コア科目】 ※6単位以上必要																												
日本社会文化論A	講義	1	○																				1	○				
日本社会文化論B	講義	1		○																			1	○				
中国社会文化論A	講義	1	○																				1	○				
中国社会文化論B	講義	1		○																			1	○				
環大西洋文化論A	講義	1	○																				1	○				
環大西洋文化論B	講義	1		○																			1	○				
文化政策論A	講義	1					○																1	○				
文化政策論B	講義	1						○															1	○				
文化人類学1	講義	1	○																				1			○		

(2) 発達コミュニティ学科

●学科の目標

人間の発達とそれを支えるコミュニティの実現に取り組む人材を養成する。

人間の多様な発達と、その発達を支えるコミュニティを実現するために必要な能力を身に付けた人材の養成を目指します。この目的を踏まえ、人間の心理的発達や身体的発達、表現や行動の機能発達など、人間の生涯全体に関わる課題解決を行うために必要な基礎的な専門教育を行う「発達基礎」、人間の多様な発達の相互関係に着目し、グローバル社会と個人をつなぐコミュニティに関する理論の構築と実践的な課題解決を行うために必要な専門教育を行う「コミュニティ形成」という2本の柱を設定します。

●プログラムとその概要

・社会エンパワメントプログラム

社会の様々な局面で生じる課題を発見する能力、エンパワメントに対する理解力、対人支援やコミュニティ支援に関する幅広い知識や技術を学び、社会エンパワメントを通してグローバル課題を解決へと導く専門的能力を身に付けます。

・心の探究プログラム

人々の心の発達の諸相における課題を発見しその解決へと導くために、人の心とその発達を適切な方法で理解・測定する基礎的能力、現代社会の多様な支援ニーズへの対応方法についての実践的な専門的能力を身に付けます。

・アクティブライフプログラム

人々が健康で活動的なライフスタイルを実現するために、人の心身や運動行動を理解・分析する基礎的能力、心身の健康やエイジング、スポーツ活動などに関わる実践的な専門的能力を身に付けます。

・ミュージックコミュニケーションプログラム

人々の文化的で豊かな生活のため、芸術の実践と交流によって社会における多様な人々をつなぐ場を構築することを目指し、音楽の発信と受信について多面的に理解・探究する総合的能力、音楽の創造的実践的な専門能力を身に付けます。

・アートコミュニケーションプログラム

人々の文化的で豊かな生活のため、芸術の実践と交流によって社会における多様な人々をつなぐ場を構築することを目指し、文化芸術の発信と受信について多面的に理解・探究する総合的能力、美術の創造的実践的な専門能力を身に付けます。

●プログラムの選択

発達コミュニティ学科の学生は、2年次第1クォーターより、いずれかのプログラムを選択しなければならない。

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考	履修プログラム					
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択		社会エンパ ワメント	心の探究	アクティブ ライフ	コミュニケーション セッション	アートコミュニ ケーション	
			前		後		前		後		前		後		前		後											
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q										
アートプロジェクト実践2	演習	1																○		1								
アフォーダンス論演習1	演習	1																○		1								○
アフォーダンス論演習2	演習	1																	○	1								○
幾何デザインと視覚伝達1	講義	1																	○	1								○
幾何デザインと視覚伝達2	講義	1																	○	1								○
映像・メディア論演習1	演習	1																		○	1							○
映像・メディア論演習2	演習	1																			○	1						○
包括支援システム論	講義	1																○		1			○	○	○	○	○	○
ESD実践論1	講義	1																	○	1	集中		○	○	○	○	○	○
ESD実践論2	講義	1																	○	1	集中		○	○	○	○	○	○
卒業研究		10																					◎					○

(3) 環境共生学科

●学科の目標

グローバル共生社会を支える環境を創り出す文理融合型人材を養成する。

人間と環境の調和に根ざす持続可能なグローバル共生社会の実現を目指し、身近な環境から地球環境に至る幅広い環境について、様々な問題を発見・立論し、解決に導くために必要な能力を身に付けた人材を養成します。この目的を踏まえ、本学科は、環境の成り立ちを解析し、課題を発見・立論するために必要な基礎科学の専門教育を行う「環境基礎科学」、環境改善のための技術・システム、政府・自治体の政策、教育と市民参加、企業・NPO・NGO等の活動に関する専門教育を行う「環境形成科学」という2本の柱を設定しています。

●プログラムとその概要

・環境自然科学プログラム

地球規模の環境問題を引き起こす多様な要因や問題が顕在化するまでの複雑なメカニズムを解明し、解決策を提案するために、自然の成り立ちや法則の理解を基礎として、フィールドワーク・科学実験・データ解析などの調査・分析・解析手法について学びます。

・環境数理科学プログラム

環境に潜む様々な現象を数理的な手法で解明し、人間と環境のよい共生関係を論理的かつ緻密にデザインするために、数理科学に関する基礎知識を身に付け、諸問題に対する新しい分析方法について学びます。

・生活共生科学プログラム

日常生活における人と人、人と環境のよりよい共生関係をデザインするために、フィールドワーク、各種調査、科学実験の基礎的な技能を身に付け、幅広い問題を発見・立論するとともに、課題解決に向け、実践的な技術開発、環境設計、政策立案について学びます。

・社会共生科学プログラム

文化・政治・経済・社会・地域等における様々な対立を乗り越えるために、グローバル社会における共生のあるべき姿を考えます。身近な環境からグローバルな環境にいたる様々な課題を発見し、その原因と解決について学びます。国内外でのフィールド調査・文献調査を通して、実践力を身に付けます。

●プログラムの選択

環境共生学科の学生は、2年次第1クォーターより、いずれかのプログラムを選択しなければならない。

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考	履修プログラム					
			1年				2年				3年				4年				必修	選択	備考		環境科学	環境数理	生活共生	社会科学		
			前		後		前		後		前		後		前		後											
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q										
人文地理学	講義	2			△				△												2	隔年			○	○		
外国史	講義	2		△				△														2	隔年				○	
社会学	講義	2				△				△												2	隔年			○	○	
日本史	講義	2			△				△													2	隔年				○	
倫理学	講義	2	△				△															2	隔年			○	○	
【学科共通科目】※3単位必要																												
環境共生学概論1	講義	1	○																		1				○	○	○	○
環境共生学概論2	講義	1		○																	1				○	○	○	○
環境共生学概論3	講義	1			○																1				○	○	○	○
地球環境学1	講義	1			○																	1			○	○	○	○
地球環境学2	講義	1				○																1			○	○	○	○
【学科コア科目】※10単位必要																												
環境物理学A	講義	2						○														2			○	○		
環境物理学B	講義	2							○													2			○	○		
環境物質科学A	講義	2						○														2			○	○		
環境物質科学B	講義	2								○												2			○	○		
環境生命科学A	講義	2					○															2			○	○		
環境生命科学B	講義	2							○													2			○	○		
環境地球科学A	講義	2					○															2			○	○		
環境地球科学B	講義	2							○													2			○	○		
数理学基礎	講義	2					○															2			○	○		
統計的問題解決法	講義	2						○														2			○	○		
数理学入門(統計系)	講義	2						○														2			○	○		
数理学入門(代数系)	講義	2							○													2				○		
数理学入門(幾何系)	講義	2							○													2				○		
数理学入門(解析系)	講義	2								○												2			○	○		
計算機科学入門	講義	2					○															2			○	○		
数理モデルプログラミング	講義	2						○														2			○	○		
環境基礎科学実験A1(主に地学)	実験	1							○													1			○			
環境基礎科学実験A2(主に地学)	実験	1								○												1			○			
環境基礎科学実験B1(主に生物学)	実験	1						○														1			○			
環境基礎科学実験B2(主に生物学)	実験	1							○													1			○			
環境基礎科学実験C1(主に化学)	実験	1								○												1			○			
環境基礎科学実験C2(主に化学)	実験	1									○											1			○			
環境経済学	講義	2						○														2					○	○
地域環境資源論	講義	2						○														2					○	○
生活空間計画論	講義	2						○														2					○	○
緑地環境論	講義	2						○														2					○	○
ライフスタイル論A	講義	2						○														2					○	○
ライフスタイル論B	講義	2							○													2					○	○
高齢者環境論	講義	2								○												2					○	○
子ども環境論	講義	2									○											2					○	○
環境社会学	講義	2					△					△										2	隔年		○	○	○	○
環境思想史	講義	2					△					△										2	隔年					○
公害・環境史	講義	2					△					△										2	隔年		○	○	○	○
グローバル開発政策論	講義	2							△					△								2	隔年					○
グローバル都市地域論	講義	2						△						△								2	隔年				○	○
市民科学教育論	講義	1					○															1			○			
【学科展開科目】※20単位必要																												
宇宙環境物理学	講義	2							○													2			○			
地球環境物理学	講義	2								○												2			○			
大気環境学	講義	2									○											2			○			
環境基礎物理学A	講義	2										○										2			○			
環境基礎物理学B	講義	2											○									2			○			
環境地球化学	講義	2											○									2			○			
地球環境変動史	講義	2												○								2			○			
生物多様性科学	講義	2													○							2			○			
生態学	講義	2														○						2			○			
環境資源植物科学	講義	2															○					2			○			

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考	履修プログラム			
			1年				2年				3年				4年				必修	選択	選択		環境科学	環境科学	生活科学	社会科学
			前		後		前		後		前		後		前		後									
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q								
地域社会共生論	講義	2					△				△									2	隔年					
地域復興政策論	講義	2						△				△								2	隔年				○	
フィールドワーク実習	講義	2						△				△								2	隔年				○	
日本社会文化論A	講義	1	○																	1					○	
日本社会文化論B	講義	1		○																1					○	
近現代社会思想論A	講義	1			○															1					○	
近現代社会思想論B	講義	1				○														1					○	
現代社会理論A	講義	1	○																	1					○	
現代社会理論B	講義	1		○																1					○	
文化人類学1	講義	1	○																	1					○	
文化人類学2	講義	1		○																1					○	
国際関係論A	講義	1			○															1					○	
国際関係論B	講義	1				○														1					○	
日本歴史文化論A	講義	1					○													1					○	
日本歴史文化論B	講義	1						○												1					○	
近現代政治思想論A	講義	1					○													1					○	
近現代政治思想論B	講義	1						○												1					○	
近現代経済思想論1	講義	1							○											1					○	
近現代経済思想論2	講義	1								○										1					○	
ジェンダー社会文化論A	講義	1					○													1					○	
ジェンダー社会文化論B	講義	1						○												1					○	
グローバル正義論A	講義	1							○											1					○	
グローバル正義論B	講義	1								○										1					○	
現代民族誌学1	講義	1							○											1					○	
現代民族誌学2	講義	1									○									1					○	
比較民族学1	講義	1					○													1					○	
比較民族学2	講義	1						○												1					○	
平和構築論A	講義	1							○											1					○	
平和構築論B	講義	1								○										1					○	
健康心理学1	講義	1								○										1					○	
健康心理学2	講義	1									○									1					○	
心理グローバルリサーチ1	演習	1					○													1					○	
心理グローバルリサーチ2	演習	1						○												1					○	
深層心理学1	講義	1							○											1					○	
深層心理学2	講義	1								○										1					○	
身体機能の適応1	講義	1					○													1					○	
身体機能の適応2	講義	1						○												1					○	
家族の発達と病理1	講義	1					○													1					○	
家族の発達と病理2	講義	1						○												1					○	
ヘルスプロモーション1	講義	1									○									1					○	
ヘルスプロモーション2	講義	1										○								1					○	
加齢の社会心理学1	講義	1						○												1					○	
加齢の社会心理学2	講義	1							○											1					○	
ファッション文化論	講義	1								○										1					○	
都市と建築の20世紀1	講義	1							○											1					○	
都市と建築の20世紀2	講義	1								○										1					○	
国際環境法	講義	1											△					△		1	隔年				○	
社会調査法1	講義	1									○									1				○	○	
社会調査法2	講義	1										○								1				○	○	
環境形成科学演習1	演習	1									○									1				○	○	
環境形成科学演習2	演習	1										○								1				○	○	
環境形成科学演習3	演習	1											○							1				○	○	
環境形成科学演習4	演習	1												○						1				○	○	
卒業研究		10																	◎	10				○	○	

(4) 子ども教育学科

●学科の目標

現代社会の文化的多様性を尊重した子ども教育に取り組む人材を養成する。

次世代育成を通じたグローバル共生社会の実現を目指し、グローバル社会に関わる幅広い視野を持ちながら、子どもと学校が抱える課題を多面的に認識し、実践的に解決していく能力を身に付けた初等教育教員等を養成します。

この目的を踏まえ、本学科は、初等教育を構成する「学校教育学」と「乳幼児教育学」の2つのコースを設け、世界と日本の学校教育、国際文化理解教育など、グローバル共生社会の実現に向けた教育の現状と課題について理解を深めた後、コースごとの体系的な教育研究を行っていきます。

●コースとその概要

学校教育学コース

主に教育学、教科内容・指導論、心理学の専門性に基づいて、義務教育の基盤である小学校を中心とした教育理念、制度、教育内容と方法に関する教育研究を行います。あわせて、インクルーシブ教育の観点から、障害のある子どもに対する特別支援教育に関する教育研究を行います。

乳幼児教育学コース

主に教育学、保育内容・指導論、心理学の専門性に基づき、生涯にわたる人格形成の基盤である乳幼児期を中心とした教育理念、制度、保育内容と方法に関する教育研究を行います。あわせて、幼小連携教育の観点から、小学校教育の内容と方法等に関する教育研究を行います。

●コースの選択

子ども教育学科の学生は、2年次第1クォーターより、いずれかのコースを選択しなければならない。

子ども教育学科

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択	
			前		後		前		後		前		後		前		後					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q				
【基礎教養科目】																						
別表第1のイに掲げる授業科目のうち、人文系の各区分に属する授業科目を除く各授業科目	講義	各1			○	○	○	○	○	○	○									6		
【総合教養科目】																						
別表第1のイに掲げる授業科目のうち、(1) 多文化理解の教育と人間形成の区分の授業科目を除く各授業科目	講義	各1			○	○	○	○	○	○	○									6		
【外国語科目】																						
English Communication A1	演習	0.5	○																0.5			
English Communication A2	演習	0.5		○															0.5			
English Communication B1	演習	0.5			○														0.5			
Advanced English Communication B1	演習	0.5			○																	
English Communication B2	演習	0.5			○														0.5			
Advanced English Communication B2	演習	0.5			○																	
English Literacy A1	演習	0.5	○																0.5			
English Literacy A2	演習	0.5		○															0.5			
English Literacy B1	演習	0.5			○														0.5			
Advanced English Literacy B1	演習	0.5			○																	
English Literacy B2	演習	0.5			○														0.5			
Advanced English Literacy B2	演習	0.5			○																	
Autonomous English 1	演習	0.5	○																0.5			
Autonomous English 2	演習	0.5		○															0.5			
Advanced English A1	演習	0.5					○		○												0.5	
Advanced English A2	演習	0.5						○	○		○										0.5	
Advanced English B	演習	0.5						○	○		○										0.5	
Advanced English C	演習	1						○	○												1	
ドイツ語初級A1, フランス語初級A1 中国語初級A1, ロシア語初級A1	演習	0.5	○																0.5			
ドイツ語初級A2, フランス語初級A2 中国語初級A2, ロシア語初級A2	演習	0.5		○															0.5			
ドイツ語初級B1, フランス語初級B1 中国語初級B1, ロシア語初級B1	演習	0.5	○																0.5			
ドイツ語初級B2, フランス語初級B2 中国語初級B2, ロシア語初級B2	演習	0.5		○															0.5			
ドイツ語初級A3, フランス語初級A3 中国語初級A3, ロシア語初級A3	演習	0.5			○														0.5			
ドイツ語初級SA3, フランス語初級SA3, 中国語初級SA3	演習	0.5			○																	
ドイツ語初級A4, フランス語初級A4 中国語初級A4, ロシア語初級A4	演習	0.5			○														0.5			
ドイツ語初級SA4, フランス語初級SA4, 中国語初級SA4	演習	0.5			○																	
ドイツ語初級B3, フランス語初級B3 中国語初級B3, ロシア語初級B3	演習	0.5			○														0.5			
ドイツ語初級SB3, フランス語初級SB3, 中国語初級SB3	演習	0.5			○																	
ドイツ語初級B4, フランス語初級B4 中国語初級B4, ロシア語初級B4	演習	0.5			○														0.5			
ドイツ語初級SB4, フランス語初級SB4, 中国語初級SB4	演習	0.5			○																	
ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1	演習	0.5					○														0.5	

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考		
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択			
			前		後		前		後		前		後		前		後							
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q						
ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2	演習	0.5						○														0.5		
第三外国語(ドイツ語)T1, 第三外国語(フランス語)T1, 第三外国語(韓国語)T1, 第三外国語(スペイン語)T1, 第三外国語(イタリア語)T1	演習	0.5					○															0.5		
第三外国語(ドイツ語)T2, 第三外国語(フランス語)T2, 第三外国語(韓国語)T2, 第三外国語(スペイン語)T2, 第三外国語(イタリア語)T2	演習	0.5						○														0.5		
第三外国語(ドイツ語)T3, 第三外国語(フランス語)T3, 第三外国語(韓国語)T3, 第三外国語(スペイン語)T3, 第三外国語(イタリア語)T3	演習	0.5							○													0.5		
第三外国語(ドイツ語)T4, 第三外国語(フランス語)T4, 第三外国語(韓国語)T4, 第三外国語(スペイン語)T4, 第三外国語(イタリア語)T4	演習	0.5								○												0.5		
【情報科目】																								
情報基礎	演習	1	○																1					
【健康・スポーツ科学】																								
健康・スポーツ科学講義A	講義	1			○																	1		
健康・スポーツ科学講義B	講義	1			○																	1		
健康・スポーツ科学講義C	講義	1			○																	1		
健康・スポーツ科学実習基礎1	実習	0.5	○																0.5					
健康・スポーツ科学実習基礎2	実習	0.5		○															0.5					
健康・スポーツ科学実習1	実習	0.5			○																	0.5		
健康・スポーツ科学実習2	実習	0.5				○																0.5		
【高度教養科目】																								
国際人間科学部高度教養科目に関する内規で定める各授業科目	講義又は演習	各1又は2							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4		
【学部共通基礎科目】 ※6単位必要																								
初年次セミナー	演習	1	○																1					
異文化コミュニケーション論	講義	1		○																		1		
協働型リーダーシップ論	講義	1	○																			1		
国際開発援助論(JICA)1	講義	1	○																1					
国際開発援助論(JICA)2	講義	1		○															1					
コミュニティ創成論	講義	1				○													1					
フィールドワーク基礎論	講義	1			○																	1		
異文化間教育論1	講義	1			○																	1		
異文化間教育論2	講義	1				○																1		
ソーシャルエンパワメント論	講義	1		○																		1		
情報リテラシー演習1	演習	1			○																	1		
情報リテラシー演習2	演習	1				○																1		
【学部共通発展科目】 ※4単位必要																								
グローバル共生社会論	講義	1			○														1					
フィールドワーク方法論	講義	1			○																	1		
途上国農村地域開発論	講義	2							△				△									2	隔年	
Academic Communication(英)A	演習	1				○													1					
Academic Communication(英)B	演習	1					○														1			
Academic Writing(英)A	演習	1						○													1			
Academic Writing(英)B	演習	1							○												1			
TOEFL演習A	演習	1			○																	1		
TOEFL演習B	演習	1				○																1		
TOEIC演習A	演習	1				○																1		
TOEIC演習B	演習	1					○														1			
English Presentation Skills A	演習	1							○												1			

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考	
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択		
			前		後		前		後		前		後		前		後						
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q					
GSP演習(オリエンテーション)	演習	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1				
留学型GSコース	演習	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						3			
実践型GSコース	演習	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
研修型GSコース	演習	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
GSP演習(リフレクション)	演習	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○					1				
【学科共通科目】※12単位必要																							
子ども教育学概論1	講義	1	○																1				
子ども教育学概論2	講義	1		○															1				
子ども教育学演習1	演習	1								○									1				
子ども教育学演習2	演習	1									○								1				
子ども教育学演習3	演習	1												○					1				
子ども教育学演習4	演習	1												○					1				
子ども教育学演習5	演習	1													○				1				
子ども教育学演習6	演習	1														○			1				
子ども教育学演習7	演習	1															○		1				
子ども教育学演習8	演習	1																○	1				
国際文化理解教育論1	講義	1							○													1	
国際文化理解教育論2	講義	1								○												1	
教育原理(世界と日本の学校教育)1	講義	1			○																	1	
教育原理(世界と日本の学校教育)2	講義	1				○																1	
保育原理(世界と日本の乳幼児教育)1	講義	1	○																			1	
保育原理(世界と日本の乳幼児教育)2	講義	1		○																		1	
学校教育学コース																							
【学科コア科目】※10単位必要																							
教職論(小)1	講義	1	○																			1	
教職論(小)2	講義	1		○																		1	
日本教育史1	講義	1					○															1	
日本教育史2	講義	1						○														1	
発達心理学(幼・小)1	講義	1			○																	1	
発達心理学(幼・小)2	講義	1				○																1	
児童の発達と学習1	講義	1					○															1	
児童の発達と学習2	講義	1						○														1	
教育行政学(幼・小)1	講義	1						○														1	
教育行政学(幼・小)2	講義	1							○													1	
教育経営学(幼・小)1	講義	1			○																	1	
教育経営学(幼・小)2	講義	1				○																1	
初等カリキュラム論1	講義	1					○															1	
初等カリキュラム論2	講義	1						○														1	
初等国語科教育論1	講義	1							○													1	
初等国語科教育論2	講義	1								○												1	
初等社会科教育論1	講義	1									○											1	
初等社会科教育論2	講義	1										○										1	
初等算数科教育論1	講義	1					○															1	
初等算数科教育論2	講義	1						○														1	
初等理科教育論1	講義	1							○													1	
初等理科教育論2	講義	1								○												1	
初等生活科教育論1	講義	1							○													1	
初等生活科教育論2	講義	1								○												1	
初等音楽科教育論1	講義	1							○													1	
初等音楽科教育論2	講義	1								○												1	
初等図工科教育論1	講義	1					○															1	
初等図工科教育論2	講義	1						○														1	
初等家庭科教育論1	講義	1									○											1	
初等家庭科教育論2	講義	1										○										1	
初等体育科教育論1	講義	1							○													1	
初等体育科教育論2	講義	1								○												1	
総合学習教育論1	講義	1								○												1	
総合学習教育論2	講義	1									○											1	
初等英語教育論1	講義	1							○													1	

3 資格免許のための科目

科目名称	授業形態	単位数	配当年次	備考
日本国憲法 1	講義	1	2年3Q	教員免許の必修科目
日本国憲法 2	講義	1	2年4Q	教員免許の必修科目
教職論(中・高) 1	講義	1	1年次	教員免許(中・高)の教職科目
教職論(中・高) 2	講義	1	1年次	教員免許(中・高)の教職科目
教育原理 1	講義	1	1年1Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育原理 2	講義	1	1年2Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育史 1	講義	1	2年1Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育史 2	講義	1	2年2Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育行政学(中・高) 1	講義	1	1年1Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育行政学(中・高) 2	講義	1	1年2Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育経営学(中・高) 1	講義	1	2年1Q	教員免許(中・高)の教職科目
教育経営学(中・高) 2	講義	1	2年2Q	教員免許(中・高)の教職科目
中等カリキュラム論 1	講義	1	2年次	教員免許(中・高)の教職科目
中等カリキュラム論 2	講義	1	2年次	教員免許(中・高)の教職科目
中等道德教育論 1	講義	1	2年次	教員免許(中)の教職科目, 教員免許(高)の教科又は教職に関する科目
中等道德教育論 2	講義	1	2年次	教員免許(中)の教職科目, 教員免許(高)の教科又は教職に関する科目
中等特別活動指導論 1	講義	1	3年1Q	教員免許(中・高)の教職科目
中等特別活動指導論 2	講義	1	3年2Q	教員免許(中・高)の教職科目
中等学習指導論 1	講義	1	2年次	教員免許(中・高)の教職科目
中等学習指導論 2	講義	1	2年次	教員免許(中・高)の教職科目
中等生徒指導論 1	講義	1	3年1Q	教員免許(中・高)の教職科目
中等生徒指導論 2	講義	1	3年2Q	教員免許(中・高)の教職科目
中等教育事前・事後指導	実習	1	3・4年次	教員免許(中・高)の教職科目
中学校教育実地研究 A	実習	2	3・4年次	教員免許(中・高)の教職科目
中学校教育実地研究 B	実習	2	3・4年次	教員免許(中・高)の教職科目
高等学校教育実地研究	実習	2	3・4年次	教員免許(高)の教職科目
教職実践演習(中・高) 1	演習	1	4年3Q	教員免許(中・高)の教職科目
教職実践演習(中・高) 2	演習	1	4年4Q	教員免許(中・高)の教職科目
工芸実践演習 1	演習	1	2年3Q	教員免許:美術(中)の教科の科目
工芸実践演習 2	演習	1	2年4Q	教員免許:美術(中)の教科の科目
ソルフェージュ 1	演習	1	1年3Q	教員免許:音楽(中・高)の教科の科目
ソルフェージュ 2	演習	1	1年4Q	教員免許:音楽(中・高)の教科の科目
先端表現演習 1	演習	1	3年1Q	教員免許:美術(中・高)の教科の科目
先端表現演習 2	演習	1	3年2Q	教員免許:美術(中・高)の教科の科目
英語科教育論 A 1	講義	1	2年次	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 A 2	講義	1	2年次	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 B 1	講義	1	2年3Q	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 B 2	講義	1	2年4Q	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 C 1	講義	1	3年次	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 C 2	講義	1	3年次	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 D 1	講義	1	3年3Q	教員免許:英語(中・高)の教職科目
英語科教育論 D 2	講義	1	3年4Q	教員免許:英語(中・高)の教職科目
保健体育科教育論 A 1	講義	1	2年1Q	教員免許:保健体育(中・高)の教職科目
保健体育科教育論 A 2	講義	1	2年2Q	教員免許:保健体育(中・高)の教職科目
保健体育科教育論 B 1	講義	1	2年3Q	教員免許:保健体育(中・高)の教職科目

社会科・地歴科教育論 2	講義	1	2年次	教員免許：社会（中），地歴（高）の教職科目
博物館概論 1	講義	1	2年1 Q	学芸員の必修科目
博物館概論 2	講義	1	2年2 Q	学芸員の必修科目
博物館経営論 1	講義	1	2年3 Q	学芸員の必修科目
博物館経営論 2	講義	1	2年4 Q	学芸員の必修科目
博物館資料論 1	講義	1	3年3 Q	学芸員の必修科目
博物館資料論 2	講義	1	3年4 Q	学芸員の必修科目
博物館展示論 1	講義	1	2年1 Q	学芸員の必修科目
博物館展示論 2	講義	1	2年2 Q	学芸員の必修科目
博物館教育論 1	講義	1	2年次	学芸員の必修科目
博物館教育論 2	講義	1	2年次	学芸員の必修科目
博物館情報・メディア論 1	講義	1	2年3 Q	学芸員の必修科目
博物館情報・メディア論 2	講義	1	2年4 Q	学芸員の必修科目
博物館実習	実習	3	2～4年次	学芸員の必修科目

4 教育職員免許状取得に関する履修要項

本学部において、教育職員免許状を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるそれぞれの免許状に必要な科目の単位を併せて修得しなくてはならない。

I. 本学部で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

学 科 名	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
グ ロ ー バ ル 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語
発 達 コ ミ ュ ニ テ ィ 学 科	中学校教諭一種免許状	保 健 体 育
	高等学校教諭一種免許状	保 健 体 育
	中学校教諭一種免許状	音 楽
	高等学校教諭一種免許状	音 楽
	中学校教諭一種免許状	美 術
	高等学校教諭一種免許状	美 術
環 境 共 生 学 科	中学校教諭一種免許状	理 科
	高等学校教諭一種免許状	理 科
	中学校教諭一種免許状	数 学
	高等学校教諭一種免許状	数 学
	中学校教諭一種免許状	家 庭
	高等学校教諭一種免許状	家 庭
	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史
子 ど も 教 育 学 科	幼稚園教諭一種免許状	
	小学校教諭一種免許状	
	特別支援学校教諭一種免許状	

備 考

幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状は、子ども教育学科に所属する学生のみが取得可能である。

II. 基礎資格及び教育職員免許法で定められている最低修得単位数

区 分		基 礎 資 格	最 低 単 位 数			
			教科	教職	教科又は教職	特別
幼稚園	専修	修士の学位を有すること	6	35	34	
	一種	学士の学位を有すること	6	35	10	
小学校	専修	修士の学位を有すること	8	41	34	
	一種	学士の学位を有すること	8	41	10	
中学校	専修	修士の学位を有すること	20	31	32	
	一種	学士の学位を有すること	20	31	8	
高等学校	専修	修士の学位を有すること	20	23	40	
	一種	学士の学位を有すること	20	23	16	
特別支援学校	専修	修士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること				50
	一種	学士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること				26

備 考

- (1) 本表に示すのは、教育職員免許法で定められている最低単位数であり、神戸大学において修得が必要な単位数とは異なる。神戸大学において修得が必要な単位数については、258ページを確認すること。
- (2) 「日本国憲法」(2単位, 「日本国憲法1」, 「日本国憲法2」として開講される科目), 「体育」(2単位, 「健康・スポーツ科学実習基礎1」, 「健康・スポーツ科学実習基礎2」, 「健康・スポーツ科学実習1」, 「健康・スポーツ科学実習2」として開講される科目), 「外国語コミュニケーション」(2単位, 「English Communication A1」, 「English Communication A2」, 「English Communication B1」, 「English Communication B2」として開講される科目) 及び「情報機器の操作」(2単位, 「情報リテラシー演習1」, 「情報リテラシー演習2」として開講される科目) は、必ず修得しなければならない。259ページの文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)を参照。
- (3) 小学校, 中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合には、介護等体験が義務づけられている。本学部においては、グローバル文化学科は3年次, 発達コミュニケーション学科, 環境共生学科及び子ども教育学科は2年次に介護等体験を行う。
- (4) 小学校, 中学校, 高等学校及び幼稚園の一種免許状取得に必要なそれぞれの学校種別の「教科又は教職に関する科目」の履修については、基本的に、それぞれの学校種別の「教科に関する科目」, 又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (5) 専修免許状取得に必要な、それぞれの学校種別の教科又は教職に関する科目の必要な単位の履修については、専修免許状に必要な基礎資格を得ることのできる課程(大学院修士課程等)において教科に関する科目を修得するか, 又は教職に関する科目を修得することが必要である。ただし、必要な単位数はそれぞれの学校種別の一種免許状の「教科又は教職に関する科目」の単位数を引いた単位数である。(いずれの学校種別においても必要な単位数は24単位である。)

Ⅲ. 教科に関する科目（教育職員免許法）

1. 幼稚園及び小学校

区 分	教 科 に 関 す る 科 目		最低修得単位数
幼稚園	国 語	1以上の科目について修得すること。	6以上
	算 数		
	生 活		
	音 楽		
	図 画 工 作		
	体 育		
小学校	国 語 (書写を含む)	1以上の科目について修得すること。	8以上
	社 会		
	算 数		
	理 科		
	生 活		
	音 楽		
	図 画 工 作		
	家 庭		
	体 育		

2. 中学校及び高等学校

教科及び免許		教科に関する科目	最低修得単位数
英 語	中学校	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	計20
	高等学校	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	計20
保健体育	中学校	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	計20
	高等学校	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	計20
音 楽	中学校	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	計20
	高等学校	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	計20
美 術	中学校	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	計20
	高等学校	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	計20

教科及び免許		教科に関する科目	最低修得単位数
理科	中学校	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	計20
	高等学校	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	計20
数学	中学校	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	計20
	高等学校	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	計20
家庭	中学校	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）	計20
	高等学校	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	計20
社会	中学校	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	計20
地理歴史	高等学校	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	計20
公民	高等学校	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	計20

IV. 教職に関する科目（教育職員免許法）

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	免許状の種類及び単位数			
			小学校	幼稚園	中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6	6	6
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法	22		12	6
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
		教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法		18		
		生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4		4	4
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2		
第五欄		教育実習	5	5	5	3
第六欄		教職実践演習	2	2	2	2

V. 特別支援教育に関する科目

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類及び単位数
			特別支援学校
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3

VI. 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数

神戸大学で各種の免許状を取得するには、下記の単位数を修得することが必要である。

免許状の種類	神戸大学において修得することを必要とする最低単位数			文部科学省令の科目 (次ページ)	介護等 体験
	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目		
幼稚園教諭一種免許状	6	35	—	8	—
	総単位数： 51単位				
小学校教諭一種免許状	14	45	—	8	要 ※1
	総単位数： 59単位				
中学校教諭一種免許状	20～26 ※2	31	—	8	要 ※1
	総単位数： 59単位				
高等学校教諭一種免許状	20～26 ※2	25～27 ※2	—	8	—
	総単位数： 59単位				
特別支援学校教諭一種免許状	—	—	26	—	—

※1 特別支援学校教諭一種免許状を併せて取得する場合は、介護等体験不要。

※2 取得しようとする免許教科により、必要単位数は異なる。必要単位数については、教科ごとに265ページからの表を確認すること。

「教科に関する科目」や「教職に関する科目」で最低修得単位数を越えた単位については、「教科又は教職に関する科目」に加算できる。

(ただし、取得しようとする免許教科以外の授業科目の単位を加えることはできない。例えば、社会科の教員免許を取得する場合に地歴科教育論の単位を「教科又は教職に関する科目」に加えることはできない。)

VII. 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）

文部科学省令の科目	必要単位数	開講科目名	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法 1	1	資格免許のための科目として開講しているものを受講
		日本国憲法 2	1	
体育	2	健康・スポーツ科学実習基礎 1	0.5	
		健康・スポーツ科学実習基礎 2	0.5	
		健康・スポーツ科学実習 1	0.5	
		健康・スポーツ科学実習 2	0.5	
外国語コミュニケーション	2	English Communication A 1	0.5	
		English Communication A 2	0.5	
		English Communication B 1	0.5	
		English Communication B 2	0.5	
情報機器の操作に関する科目	2	情報リテラシー演習 1	1	学部共通基礎科目として開講しているものを受講
		情報リテラシー演習 2	1	

Ⅷ. 教育職員免許状取得に関する科目認定一覧

1. 幼稚園

第1表 教科に関する科目（幼稚園一種免許状）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
国 語	6 単位	初等国語論 1	1	
		初等国語論 2	1	
算 数		初等算数論 1	1	
		初等算数論 2	1	
生 活		初等生活科論 1	1	
		初等生活科論 2	1	
音 楽		初等音楽論 1	1	
		初等音楽論 2	1	
図画工作		初等図工論 1	1	
		初等図工論 2	1	
体 育		初等体育論 1	1	
		初等体育論 2	1	
		子どもの保健と健康 1	1	
		子どもの保健と健康 2	1	
これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目				

備 考

- (1) 幼稚園教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目 6 単位を修得すること。

第2表 教職に関する科目（幼稚園一種免許状）

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、 サービス及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の 機会の提供等	2	○教師入門1 ○教師入門2	1 1		
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○保育原理（世界と日本の乳幼児教育）1 ○保育原理（世界と日本の乳幼児教育）2 教育原理（世界と日本の学校教育）1 教育原理（世界と日本の学校教育）2	1 1 1 1	セットで履修	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		乳幼児心理学1 乳幼児心理学2 発達心理学（幼・小）1 発達心理学（幼・小）2	1 1 1 1	セットで履修 セットで履修	2単位を選択必修
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政学（幼・小）1 教育行政学（幼・小）2 教育経営学（幼・小）1 教育経営学（幼・小）2	1 1 1 1	セットで履修 セットで履修	2単位を選択必修
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法	18	○乳幼児教育課程論1 ○乳幼児教育課程論2 初等カリキュラム論1 初等カリキュラム論2 ○保育内容研究（健康Ⅰ）1 ○保育内容研究（健康Ⅰ）2 ○保育内容研究（健康Ⅱ）1 ○保育内容研究（健康Ⅱ）2 ○保育内容研究（人間関係）1 ○保育内容研究（人間関係）2 ○保育内容研究（環境）1 ○保育内容研究（環境）2 ○保育内容研究（造形表現）1 ○保育内容研究（造形表現）2 ○保育内容研究（音楽表現）1 ○保育内容研究（音楽表現）2 ○保育内容研究（児童文化と言葉）1 ○保育内容研究（児童文化と言葉）2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	セットで履修	

	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
第四欄	法に関する科目 教育課程及び指導	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		○乳幼児教育内容・方法論 1 ○乳幼児教育内容・方法論 2 初等教育方法学 1 初等教育方法学 2	1 1 1 1	セット で履修
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	○乳幼児臨床心理学 1 ○乳幼児臨床心理学 2	1 1	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		初等学校教育相談 1 初等学校教育相談 2	1 1	
第五欄		教育実習	5	○初等教育事前・事後指導 ○初等教育実地研究	1 4	
第六欄		教職実践演習	2	○教職実践演習(幼・小) 1 ○教職実践演習(幼・小) 2	1 1	

備考

- (1)○印科目は、幼稚園教諭一種免許状の指定科目(必修科目)である。
- (2)教育実習は、原則として3年次に実施する。
- (3)本学部認定授業科目欄において「必修」「選択必修」の各区分で指定された科目は遺漏の無いように履修すること。
- (4)「教科又は教職に関する科目」の単位修得については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてるため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を合わせて51単位以上修得することが必要である。
- (5)教育実習は、原則として3年次に実施する。
- (6)幼稚園・小学校教諭免許を取得するには、「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目(計5単位)を同一年度において履修する。これは子ども教育学科における必修科目であり、他学科生は履修することができない。

教育実習の受講資格〈幼稚園及び小学校教諭一種免許の場合〉

- ・教科に関する科目 6単位以上
- ・教職に関する科目 16単位以上(保育内容の指導法又は各教科の指導法8単位以上含む)
原則として、上記単位を教育実習までに修得したと認められる者。

2. 小学校

第1表 教科に関する科目（小学校一種免許状）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
国語 (書写を含む。)	14単位	初等国語論1	1	
		初等国語論2	1	
社会		初等社会科論1	1	
		初等社会科論2	1	
算数		初等算数論1	1	
		初等算数論2	1	
理科		初等理科論1	1	
		初等理科論2	1	
生活		初等生活科論1	1	
		初等生活科論2	1	
音楽		初等音楽論1	1	
		初等音楽論2	1	
図画工作		初等図工論1	1	
		初等図工論2	1	
家庭	初等家庭科論1	1		
	初等家庭科論2	1		
体育	初等体育論1	1		
	初等体育論2	1		

備考

- (1) 小学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目14単位を修得すること。

	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法	4	○初等道徳教育論 1	1	
				○初等道徳教育論 2	1	
		特別活動の指導法		○初等特別活動指導論 1	1	
		○初等特別活動指導論 2		1		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			○初等教育方法学 1	1	
				○初等教育方法学 2	1	
第五欄	進路指導、生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○初等生徒指導論(進路指導を含む) 1	1	
		進路指導の理論及び方法		○初等生徒指導論(進路指導を含む) 2	1	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○初等学校教育相談 1	1	
				○初等学校教育相談 2	1	
第六欄		教育実習	5	○初等教育事前・事後指導	1	
				○初等教育実地研究	4	
第六欄		教職実践演習	2	○教職実践演習(幼・小) 1	1	
				○教職実践演習(幼・小) 2	1	

備考

- (1)○印科目は、小学校教諭一種免許状の指定科目(必修科目)である。
- (2)教育実習は、原則として3年次に実施する。
- (3)本学部認定授業科目欄において「必修」「選択必修」の各区分で指定された科目は遺漏の無いように履修すること。
- (4)「教科又は教職に関する科目」の単位修得については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてるため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を合わせて59単位以上修得することが必要である。
- (5)教育実習は、原則として3年次に実施する。
- (6)幼稚園・小学校教諭免許を取得するには、「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目(計5単位)を同一年度において履修する。これは子ども教育学科における必修科目であり、他学科生は履修することができない。

教育実習の受講資格〈幼稚園及び小学校教諭一種免許の場合〉

- ・教科に関する科目 6単位以上
 - ・教職に関する科目 16単位以上(保育内容の指導法又は各教科の指導法8単位以上含む)
- 原則として、上記単位を教育実習までに修得したと認められる者。

3. 中学校及び高等学校

第1表 教科に関する科目（中学校・高等学校一種免許状）

中学校・高等学校教諭第一種免許状（英語）

教科に関する科目	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
英語学		コミュニケーション表現論1	1	セット で履修
		コミュニケーション表現論2	1	
		○音声コミュニケーション論1	1	セット で履修
		○音声コミュニケーション論2	1	
		グローバル・イングリッシュ・ヒストリー1	1	
		グローバル・イングリッシュ・ヒストリー2	1	
		○第二言語習得論1	1	
		○第二言語習得論2	1	
		翻訳コミュニケーション論1	1	セット で履修
		翻訳コミュニケーション論2	1	
英米文学	中一種免20 高一種免20	○英米テキスト文化論A	1	セット で履修
		○英米テキスト文化論B	1	
		アメリカ文化論A	1	
		アメリカ文化論B	1	
英語コミュニケーション		○Academic Communication (英) A	1	セット で履修
		○Academic Communication (英) B	1	
		○Academic Writing (英) A	1	
		○Academic Writing (英) B	1	
		English Presentation Skills A	1	
		English Presentation Skills B	1	
異文化理解	比較文化論1	1	セット で履修	
	比較文化論2	1		
	○近現代表象文化論A	1	セット で履修	
	○近現代表象文化論B	1		
	宗教文化論1	1		
	宗教文化論2	1		
	アメリカ社会論A	1		セット で履修
	アメリカ社会論B	1		

備考

- (1) ○印科目は、中学校及び高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2) 中学校及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（保健体育）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
体育実技		○ジムナスティクス実習1 ○ジムナスティクス実習2 ○トラック&フィールド実習1 ○トラック&フィールド実習2 ○スイミング&アクアティックスポーツ実習1 ○スイミング&アクアティックスポーツ実習2 ○ボールゲームズ実習1 ○ボールゲームズ実習2 ○JUDO実習1 ○JUDO実習2 ○コンテンポラリーダンス1 ○自然体験活動実習1 ○自然体験活動実習2	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 1 0.5 0.5	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	中一種免26 高一種免26	○運動とところの科学1 ○運動とところの科学2 ○スポーツコミュニティ形成論1 ○スポーツコミュニティ形成論2 ○身体運動の文化史1 ○身体運動の文化史2 身体マネジメント研究1 身体マネジメント研究2 ○運動方法学1 ○運動方法学2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
生理学（運動生理学を含む。）		○からだの構造と機能1 ○からだの構造と機能2 身体運動のダイナミクス1 身体運動のダイナミクス2 健康運動科学1 健康運動科学2	1 1 1 1 1 1	セット で履修 } 2単位を セット で履修 選択必修
衛生学及び公衆衛生学		○公衆衛生学1 ○公衆衛生学2 環境保健学1 環境保健学2	1 1 1 1	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		○健康教育論1 ○健康教育論2 ○精神生理学1 ○精神生理学2 ○セーフティプロモーション論	1 1 1 1 1	

備考

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目26単位を修得すること。
- (3)「免許法施行規則に定める最低修得単位数」と「神戸大学での必要修得単位数」は異なる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（音楽）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
ソルフェージュ	中一種免20 高一種免20	○ソルフェージュ1	1	
		○ソルフェージュ2	1	
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		○声乐アンサンブル1	1	
		声乐アンサンブル2	1	
		○声乐表現演習1	1	
		○声乐表現演習2	1	
		○邦楽歌唱法	1	
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		○器楽アンサンブル1	1	
		器楽アンサンブル2	1	
		○ピアノ演奏演習1	1	
		ピアノ演奏演習2	1	
		○声乐伴奏表現演習	1	
		○民族音楽演奏演習1	1	
		民族音楽演奏演習2	1	
		○邦楽器演奏法	1	
指揮法		○音楽集団活動論1	1	
		音楽集団活動論2	1	
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		○ミュージックセオリー & アナリシス1	1	
		ミュージックセオリー & アナリシス2	1	
		○サウンドデザイン	1	
	音楽作品研究1	1		
	音楽作品研究2	1		
	○音楽文化史1	1		
	音楽文化史2	1		
	シアトリカル・アート論1	1		
	シアトリカル・アート論2	1		
	○エスノミュージコロジー1	1		
	エスノミュージコロジー2	1		
	教科又は教職に関する科目		本学部認定授業科目	単位数
		コミュニティと音楽1	1	

備考

- (1)○印科目は、中学校及び高等学校一種教諭免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)中学校及び高等学校一種教諭免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。
- (3)中学校及び高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得する場合に限り、「コミュニティと音楽1」を修得すれば、教科又は教職に関する科目として、加えることができる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（美術）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
絵画（映像メディア 表現を含む。）	中一種免20 高一種免20	○絵画アート実践1	1	
		○絵画アート実践2	1	
		○先端表現演習1	1	
		○先端表現演習2	1	
		創造の発想とプロセスA	1	
彫刻		○空間アート実践1	1	
		○空間アート実践2	1	
デザイン（映像メ ディア表現を含む。）		○幾何デザインと視覚伝達1	1	セット で履修
		○幾何デザインと視覚伝達2	1	
		○グラフィックサイエンス1	1	
		○グラフィックサイエンス2	1	
		○創造の発想とプロセスB	1	
		知覚と行為1	1	
知覚と行為2		1		
工芸		△工芸実践演習1	1	中一種免のみ
		△工芸実践演習2	1	中一種免のみ
美術理論及び美術史 （鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む。）		○芸術批評演習	1	セット で履修
		○空間造形論1	1	
		○空間造形論2	1	
		○絵画アート論1	1	
	○絵画アート論2	1		
	コミュニティと表象A	1		
	コミュニティと表象B	1		
	コミュニティと都市1	1		
	コミュニティと都市2	1		
	映像・メディア論演習1	1		
	映像・メディア論演習2	1		

備 考

- (1)○印科目は，高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2)○，△印科目は，中学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (3)中学校及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は，上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。
- (4)高等学校教諭一種免許状を取得する場合は，「工芸」に関する科目を修得しなくてもよい。修得したとしても，「教科に関する科目」，「教職に関する科目」，「教科又は教職に関する科目」のいずれにも加えることはできない。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（理科）

教科に関する科目	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
物理学	中一種免 22 高一種免 20	○環境物理学 B	2	
		環境基礎物理学 A	2	
		環境基礎物理学 B	2	
		地球環境物理学	2	
		宇宙環境物理学	2	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		△物理学実験	2	全学共通授業科目 コンピュータ活用を含む
化学		○環境物質科学 A	2	
		○環境物質科学 B	2	
		環境生命化学	2	
		環境高分子化学	2	
		環境無機化学	2	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		△環境基礎科学実験 C 1 (主に化学)	1	コンピュータ活用を含む セット で履修 コンピュータ活用を含む
		△環境基礎科学実験 C 2 (主に化学)	1	
生物学		○環境生命科学 A	2	
	○環境生命科学 B	2		
	環境資源植物科学	2		
	生態学	2		
	生物多様性科学	2		
	環境生理学	2		
	分子生物学	2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	△環境基礎科学実験 B 1 (主に生物学)	1	コンピュータ活用を含む セット で履修 コンピュータ活用を含む	
	△環境基礎科学実験 B 2 (主に生物学)	1		
地学	○環境地球科学 A	2		
	○環境地球科学 B	2		
	環境地球化学	2		
	地球環境変動史	2		
	大気環境学	2		
	環境物理学 A	2		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	△環境基礎科学実験 A 1 (主に地学)	1	コンピュータ活用を含む セット で履修 コンピュータ活用を含む	
	△環境基礎科学実験 A 2 (主に地学)	1		

備 考

- (1) ○印科目は、高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2) ○，△印科目は、中学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (3) 高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、△印科目より 2 単位を修得しなければならない。
- (4) 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目 20 単位を修得すること。
- (5) 中学校一種教諭免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目 22 単位を修得すること。
- (6) 「免許法施行規則に定める最低修得単位数」と「神戸大学での必要修得単位数」は異なる。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（数学）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
代数学	中一種免 20 高一種免 20	○数理科学入門（代数系）	2	
		計算代数A	2	
		計算代数B	2	
幾何学		○数理科学入門（幾何系）	2	
		複雑系の幾何学	2	
解析学		○数理科学入門（解析系）	2	
		環境モデル解析A	2	
		環境モデル解析B	2	
「確率論、統計学」		○数理科学入門（統計系）	2	
		統計的問題解決法	2	
		多変量解析	2	
		実験計画法	2	
コンピュータ		○計算機科学入門	2	
		数理モデルプログラミング	2	

備 考

- (1) ○印科目は，中学校及び高等学校教諭教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2) 中学校及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は，上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。

中学校・高等学校教諭第一種免許状（家庭）

教科に関する科目	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	中一種免20 高一種免21	○ライフスタイル論A	2	
		○ライフスタイル論B	2	
		高齢者環境論	2	
被服学（被服製作実習を含む。）		○衣環境論	2	
		環境形成科学実験A	2	
		○環境形成科学実習A	2	被服製作実習を含む
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		○食環境論A	2	
		○食環境論B	2	
		環境形成科学実験B	2	
		○環境形成科学実習B	2	調理実習を含む
住居学（製図を含む。） ※1	○住環境論	2	製図を含む	
	生活空間計画論	2		
保育学（実習及び家庭看護を含む。）※2	○こども環境論	2	実習を含む	
家庭電気・機械及び情報処理	△アプライアンス環境論	2	高一種のみ	
	△環境形成科学調査法1	1	高一種のみ	

備 考

- (1) ○印科目は、中学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
 - (2) ○、△印科目は、高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
 - (3) 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目21単位を修得すること。
 - (4) 中学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。
 - (5) 「免許法施行規則に定める最低修得単位数」と「神戸大学での必要修得単位数」は異なる。
 - (6) 中学校教諭一種免許状を取得する場合は、「家庭電気・機械及び情報処理」に関する科目を修得しなくてもよい。修得したとしても、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」のいずれにも加えることはできない。
- ※1 中学校教諭一種免許の場合は、「住居学」となる。
- ※2 中学校教諭一種免許の場合は、「保育学（実習を含む。）」となる。

中学校教諭第一種免許状（社会）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考	
日本史及び外国史	中一種免20	○日本史	2		
		社会環境変動史	2		
		公害・環境史	2		
		○外国史	2		
		労働環境史	2		
		グローバル経済環境史	2		
		環境思想史	2		
地理学（地誌を含む。）		○人文地理学	2	文学部開設科目	} セット で履修
		○自然地理学（a）	1		
		○自然地理学（b）	1	文学部開設科目	
		地域空間システム論	2		
		グローバル都市地域論	2		
		途上国農村地域開発論	2		
		地域社会共生論	2		
		フィールドワーク実習	2		
		○地誌（a）	1	文学部開設科目	} セット で履修
		○地誌（b）	1	文学部開設科目	
「法学、政治学」		法学	2	} 2単位を選択必修	
		政治学	2		
		グローバル開発政策論	2		
	グローバル平和論	2			
	環境法	2			
	環境政策論	2			
「社会学、経済学」	社会学	2	} 2単位を選択必修		
	経済学	2			
	福祉環境システム論	2			
	地域復興政策論	2			
	環境社会学	2			
	社会文化環境論	2			
「哲学、倫理学、宗教学」	○倫理学	2			

備考

- (1) ○印科目は、中学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2) 中学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。

高等学校教諭第一種免許状（地理歴史）

教科に関する科目	神戸大学での 必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
日本史	高一種免20	○日本史	2	
		社会環境変動史	2	
		公害・環境史	2	
外国史		○外国史	2	
		労働環境史	2	
		グローバル経済環境史	2	
		環境思想史	2	
人文地理学及び 自然地理学		○人文地理学	2	文学部開設科目 } セット 文学部開設科目 } で履修
		○自然地理学(a)	1	
		○自然地理学(b)	1	
		地域空間システム論	2	
		グローバル都市地域論	2	
		途上国農村地域開発論	2	
	地域社会共生論	2		
フィールドワーク実習	2			
地誌	○地誌 (a)	1	文学部開設科目 } セット 文学部開設科目 } で履修	
	○地誌 (b)	1		

備 考

- (1) ○印科目は，高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2) 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は，上記の科目より教科に関する科目 20 単位を修得すること。

高等学校教諭第一種免許状（公民）

教科に関する科目	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	高一種免20	法律学	2	国際法を含む } 2単位を 国際政治を含む } 選択必修
		政治学	2	
		グローバル開発政策論	2	
		グローバル平和論	2	
		環境法	2	
		環境政策論	2	
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		社会学	2	国際経済を含む } 2単位を 選択必修
		経済学	2	
		福祉環境システム論	2	
		地域復興政策論	2	
		環境社会学	2	
		社会文化環境論	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○倫理学	2		
	心理学の基礎と歩み1	1		
	心理学の基礎と歩み2	1		
	ライフコースの心理学1	1		
	ライフコースの心理学2	1		

備考

- (1) ○印科目は、高等学校教諭一種免許状の指定科目（必修科目）である。
- (2) 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、上記の科目より教科に関する科目20単位を修得すること。

第2表 教職に関する科目（中学校・高等学校一種免許状）

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、 サービス及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の 機会の提供等	2	◎教職論（中・高）1 ◎教職論（中・高）2	1 1	
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	◎教育原理1 ◎教育原理2 教育史1 教育史2	1 1 1 1	セットで履修
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		◎発達心理学（中・高）1 ◎発達心理学（中・高）2 青年心理学1 青年心理学2	1 1 1 1	セットで履修
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		◎教育行政学（中・高）1 ◎教育行政学（中・高）2 教育経営学（中・高）1 教育経営学（中・高）2	1 1 1 1	セットで履修
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	中12 高8～10	◎中等カリキュラム論1 ◎中等カリキュラム論2	1 1	
		各教科の指導法		※英語科教育論A1 ※英語科教育論A2 英語科教育論B1 英語科教育論B2 英語科教育論C1 英語科教育論C2 英語科教育論D1 英語科教育論D2 ※保健体育科教育論A1 ※保健体育科教育論A2 ※保健体育科教育論B1 ※保健体育科教育論B2 保健体育科教育論C1 保健体育科教育論C2 保健体育科教育論D1 保健体育科教育論D2 ※音楽科教育論A1 ※音楽科教育論A2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	セットで履修 セットで履修 セットで履修 セットで履修

	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	神戸大学での必要修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	中12 高8～10	※音楽科教育論B 1	1	セット で履修 セット で履修 該当する教科の指導法を履修すること。 中一種免は、必修科目を含め、4単位選択必修。 高一種免は2～4単位選択必修。
				※音楽科教育論B 2	1	
				音楽科教育論C 1	1	
				音楽科教育論C 2	1	
				音楽科教育論D 1	1	
				音楽科教育論D 2	1	
				※美術科教育論A 1	1	
				※美術科教育論A 2	1	
				美術科教育論B 1	1	
				美術科教育論B 2	1	
				美術科教育論C 1	1	
				美術科教育論C 2	1	
				美術科教育論D 1	1	
				美術科教育論D 2	1	
				理科教育論A	2	
				理科教育論B	2	
				理科教育論C	2	
				理科教育論D	2	
				※数学科教育論A 1	1	セット で履修 セット で履修 セット で履修 (取得しようとする免許科目の教育論を履修すること。他教科教育論をもつてかえることはできない)
				※数学科教育論A 2	1	
				数学科教育論B 1	1	
				数学科教育論B 2	1	
				数学科教育論C 1	1	
				数学科教育論C 2	1	
				数学科教育論D 1	1	
				数学科教育論D 2	1	
				※家庭科教育論A	2	
				※家庭科教育論B	2	
				家庭科教育論C 1	1	
				家庭科教育論C 2	1	
				家庭科教育論D 1	1	
				家庭科教育論D 2	1	
				※社会科教育論A 1	1	セット で履修 セット で履修
				※社会科教育論A 2	1	
				社会科教育論B 1	1	
				社会科教育論B 2	1	
社会科・公民科教育論1	1					
社会科・公民科教育論2	1					

	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	神戸大学での必要 修得単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考	
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	中12 高8～10	社会科・地歴科教育論 1	1	セット で履修	
				社会科・地歴科教育論 2	1		
				※地歴科教育論 1	1	セット で履修	
				※地歴科教育論 2	1		
				社会科・地歴科教育論 1	1		
				社会科・地歴科教育論 2	1		
				道徳の指導法	◎中等道徳教育論 1	1	中一種免のみ
						○中等道徳教育論 2	1
	特別活動の指導法	◎中等特別活動指導論 1	1				
		◎中等特別活動指導論 2	1				
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎中等学習指導論 1	1					
	◎中等学習指導論 2	1					
進路指導、生徒指導、教育相談及び 進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	◎中等生徒指導論 1	1	進路指導含む		
	進路指導の理論及び方法		◎中等生徒指導論 2	1	進路指導含む		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		◎中等学校教育相談 1	1			
			◎中等学校教育相談 2	1			
第五欄	教育実習	中5 高3	◎中等教育事前・事後指導	1			
			中学校教育実地研究 A	2			
			中学校教育実地研究 B	2			
			高等学校教育実地研究	2			
第六欄	教職実践演習	2	◎教職実践演習(中・高) 1	1			
			◎教職実践演習(中・高) 2	1			

備考

- (1)◎印科目は、中学校及び高等学校教諭一種免許状の指定科目(必修科目)である。
- (2)○印科目は、中学校教諭一種免許状の指定科目(必修科目)である。
- (3)※印科目は、該当する教科の指導法において指定科目(必修科目)である。
- (4)中学校及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の単位修得については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (5)高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、第四欄の道徳の指導法に関する科目を修得しなくてもよいが、修得した場合は、「教科又は教職に関する科目」に加えることができる。

- (6) 中学校及び高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得する場合に限り、「コミュニティと音楽1」を取得すれば、教科又は教職に関する科目として、加えることができる。267ページを参照のこと。
- (7) 教育実習は、原則としてグローバル文化学科の学生は4年次、発達コミュニティ学科、環境共生学科の学生は3年次に実施する。
- (8) 本学部認定授業科目欄において「必修」「選択必修」の各区分で指定された科目は遺漏の無いように履修すること。
- (9) 中学校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「中学校教育実地研究A」「中学校教育実地研究B」の3科目（計5単位）を同一年度において履修する。
- (10) 高校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「高校教育実地研究」の2科目（計3単位）を同一年度において履修する。ただし、中学校教諭一種免許状を取得するために履修する3科目により、高等学校教諭一種免許状取得も可能である。

教育実習の受講資格〈中学校及び高等学校教諭一種免許の場合〉

- ・教科に関する科目 6単位以上
- ・教職に関する科目 9単位以上（教職論（中・高）1・2及び各教科の指導法2単位以上含む）

原則として、上記単位を教育実習までに修得したと認められる者。

3. 特別支援学校

第1表 特別支援教育に関する科目

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類 及び単位数	本学部認定授業科目	単位数	備考
			特別支援 学校一種			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	○特別支援教育総論 1 特別支援教育総論 2 特別支援教育学 障害共生教育論 1 障害共生教育論 2	1 1 1 1 1	
第二欄	特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	○発達障害心理学 1 ○発達障害心理学 2 発達障害と共生社会 1 ○障害児発達学 1 ○障害児発達学 2 ○知的障害の生理・病理 ○肢体不自由者心理・生理・病理 1 ○肢体不自由者心理・生理・病理 2	1 1 1 1 1 1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○知的障害支援学 1 ○知的障害支援学 2 発達障害教育論 1 発達障害教育論 2 ○肢体不自由教育論 1 ○肢体不自由教育論 2 発達障害と共生社会 2	1 1 1 1 1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		支援教育臨床学 1 支援教育臨床学 2 臨床発達支援学 2	1 1 1	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	○児童青年精神医学 1 児童青年精神医学 2 ○言語発達と教育 1	1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○障害とリハビリテーション ○臨床発達支援学 1 言語発達と教育 2	1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		○障害児支援学概論	1	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	○特別支援教育実地研究	3	

備考

- (1)○印科目は、指定科目（必修科目）である。
- (2)教育実習は、原則として4年次（附属特別支援学校）に実施する。

5 教育職員免許以外の資格について

(1) 学芸員の資格に関する科目

博物館法施行規則に定める科目		本学で開講する授業科目		
科目名	単位数	科目名	単位数	備考
生涯学習概論	2	ESD生涯学習論A	1	国際教養教育院開講
		ESD生涯学習論B	1	国際教養教育院開講
博物館概論	2	博物館概論1	1	
		博物館概論2	1	
博物館経営論	2	博物館経営論1	1	
		博物館経営論2	1	
博物館資料論	2	博物館資料論1	1	
		博物館資料論2	1	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論(a)	1	文学部
		博物館資料保存論(b)	1	文学部
		博物館資料保存論	2	理学部
博物館展示論	2	博物館展示論1	1	
		博物館展示論2	1	
博物館教育論	2	博物館教育論1	1	
		博物館教育論2	1	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論1	1	
		博物館情報・メディア論2	1	
博物館実習	3	博物館実習	3	

* 博物館実習には、事前指導・学内実習・館園実習及び事後実習を含む。

学内実習には原則2年次以降、館園実習は原則3年次以降に行う。

館園実習に伴う事前指導及び事後指導は館園実習の前後に行う。

博物館実習全体の事前指導は、原則2年次、事後指導は館園実習終了後に行う。

* 博物館法第5条により、大学において博物館に関する科目を修得し、学士の学位を得た者には学芸員の資格が発生する。この証明を必要とする者は、教務学生係に証明書発行願を提出し、交付を受けること。

(2) 社会教育主事の資格に関する科目

社会教育主事講習等規程に定める科目		単位数	本学部認定授業科目	単位数
生涯学習概論	4	ESD生涯学習論A	1	
		ESD生涯学習論B	1	
		ソーシャルエンパワメント論	1	
		包括支援システム論	1	
社会教育計画	4	社会教育計画論1	1	
		社会教育計画論2	1	
		フィールドワーク方法論	1	
		社会調査法1	1	
		社会調査法2	1	
社会教育実習・演習	4	社会教育課題研究（ボランティア学習論）1	1	
		社会教育課題研究（ボランティア学習論）2	1	
		社会教育課題研究（障害共生教育論）1	1	
		社会教育課題研究（障害共生教育論）2	1	
		社会教育課題研究（リスクコミュニケーション論）1	1	
		社会教育課題研究（リスクコミュニケーション論）2	1	
		社会教育課題研究（ジェンダー問題学習論）1	1	
		社会教育課題研究（ジェンダー問題学習論）2	1	
社会教育特講	12	4	青年心理学1	1
			青年心理学2	1
			発達心理学（中・高）1	1
			発達心理学（中・高）2	1
			スポーツプロモーション論1	1
			スポーツプロモーション論2	1
			ライフコースの心理学1	1
			ライフコースの心理学2	1
			コミュニティとメディア1	1
			コミュニティとメディア2	1
			ヘルスプロモーション1	1
			ヘルスプロモーション2	1
			家族の発達と病理1	1
			家族の発達と病理2	1
			加齢の社会心理学1	1
			加齢の社会心理学2	1
			コミュニティと表象A	1
			コミュニティと表象B	1
			文化政策論A	1
			文化政策論B	1
			福祉環境システム論	2
			コミュニティ・ジェンダー論1	1
			コミュニティ・ジェンダー論2	1

社 会 教 育 特 講	社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・ 事業・施設)	4	ミュージックセラピー1	1
			ミュージックセラピー2	1
			身体表現論1	1
			身体表現論2	1
			人と音楽1	1
			人と音楽2	1
			ファッション文化論	1
			ボールゲームズ実習1	1
			ボールゲームズ実習2	1
			コミュニティと音楽1	1
			コミュニティと音楽2	1
			コンテンポラリーダンス1	1
			コンテンポラリーダンス2	1
			スポーツコミュニティ形成論1	1
			スポーツコミュニティ形成論2	1
			人とアート論1	1
			人とアート論2	1
			創造の発想とプロセスA	1
			創造の発想とプロセスB	1
			アートマネジメント論1	1
			アートマネジメント論2	1
			アートプロジェクト実践1	1
			アートプロジェクト実践2	1
			ミュージックプロジェクト実践1	1
	ミュージックプロジェクト実践2	1		
	障害共生教育論1	1		
	障害共生教育論2	1		
	教育行政学(中・高)1	1		
	教育行政学(中・高)2	1		
	社会教育特講Ⅲ (その他必要な 科目)	4	グローバルイシュー概論	1
			グローバルイシュー演習	1
			身体運動の文化史1	1
			身体運動の文化史2	1
			健康教育論1	1
健康教育論2			1	
コミュニティと都市1			1	
コミュニティと都市2			1	
グローバル正義論A			1	
グローバル正義論B			1	
グローバル平和論			2	
地域空間システム論			2	
合意形成プロセス論			1	
地域社会共生論			2	
環境保健学1	1			
環境保健学2	1			

(3) 社会福祉主事任用資格に関する科目

社会福祉主事の設置に関する法律に定める科目	本学部で開講する科目	単位数
社会福祉概論	社会福祉論 1	1
	社会福祉論 2	1
社会福祉事業史		
社会福祉援助技術論		
社会福祉調査論		
社会福祉施設経営論		
社会福祉行政論		
社会保障論		
公的扶助論		
児童福祉論		
家庭福祉論		
保育理論		
身体障害者福祉論		
知的障害者福祉論		
精神障害者保健福祉論		
老人福祉論		
医療社会事業論		
地域福祉論		
法学	法律学	2
民法		
行政法		
経済学		
社会政策		
経済政策		
心理学		
社会学	社会学	2
教育学		
倫理学		
公衆衛生学	公衆衛生学 1	1
	公衆衛生学 2	1
医学一般		
リハビリテーション論		
看護学		
介護概論		
栄養学		
家政学		

※社会福祉主事の設置に関する法律に定める科目から3科目以上履修すること。
 なお、本学部で開講する科目で1、2と分割しているものについては、両科目を履修することが必要である。

V 学 生 関 係

1 学生生活上の周知事項について

(1) 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて公用掲示板により行いますので、常に掲示の内容に留意してください。また、神戸大学及び国際人間科学部のウェブサイト、うりぼーポータル（大学ウェブサイトよりリンク）も定期的にチェックしてください。

〈1〉 大学教育推進機構国際教養教育院関係掲示板（鶴甲第一キャンパスK棟1階）

- ① 全学共通授業科目等に関する事項
- ② 鶴甲第1キャンパスの学生生活に関する事項

〈2〉 学生センター掲示板（鶴甲第一キャンパスB棟1階）

〈3〉 本学部掲示板（鶴甲第一キャンパスE棟1階・鶴甲第二キャンパスA棟2階）

(2) 諸手続について

授業料の納付、証明書の交付・手続き、願出、届出等の手続きについては、「平成29年度 学生生活案内9～13ページ」を参照してください。

手続きには、大学から掲示等による通知に従い、一定期間内に手続きをとらなければならないもの、学生自身が必要となったときに自発的に手続きをしなければならないものがあります。

怠ったり、期間を過ぎると不利益になったり、修学にも支障を来すことがあるので十分注意してください。

不明な点がある場合は、教務学生係に問い合わせてください。

〔主な証明書〕

所属学部等（担当係）で交付するもの……学生証、通学証明書

証明書自動発行機により交付するもの……通学証明書交付願、学割証、在学証明書

（和文・英文）、卒業・修了（見込）証明書、学業成績証明書（和文・英文）、仮受験票

願出、届出等手続一覧については「平成29年度 学生生活案内14～15ページ」を参照し、必要なときは請求してください。

(3) 遵守事項・注意事項について

神戸大学学生として快適で楽しく、実りある学生生活を送っていただくための一般的な遵守事項・注意事項については、「平成29年度 学生生活案内16～28ページ」に詳しく記載していますので参照してください。

〔主な記載事項〕 薬物，カルト団体，個人情報，悪質商法，インターネット上での情報発信，車両乗入れ，バイク通学，禁煙，盗難，飲酒，キャンパス内での事故，学生アカウント利用上の注意など

* 鶴甲第二キャンパスの車両乗入れ・単車での通学について

鶴甲第二キャンパスの車両による構内への乗入れについても鶴甲第一キャンパスと同様に原則として禁止しています。

身体上の理由により，車両の構内乗入れを必要とする者は「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けてください。

また，バイクによる通学についても，常に危険を伴うため，自粛するよう要望していますが，やむを得ない理由により単車による通学をするものは，次の指定の駐輪場に駐車してください。

昼 間 午前6時30分から午後9時45分まで（グラウンド西側）

夜 間 午後8時から翌朝午前8時まで（C棟西側夜間専用駐輪場）

(4) キャンパス内の施設の利用について

鶴甲第一キャンパス

① 学生交流ルーム／就職活動資料コーナー

学生交流ルーム／就職活動資料コーナーは，鶴甲第一キャンパス E 棟 1 階に設置されており，次の3つの機能を備えています。

- ・学生交流ルーム：学生相互の交流の場
- ・就職活動資料コーナー：学生の就職支援のための情報提供の場
- ・Inter Cultural Café（ICカフェ）：交換留学生の支援の場

利用が可能な時間帯は次のとおりです。

午前8時30分から午後5時15分までとし，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に定める休日，12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

② 教室（F・K・L・N棟を除く。），体育施設の使用については，「平成29年度 学生生活案内61～63ページ」を参照してください。

鶴甲第二キャンパス

① 発達ホール

発達ホール（D ルーム）は，学習環境改善の一環として，学生相互並びに学生・教職員の交流を深め，かつ学生・教職員の福利厚生を増進を図るため，A 棟 1 階（玄関西側）に設置されています。利用が可能な時間帯は次のとおりです。

午前8時20分から午後9時30分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

② 情報教育設備室（RIE）

RIE（リエ）と呼ばれる情報教育設備室は、自由にPC（iMac）を利用できる教室です。この教室で授業も行われますが、レポート作成や印刷にも使用でき、PCに詳しいスタッフが待機しています。PCやネットワークに関すること、神戸大学キャンパスの各所で使える「全学用無線LANサービス」の接続方法など、気軽に相談することができます。（F棟158）

③ キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターは、学生一人ひとりの進路・職業選択に関連したきめ細かい支援を提供し、個性に対応したキャリア形成をサポートしています。

場所はA棟1階発達ホール（Dルーム）の西側にあり、キャリア形成や就職に関する各種資料も閲覧できます。具体的なサポート内容は次のとおりです。

- ・キャリアに関する相談や質問（予約による個別面談）
※面談は予約制ですが、急ぐ場合はその旨申し出てください。
- ・求人票閲覧、書籍、ビデオ、DVD閲覧（貸し出しも可）
- ・各種セミナーやガイダンスの開催
- ・進路に関する情報案内

④ グラウンド、体育館、テニスコート

授業、大学行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため、グラウンド、体育館、テニスコートを使用することができます。その場合、使用責任者は、使用する日の3日前までに所定の使用許可願を学務部学生支援課へ提出し、許可を得なければなりません。ただし、外部団体と共催する催しについては、3か月前までに願い出なければなりません。

⑤ 教材用印刷機の使用について

A棟2階に印刷機を備えていますので、使用する場合は下記の注意事項に従って使用してください。

（教材用印刷機使用上の注意）

1. 教材用プリント以外の目的には使用できません。
2. 使用できる者は、本学部学生に限ります。用紙類は各自で準備してください。
3. 使用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、土曜、

日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は使用できません。

4. 使用する場合は、鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係で使用申込者台帳に所要事項を記入し、使用者の学生証を預けてください。
5. 共用の物品なので、使用については十分に注意し、清潔・整頓・後始末等には特に気をつけてください。

(5) その他

学生生活に関する次の項目については、「平成29年度 学生生活案内」を参照してください。

- 1 奨学制度・授業料免除……………（29～33ページ）
- 2 アルバイトの紹介……………（66ページ）
- 3 心身の健康管理……………（35～41ページ）
- 4 学生教育研究災害傷害保険制度……………（46～47ページ）
- 5 ハラスメント……………（42～45ページ）
- 6 課外活動……………（53ページ）
- 7 福利厚生施設……………（54～69ページ）